

第2次広島市男女共同参画基本計画

平成 23 年(2011 年)3 月

平成 28 年(2016 年)3 月変更

広 島 市

目 次

序 章 計画の見直しに当たって

1 計画の見直しの経緯	1
2 計画の見直しに当たっての考慮事項	1
3 計画の体系の見直し	17
4 重点的に取り組む項目	19
5 施策体系比較	21
6 施策の目標（指標）の体系比較	22
【参考】平成 23 年（2011 年）3 月「計画の策定に当たって」	23

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	31
2 計画の位置付け	31
3 計画期間	31
4 計画において目指す社会	31
5 計画の基本目標	31
6 計画の推進	32
7 計画に掲げる施策の範囲	32

第 2 章 各施策について

1 施策体系	35
2 基本目標、基本施策及び具体的施策 （Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍）	
基本目標 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	39
基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立 【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】	44
基本目標 3 地域における男女共同参画の推進	57
（Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現）	
基本目標 4 安心して暮らせる環境の整備	63
基本目標 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	69
基本目標 6 生涯を通じた女性の健康支援	76
基本目標 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進	81
（Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備）	
基本目標 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	84
基本目標 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施	91
3 施策の目標（指標）の一覧	94

第3章	計画の推進体制	96
-----	---------	----

参考資料

・	第2次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問）（写し）	99
・	広島市男女共同参画審議会の審議状況等	100
・	広島市男女共同参画審議会委員名簿	102
・	関係法令	
	男女共同参画社会基本法	103
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	107
	広島市男女共同参画推進条例	113
・	男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き	116
・	用語解説	118

序章 計画の見直しに当たって

1 計画の見直しの経緯

本市では、平成 23 年（2011 年）3 月に「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度）、以下「第 2 次基本計画」という。）を策定し、この計画に基づき諸施策を推進してきました。

第 2 次基本計画では、計画の推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の中間年である平成 27 年度（2015 年度）に見直しを行うこととしており、このたび見直しを行うものです。

2 計画の見直しに当たっての考慮事項

第 2 次基本計画は、次の四つの事項を考慮して見直します。

(1) 本市の男女共同参画の主な課題への対応【第 2 次基本計画の 5 年間の総括】

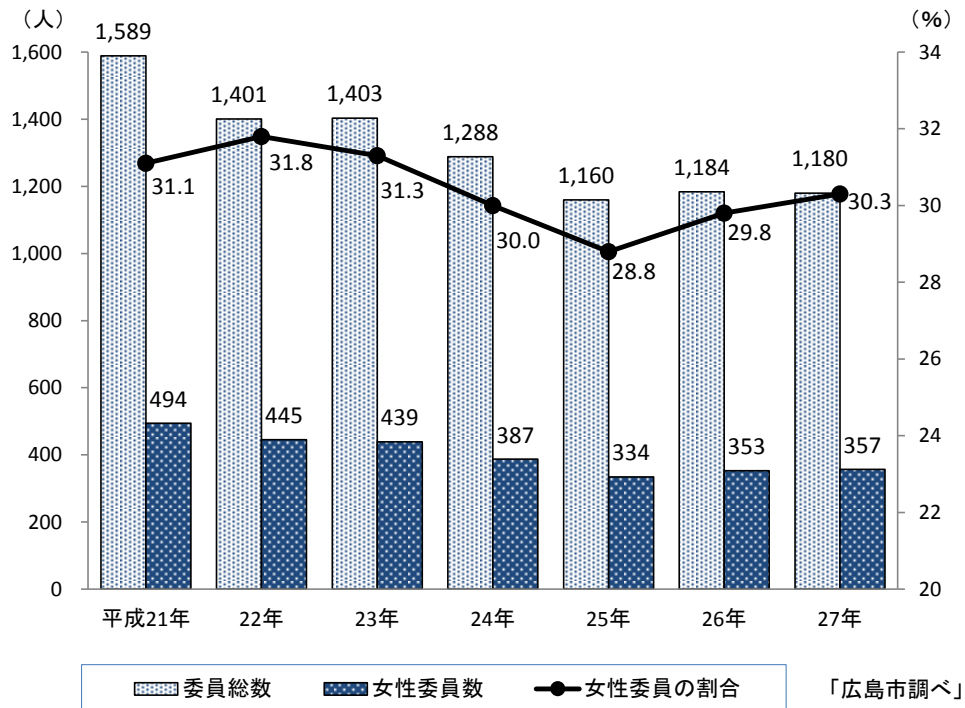
第 2 次基本計画の各基本目標に設定した施策の目標（指標）の達成状況や、平成 26 年度（2014 年度）に行った「広島市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民アンケート」という。）の結果では、計画策定時より指標の数値が改善された分野もあり、一定の成果をあげたと考えられます。しかしながら、多くの分野で目標の達成までに至っていない状況であり、その問題点や課題に対応するよう計画を見直します。

ア 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

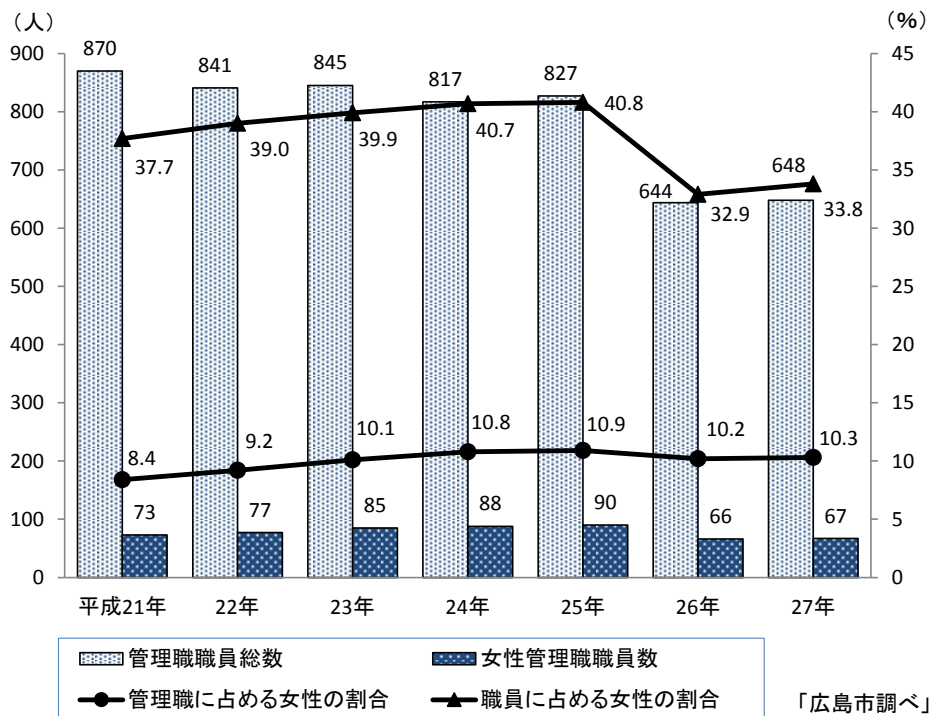
本市の審議会における女性委員の割合は、計画策定時よりも低くなっています（31.8%→30.3%）。一方、市職員の管理職（課長級以上）における女性の割合は、計画策定時よりも高くなっています（9.2%→10.3%）。

国において、「社会のあらゆる分野において、平成 32 年（2020 年）までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度にする」という目標に向けた取組を進める中、市の女性職員の育成・登用を進めるとともに、様々な分野での女性の参画の拡大を図っていくことが必要です。

審議会委員に占める女性の人数と割合の推移(各年4月1日)



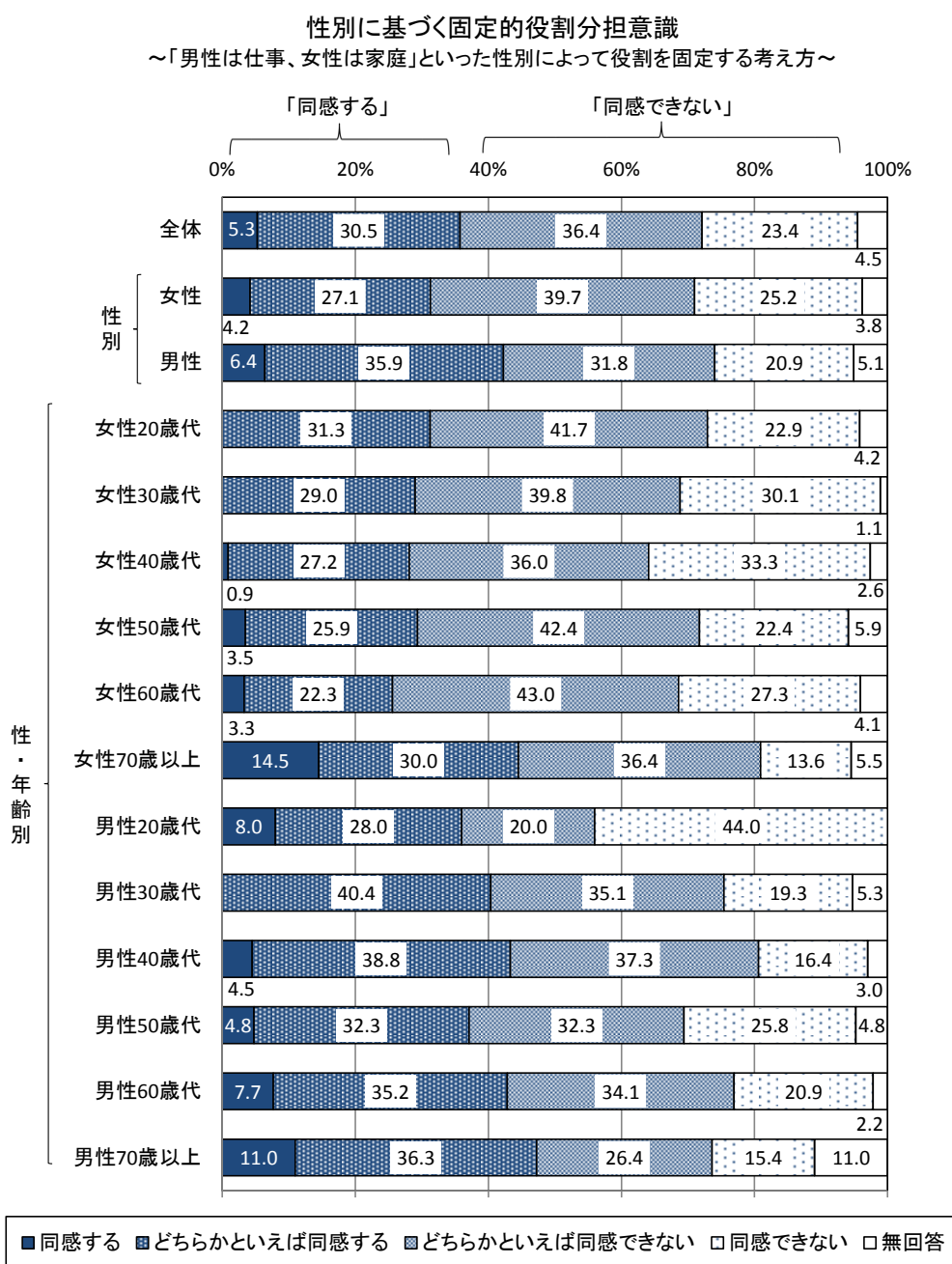
管理職等(教員は除く。)に占める女性の人数と割合の推移(各年4月1日)



イ 固定的性別役割分担意識の解消

市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方（固定的性別役割分担意識）について、「同感する」と回答した人の割合が、女性 31.3%、男性 42.3%と、女性よりも男性の方に根強く残っており、年齢別では高齢者に高くなっています。

固定的性別役割分担意識は、長い年月をかけて形成されてきたものであり、男女共同参画に関する様々な問題の温床となっています。このため、家庭、職場、地域など社会全体において、こうした意識の解消に向けた取組を一層進めるとともに、各年代別に有効な啓発を行う必要があります。



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

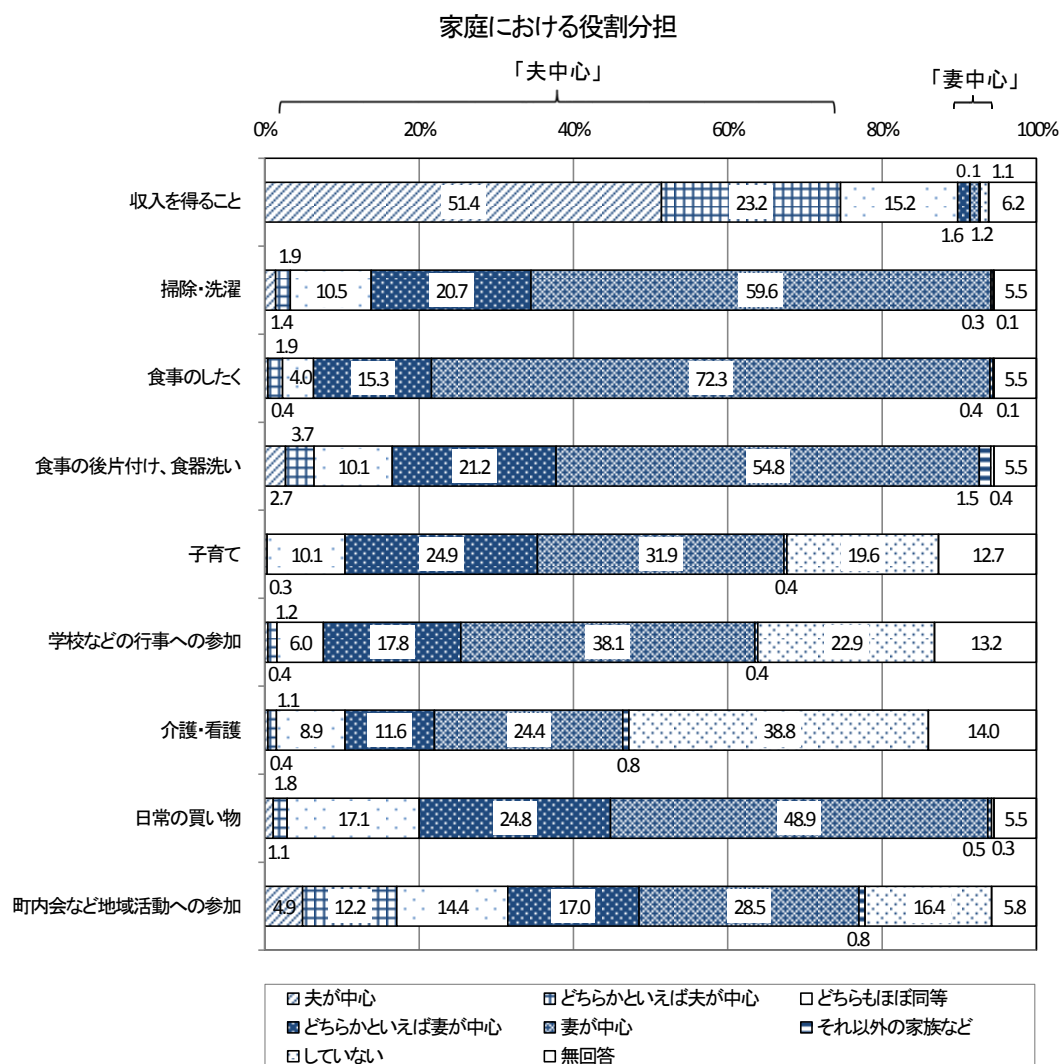
ウ 男性の家事・子育て・介護及び地域活動への参画の一層の促進

市民アンケートでは、「家庭における役割分担」について、「夫中心」との回答が多かったのは「収入を得ること」のみであり、それ以外の「掃除・洗濯」、「食事のしたく」、「食事の後片付け、食器洗い」、「子育て」、「町内会など地域活動への参加」などの家事・子育て・地域活動の項目は、全て「妻中心」との回答が多くなっています。

また、「1日の生活時間」については、「家事」では女性が平日・休日ともに約3時間となっているのに対し、男性は1時間未満であり、「子育て」も、女性が平日・休日ともに1時間を超えているのに対し、男性は平日9分、休日38分で、女性中心となっていることが伺えます。

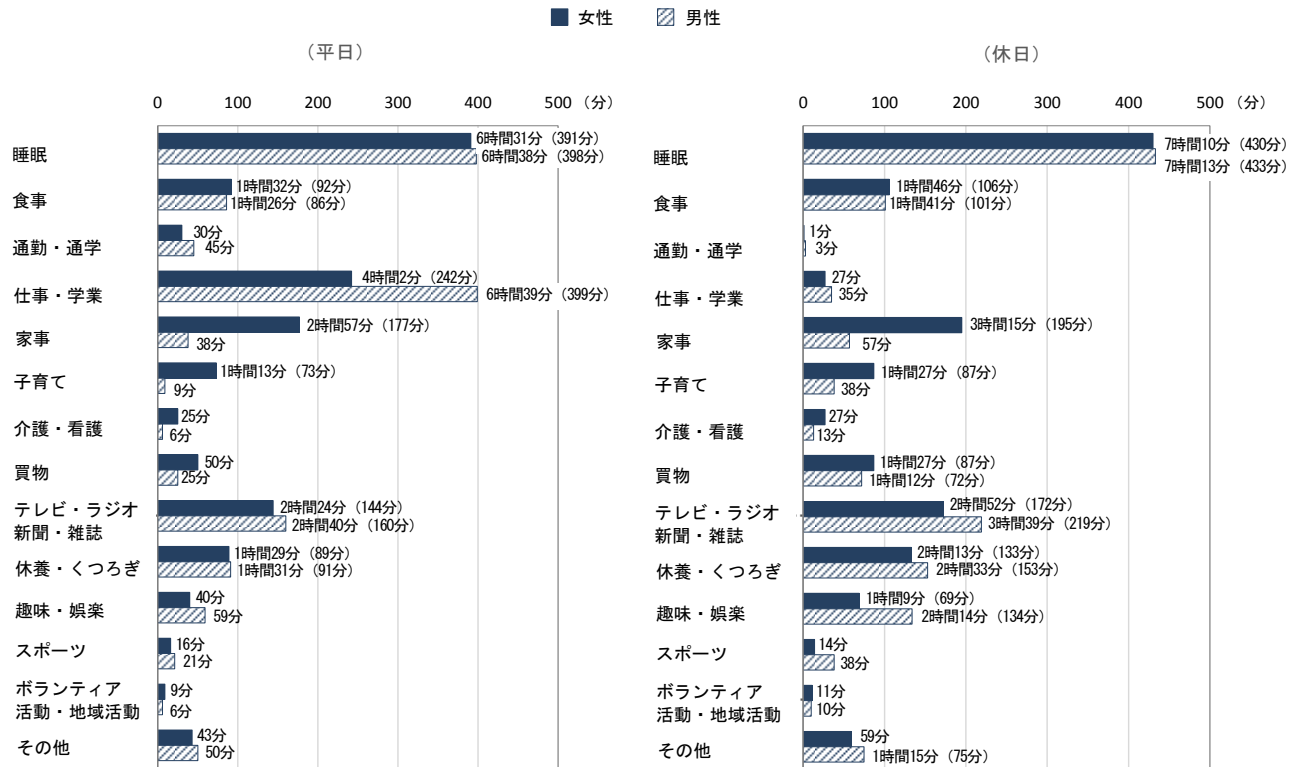
男性の育児休業取得率は、本市・民間事業所ともに低水準で、「男性の育児や介護等に関する制度の利用が少ない理由」については、「職場での理解が得られない」との回答が最も多く、「仕事が忙しく利用する暇がない」、「同僚に迷惑をかける」、「子育てや介護等は女性の役割である」という意識が強い」などの順となっています。

このため、これまで以上に男性が家事・子育て・介護や地域活動に主体的に参画するよう、男性や周囲の意識改革を促し、男性が職場以外の場においても積極的に役割を果たせるような支援を行っていくことが重要です。



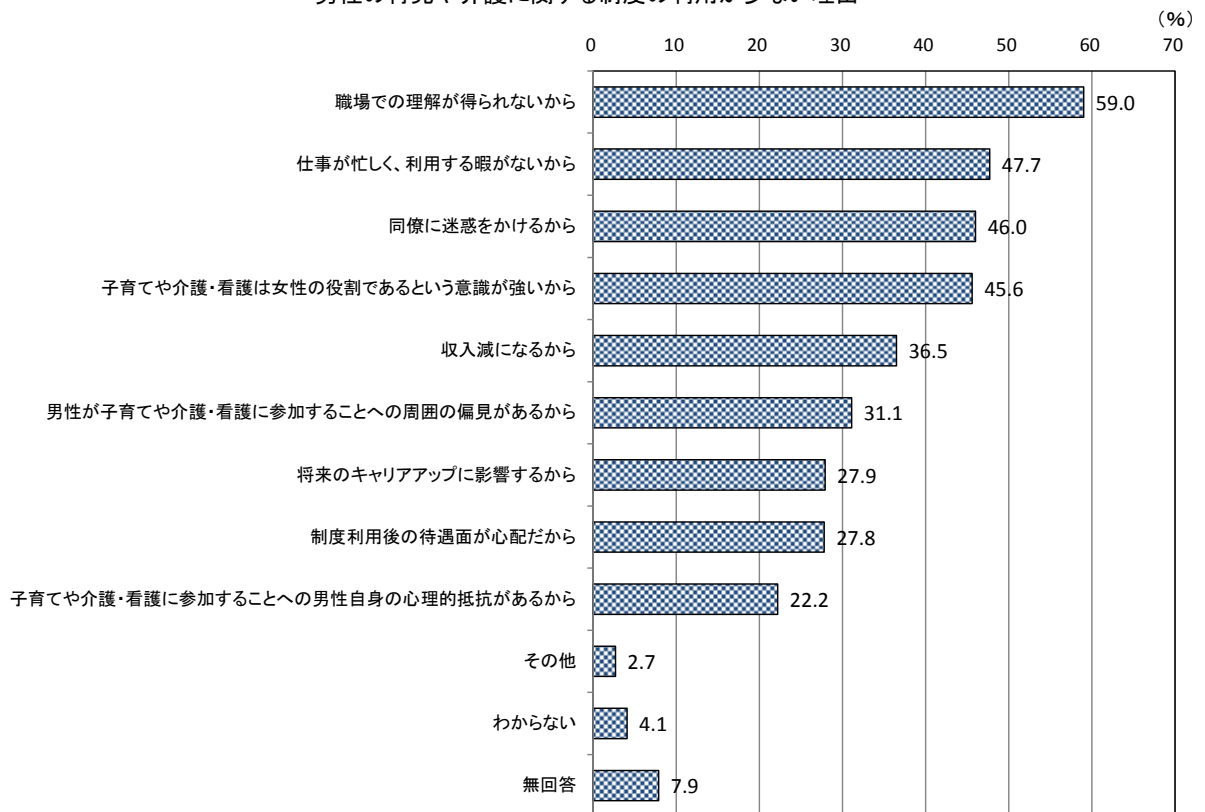
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

1日の生活時間



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

男性の育児や介護に関する制度の利用が少ない理由



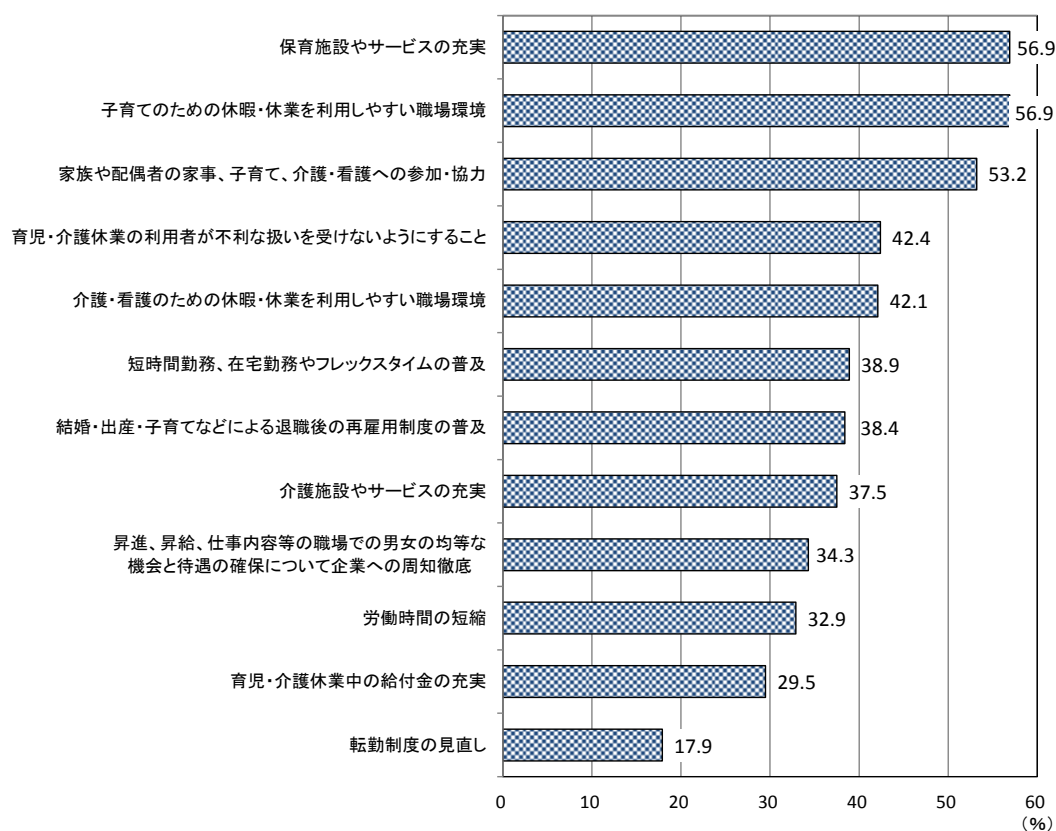
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

エ 職業生活と家庭生活の両立に向けた環境整備

市民アンケートでは、「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」について、「保育施設やサービスの充実」との回答が最も多く、それに次いで、「子育てのための休暇・休業を利用しやすい職場環境」、「育児・介護休業の利用者が不利な扱いを受けないようにすること」、「介護・看護のための休暇・休業を利用しやすい職場環境」、「短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイムの普及」など、企業の職場環境の整備に関する取組が必要とされています。

誰もが子育て・介護等をしながら安心して働くことができる社会の実現に向けて、多様なニーズに対応した子育てサービスや介護サービスの充実に努めるとともに、企業における両立支援制度と職場環境の整備を促進することが必要です。

男女が共に職業生活と家庭生活を両立するために必要なこと



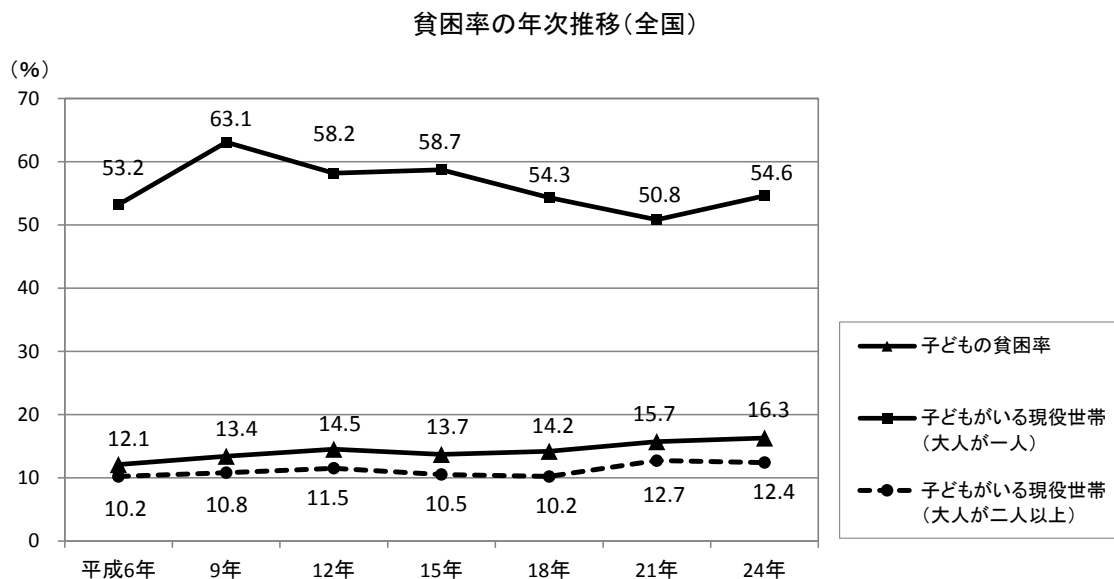
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

オ 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親世帯の増加などに伴い、貧困や教育・就労等の機会が得られないといった様々な困難を抱える人が増加しており、貧困の世代間連鎖も深刻な問題となっています。

特に母子家庭の母親の就業環境は厳しく、その要因として、実務経験や資格・技能の不足や、子育てと両立するための労働時間の制約により、正社員や勤務条件の良い仕事に就けないことがあります。

このため、ひとり親世帯、特に母子家庭の母親に対する資格・技能の習得支援の充実や、子育てをしながら働くことができる環境整備などの支援が必要です。



厚生労働省「国民生活基礎調査」

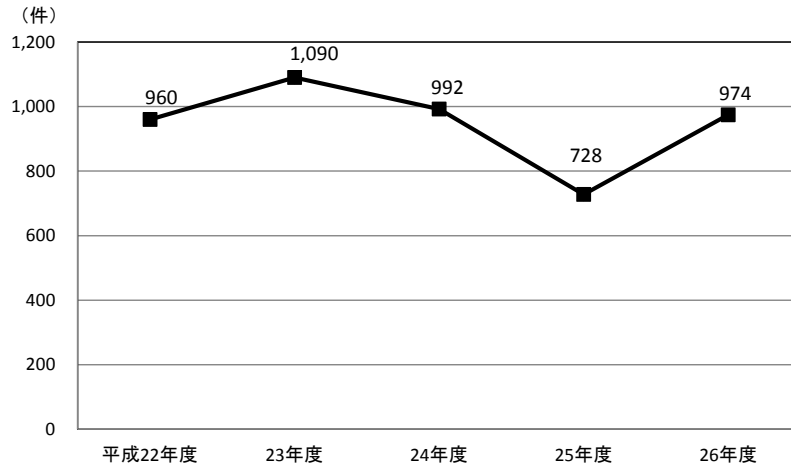
カ 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援の充実

DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。DVの防止及び被害者支援については、平成 21 年（2009 年）12 月に広島市配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談センター」という。）を開設し、被害者の支援に取り組んでおり、平成 26 年度（2014 年度）のDV相談センターにおける相談件数は 974 件となっています。また、警察における相談件数は、増加の一途を辿っています。

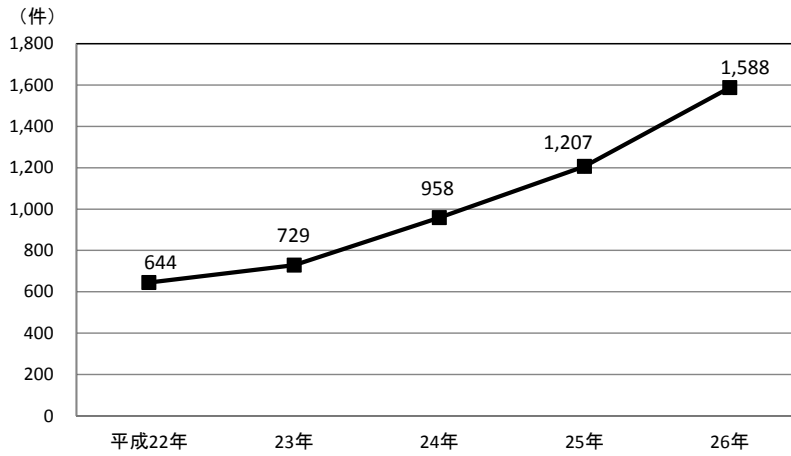
しかし、市民アンケートでは、配偶者からの暴力を受けた後の相談の有無について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が 3 割を超えており、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った」との回答が最も多く、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあると思った」の順となっています。

このため、早い段階で相談に結び付けることができるよう、DVに関する意識啓発と相談窓口の周知をより一層行うとともに、関係機関が連携を強化し、あらゆる面から総合的な取組を進める必要があります。

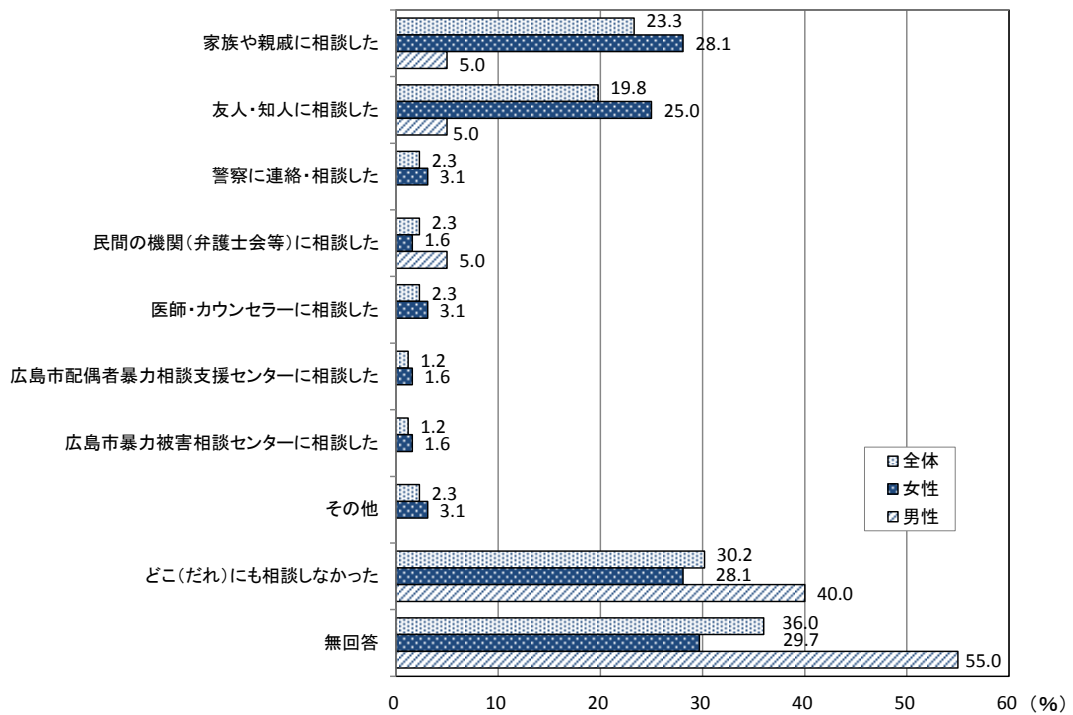
広島市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移



広島県警察におけるDV認知件数の推移



配偶者から受けた暴力に対する相談の有無



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

キ 推進体制の連携・強化

男女共同参画施策を強力に推進するためには、男女共同参画に関連する民間団体や関連機関の連携が欠かせません。市民やNPO、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域に密着した取組を推進することが重要です。

特に、女性の活躍推進や職業生活と家庭生活の両立を実現するためには、企業の職場環境の整備等の取組が必要であり、平成 26 年（2014 年）4 月に、国、県、本市を含む県内市町、経済団体、労働団体が連携して、企業の取組を促進する「働く女性応援隊ひろしま」が結成されました。今後、応援隊の活動を通じて、企業への働きかけや取組への支援などを進めていくことが重要です。

このほか、自治体レベルでの解決が難しい問題については、同様の問題を抱えている指定都市等と連携して、国等に対する積極的な要望・提言を行っていく必要があります。

(2) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

生産年齢人口の減少や超高齢社会の到来など、社会情勢の急速な変化に伴う課題に対応するよう計画を見直します。

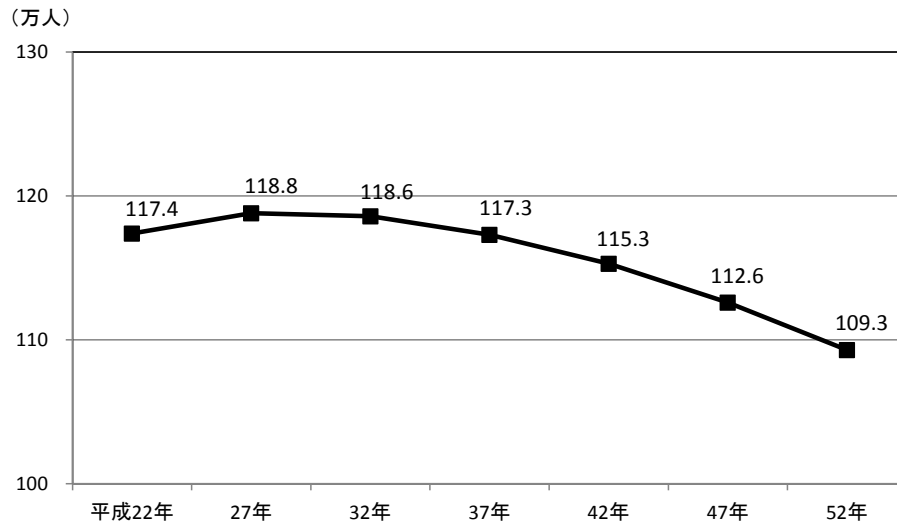
ア 人口減少と超高齢社会の到来

我が国では、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれています。「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計によると、本市の人口も平成 32 年（2020 年）までの間に減少に転じ、合計特殊出生率が 1.4 程度で推移した場合、平成 27 年（2015 年）の約 118 万人から平成 52 年（2040 年）には約 109 万人にまで減少し、生産年齢人口は、平成 32 年（2020 年）までに約 2 万人、平成 52 年（2040 年）までに約 14 万人が減少すると予測されています。

同時に高齢化も進行しており、本市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）は、約 4 人に 1 人が高齢者という状況です。今後も高齢化はさらに進み、平成 52 年（2040 年）の高齢化率は 34.8%になると見込まれ、特に高齢者に占める 75 歳以上の割合は、平成 32 年（2020 年）までに半数を上回り、その後は 75 歳以上の割合の方が高くなると予測されています。

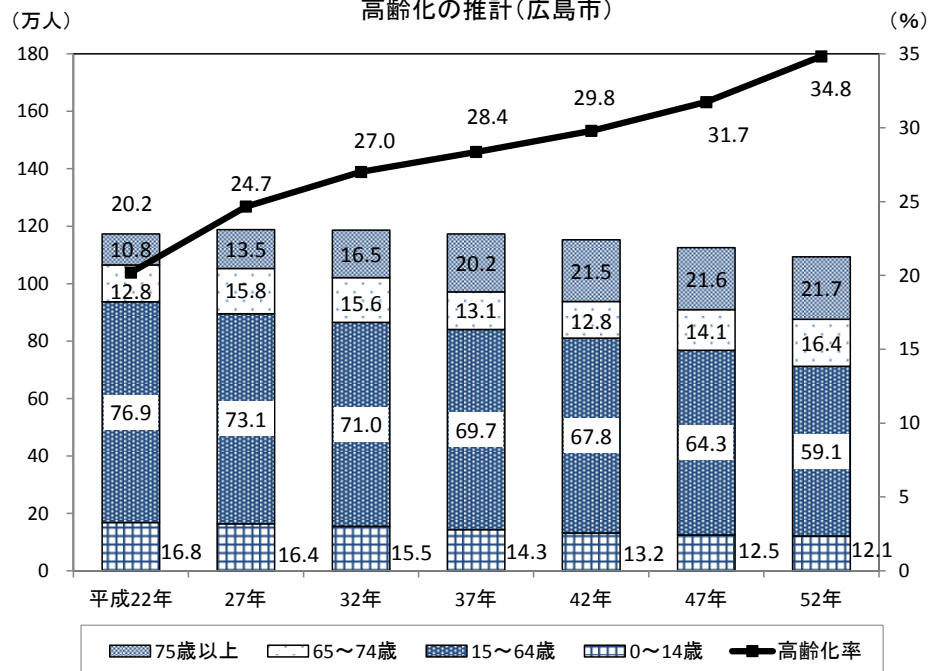
このため、生産年齢人口の減少に伴う持続可能な社会の構築に向けた対応や、高齢化の進行による要介護・要支援者の増加に伴う家族の介護負担の増加への対応が課題となっています。

人口の推計(広島市)



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」

高齢化の推計(広島市)



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」

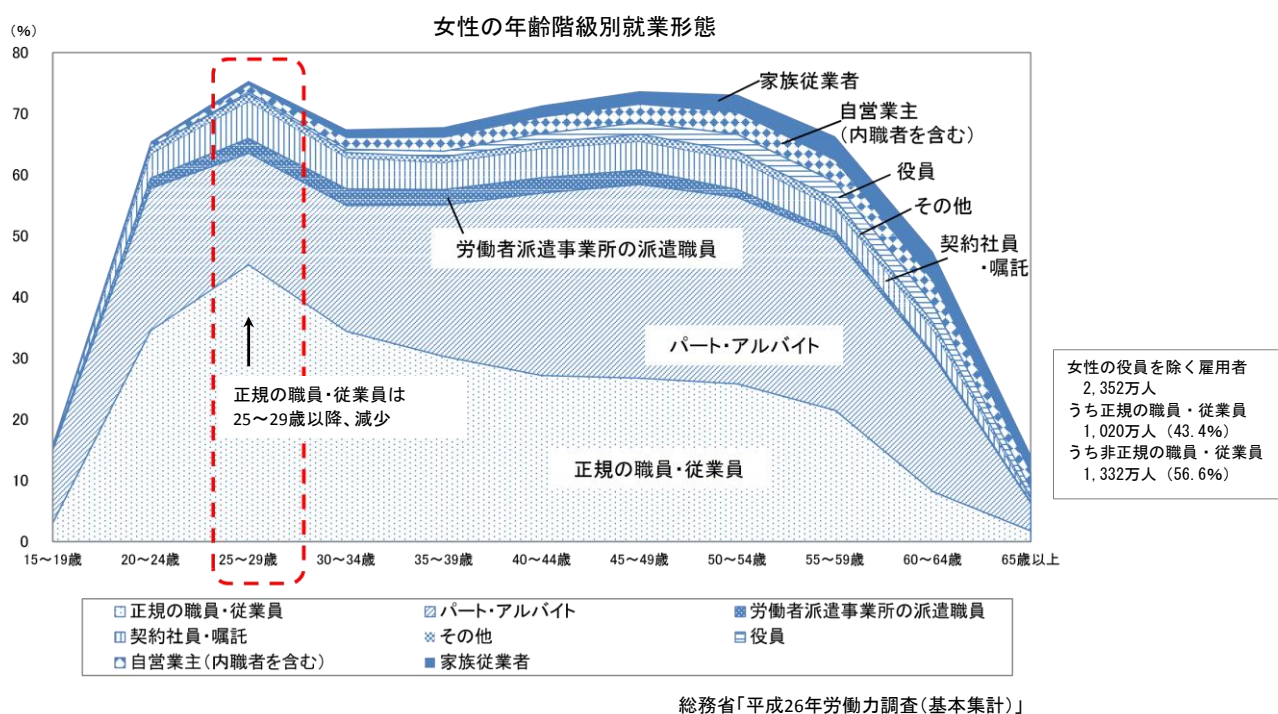
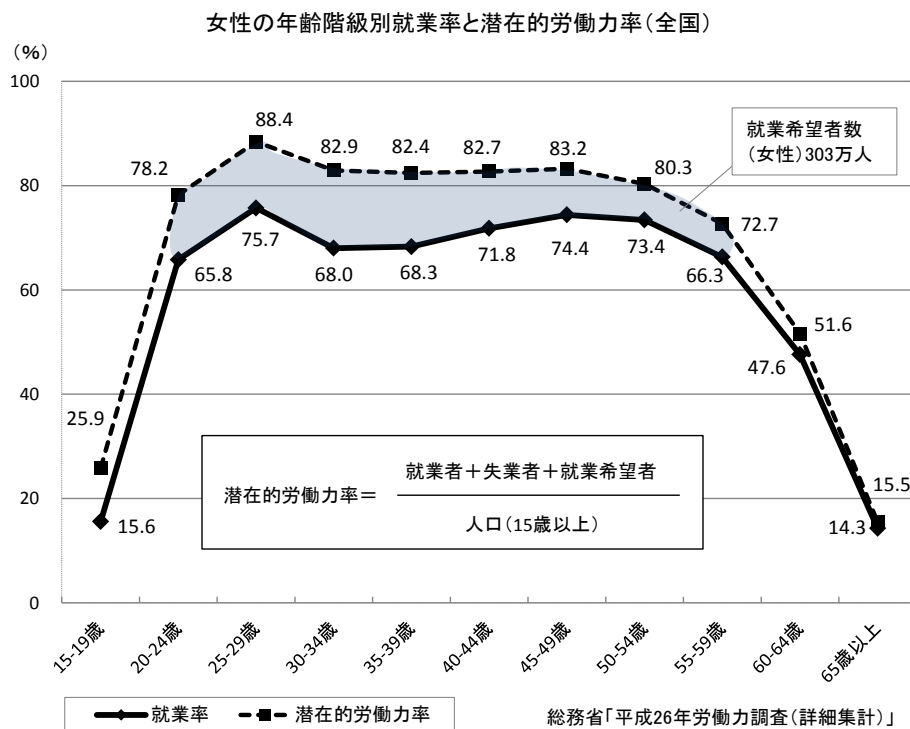
イ M字カーブ問題と再就職

我が国の女性の年齢階級別労働力率が、第一子出産を機に約6割の女性が離職することなどにより、出産・子育て期に当たる30歳代を底辺とする、いわゆる「M字カーブ」を描く問題は、いまだに解消されていません。

その一方で、国の調査(平成26年総務省「労働力調査(詳細集計)」)によると、非労働力人口の女性のうち約300万人が就労を希望しており、生産年齢人口が減少する中、潜在的な労働力である女性の活躍への期待が高まっています。

また、出産・子育てによる離職後の再就職に当たって、職業能力の低下や育児負担等が壁となり、非正規雇用者となる場合が多いことから、女性雇用者のうち非正規雇用者の割合が半数を超えています。非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい等の問題が指摘されており、自ら非正規雇用を希望する場合を除き、正規雇用と非正規雇用という「働き方の二極化」への対応が課題です。

このため、就労を希望する女性が、職業生活と家庭生活を両立し、活躍できる環境を整えるとともに、希望する就労形態で再就職できるような就労支援が求められています。

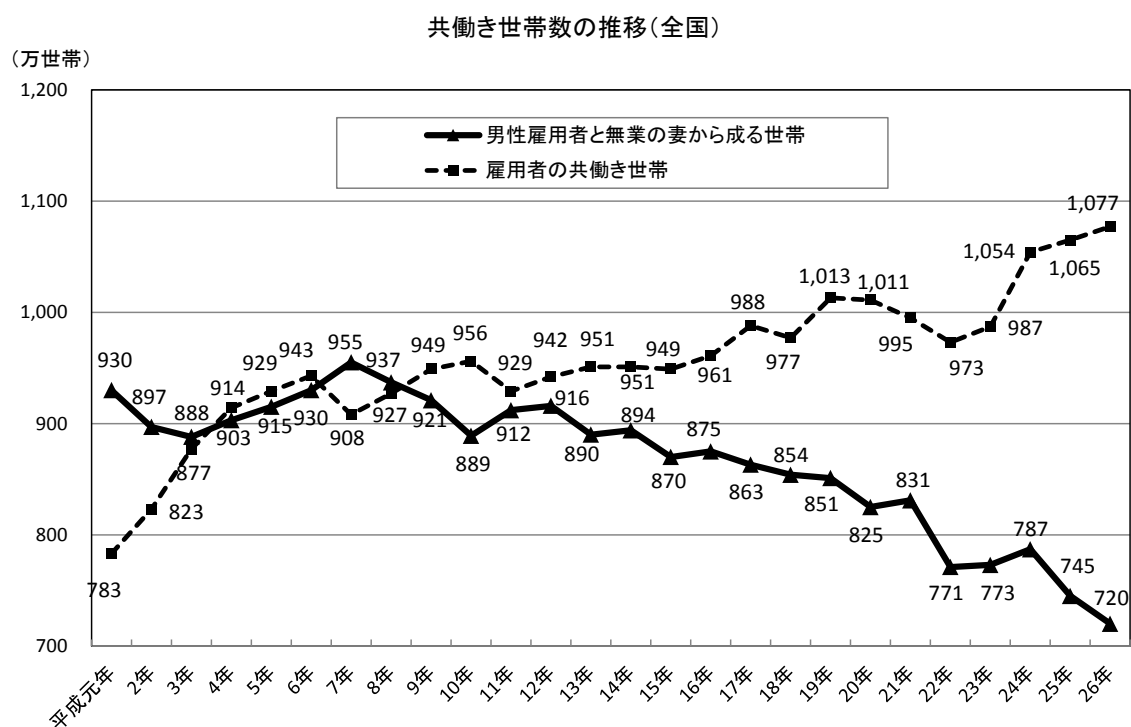


ウ 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化

晩婚化・未婚化や高齢人口の増加による単身世帯や、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性は、出産・子育て等による就業の中断や非正規雇用が多いことを背景に、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化など、女性を取り巻く環境が大きく変化する一方で、固定的な性別役割分担意識に基づく従来のシステムの下、事実上女性が多くを担っている家事・子育て・介護の負担が、高齢化等の進展により、さらに重くなることが想定されます。

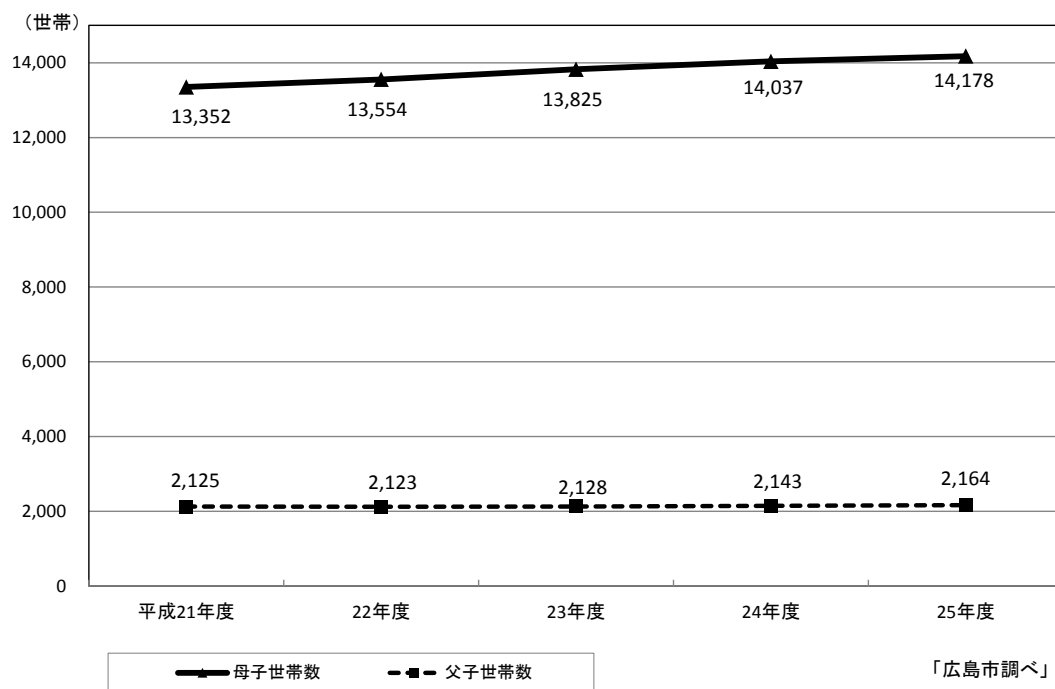
これらの困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援のほか、男性の家事・子育て・介護等への主体的な参画を難しくし、結果として女性の負担を重くする要因の一つとなっている長時間労働など、男性が置かれている労働環境の見直しなどの取組が必要とされています。



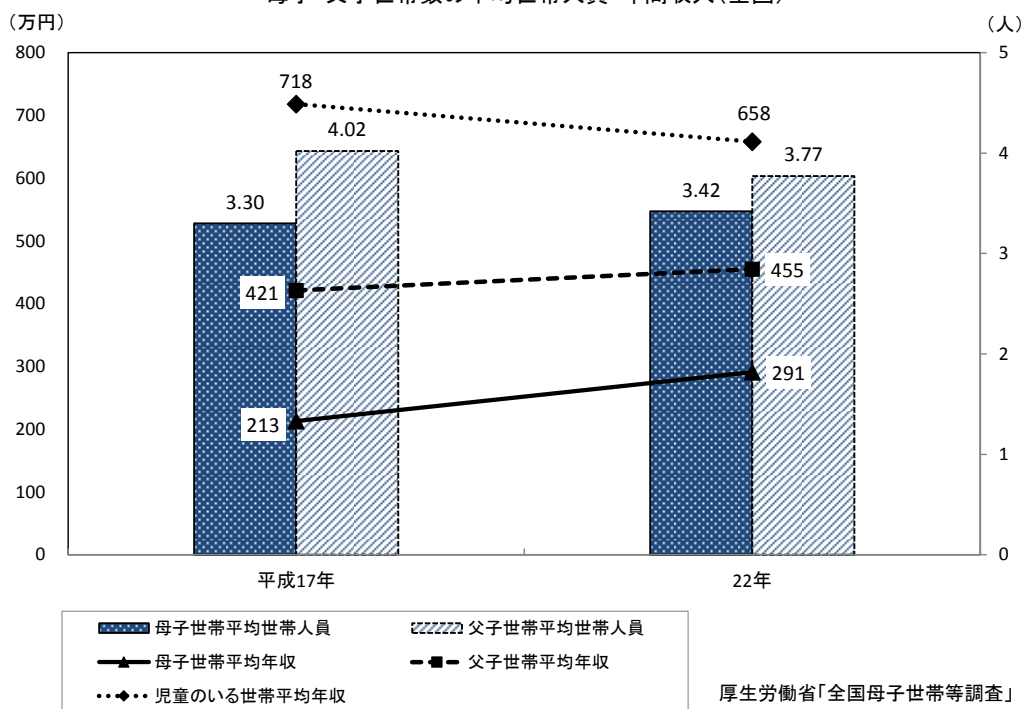
※ 平成22年、23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

内閣府「平成27年男女共同参画白書」

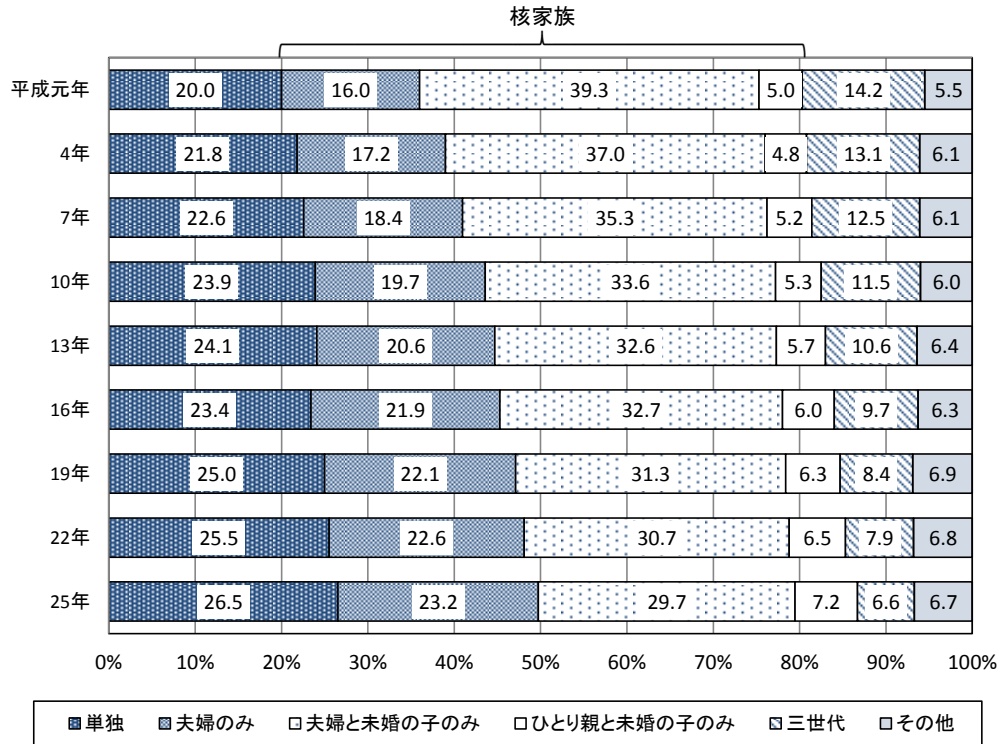
母子・父子世帯数の推移(広島市)



母子・父子世帯数の平均世帯人員・年間収入(全国)



世帯構造別にみた世帯数の割合の推移(全国)



厚生労働省「国民生活基礎調査」

エ 女性に対する暴力をめぐる環境の多様化による課題

配偶者等からの暴力やストーカー行為による被害が引き続き深刻な社会問題となっており、中でも若年層における交際相手からの暴力への対応が課題となっています。

特に、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及に伴う新たな形態の暴力への対応が求められています。

(3) 国の動向等への的確な対応

第2次基本計画の策定後に行われた法改正等をはじめとした国の動向等への的確に対応するよう計画を見直します。

ア 職業生活と家庭生活の両立に関する法改正

第2次基本計画策定後の5年間に、子育て・介護等をしながら安心して働くことができる社会の実現に向けて、次のような両立支援制度の整備が進められています。

○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正（平成21年（2009年）6月）

事業者に対して、3歳未満の子どもを持つ労働者に対する短時間勤務の措置や所定外労働の免除、介護休暇の導入などが義務付けられ、平成22年（2010年）6月から施行されました。

一部の規定は、常時 100 人以下の労働者を雇用する中小企業について適用が猶予されていましたが、平成 24 年（2012 年）7 月から施行されています。

○「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の制定（平成 24 年（2012 年）8 月）

短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や、産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等が規定されました。

○「子ども・子育て関連 3 法（※）」の制定（平成 24 年（2012 年）8 月）

質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度（2015 年度）から施行されました。

※ 子ども・子育て関連 3 法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

○「次世代育成支援対策推進法」の改正（平成 26 年（2014 年）4 月）

一般事業主行動計画の策定など、同法の有効期限の 10 年延長、新たな認定制度の創設、認定企業に対する税制上の措置の実施などの改正が行われました。

○「雇用保険法」の改正（平成 26 年（2014 年）3 月）

育児休業開始後 6 月につき、育児休業給付金支給率が、従来の 50% から 67% に引き上げられました。

イ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の制定（平成 27 年（2015 年）8 月）等

様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、平成 26 年（2014 年）10 月に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部」（本部長：内閣総理大臣、本部員：全閣僚）において、女性活躍推進法の制定などの法的措置を含む政策を取りまとめた「すべての女性が輝く政策パッケージ」が提示されました。

この政策パッケージに基づき、女性活躍推進法が制定され、平成 28 年（2016 年）4 月から、従業員数 301 人以上の企業に、女性の活躍推進に向けた一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられ、また、国や地方公共団体についても、特定事業主行動計画の策定が義務化されるとともに、当該区域における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（以下「推進計画」という。）の策定が努力義務とされました。

これにより、今後、企業や地方公共団体は、事業主行動計画や推進計画を策定し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取組を進めることになります。

ウ 「第4次男女共同参画基本計画」の策定等

平成26年（2014年）10月に内閣総理大臣からの諮問を受けた男女共同参画会議において、平成27年（2015年）7月に「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が取りまとめられ、次のような策定方針が示されました。

- ① 施策の選択と集中と推進体制の強化を通じた真に実効性のある計画
- ② 個別分野を3つの政策領域に体系化
- ③ 3つの政策領域ごとに重点的に監視・評価すべき目標を設定
- ④ 「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる横断的視点として位置付け、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ⑤ 積極的な女性採用・登用と指導的地位へ成長する人材層を厚くする取組を推進
- ⑥ 生活上の困難に陥りやすい女性の増加など働き方の二極化に伴う諸問題に対応
- ⑦ 東日本大震災の経験を踏まえた男女共同参画の視点からの防災復興対策
- ⑧ 女性に対するあらゆる暴力をめぐる状況の多様化への対応と根絶に向けた取組
- ⑨ 国際的な規範・基準等の尊重に努め、国際社会への積極的な貢献を推進
- ⑩ 地域の実情・特性を踏まえた取組の展開に向けた推進体制の強化

同会議では、こうした策定方針に基づき、平成27年（2015年）12月に答申を行い、これを受けて、国において「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

さらに、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」（働き方改革等による女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進など）、「夢をつむぐ子育て支援」（若者の雇用安定・待遇改善や仕事と子育てを両立できる環境整備など）、「安心につながる社会保障」（介護サービスの確保や仕事と介護を両立できる環境整備など）の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、平成27年（2015年）10月に「一億総活躍国民会議」が設置されました。

平成27年（2015年）11月には、同会議において「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」が取りまとめられ、この中で、「ニッポン一億総活躍プラン」についての基本的考え方を整理したほか、引き続き強い経済実現に向けた対策を講じつつ、「緊急に実施すべき対策」として、「希望出生率1.8の実現」、「介護離職ゼロ」という二つの目的達成に直結する政策に重点的に取り組むこととされました。

エ 女性に対する暴力の防止に関する法改正等

女性に対する暴力を根絶するため、予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成とともに、関係法令の改正と改正内容の周知徹底及び厳格な執行に努めるなど、暴力の形態に応じた取組が推進されています。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（平成25年（2013年）6月）

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました（平成26年（2014年）1月施行）。

(4) 市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」の策定

第2次基本計画策定後の平成23年（2011年）12月に、本市が目指すべき「まち」の姿と、その実現に向けた基本的な考え方を示した基本コンセプトが策定されました。

この中で示している本市が目指すべき「まち」は、市民が「世界に誇れる『まち』」であり、「活力とにぎわい」、「ワーク・ライフ・バランス」、「平和への思いの共有」の三つの要素から成り立っています。本市では、この基本コンセプトを踏まえながら、政策予算等に基づき、具体的な「まち」づくりを進めています。

3 計画の体系の見直し

「2 計画の見直しに当たっての考慮事項」を踏まえ、次のとおり計画の体系を見直します。

(1) 計画において目指す社会

「第5次広島市基本計画」を踏まえ策定した市政推進の基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」で示している本市が目指すべき「まち」の姿を反映します。

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会 ー創造力と活力に満ちた広島ー



男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」

(2) 計画の基本目標

基本目標については、国の第4次男女共同参画基本計画の内容を踏まえ、策定当初の10の基本目標を、施策の内容に応じて三つの区分に分類した上で、以下のとおり一部修正し、施策の方向性をより明確にします。

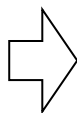
ア 「旧基本目標3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」については、各施策・指標を「基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」、「基本目標8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成」等の関連の深い項目に包含させるかたちで整理します。

イ 「旧基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進」については、「ワーク・ライフ・バランス」を「職業生活と家庭生活の両立」とし、「旧基本目標4 働く場における男女共同参画の推進」と統合して、「基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」とします。

ウ 国、県、市町、経済団体等との連携を強化するとともに、アンケート調査の結果等を踏まえた男女共同参画の調査研究を実施するために、「9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施」を基本目標に追加します。

基本目標【見直し前】

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- 4 働く場における男女共同参画の推進
- 5 地域における男女共同参画の推進
- 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 9 生涯を通じた健康支援
- 10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進



基本目標【見直し後】

- I あらゆる分野における女性の活躍
 - 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
 - 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立
 - 3 地域における男女共同参画の推進
- II 安心・安全な暮らしの実現
 - 4 安心して暮らせる環境の整備
 - 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
 - 6 生涯を通じた女性の健康支援
 - 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
 - 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

(基本目標、基本施策の全体の見直しについては、21 頁参照。)

(3) 施策を進めるキーワード

新たに施策を進めるキーワードとして、「女性活躍」及び「連携」を追加します。

- 職業生活における「女性活躍」を迅速かつ重点的に推進します。
- 国、県、民間団体等と「連携」し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

(4) 施策の目標（指標）

真に実効性のあるメリハリをつけた計画とするため、施策の目標（指標）を 41 から 33 に見直す（22 頁参照）とともに、平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間で重点的に取り組む施策の目標（指標）を「重点目標（指標）」と位置付けます。

(5) 女性活躍推進法に基づく推進計画との関連

女性活躍推進法に基づく「推進計画」は、男女共同参画基本計画の一分野として両計画を一体で策定することが認められていることから、第2次基本計画の「基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」を、女性活躍推進法に基づく推進計画に位置付けます。

4 重点的に取り組む項目

「2 計画の見直しに当たっての考慮事項」を踏まえ、次の項目に重点的に取り組みます。

(1) 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

指導的地位に占める女性の割合については、国の30%の目標に達していない分野がほとんどであり、また、国際的にも低水準にあることから、今後も、様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していきます。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消

男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路などを選択する能力・態度を身に付けられるよう、年代別に有効な教育、啓発に取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識は、男性に根強く残っており、男性の家事・子育て等への参画の障壁となっていることから、男性の理解の促進や意識の改革を図ります。

(3) 男性の家事・子育て・介護、地域活動等への参画の促進

男性の家事や子育て、介護への参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境整備の促進に取り組みます。

また、男性の地域活動への参画を促進し、男性が地域活動と他の活動の調和のとれた生活を送ることができるよう、学習機会の提供や啓発などに取り組みます。

(4) 女性の就労促進と活躍推進

女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍するため、企業が結婚・妊娠・出産・育児、介護その他の家庭生活に関する事由により一度離職した女性の復職や、女性が継続して働くことができる環境づくりを推進するよう、実効性のある方策を検討し、重点的に取り組みます。

また、超高齢社会の到来に伴い、近い将来、介護による負担増や離職問題が生じることから、その対応についても検討します。

(5) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

貧困などの生活上の困難に直面する女性等が安心して生活できる環境を整備するため、実情に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

(6) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等のほか、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）について、若年層からの教育、啓発に積極的に取り組みます。

(7) 関係機関等との連携強化

国、県、市町、経済団体、労働団体等と一体となって、企業における両立支援や女性活躍推進の機運醸成及び取組促進を支援します。

5 施策体系比較

【見直し前】

【見直し後】

I あらゆる分野における女性の活躍

基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立

- 1 女性の職業生活における活躍の推進
 - (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保と女性の活躍を推進する取組の促進
 - (2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進
- 2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
 - (1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
 - (2) 経営の主体となる女性の育成・支援
- 3 農林水産業や商工業などの自営業における男女共同参画の推進
 - (1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施
- 4 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進
 - (1) 女性の参画の拡大
- 5 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
 - (1) 育児・介護休業制度等の定着と利用促進
 - (2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進
- 6 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
 - (1) 男性への意識啓発等の推進
 - (2) 男性の家庭生活への参画を促す取組の推進
- 7 子育て支援策の充実
 - (1) 保育サービス等の充実
- 8 介護支援策の充実
 - (1) 介護支援事業の充実

基本目標3 地域における男女共同参画の推進

- 1 男性の地域活動への参画の促進
 - (1) 男性の参画を促す取組の推進
- 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進
 - (1) 女性の地域活動への参画の支援
 - (2) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進
- 3 地域活動における男女共同参画の促進
 - (1) 男女がともに地域活動へ参画するための支援
- 4 男女共同参画の視点からの防災・復興活動の支援
 - (1) 女性の参画の拡大
- 5 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
 - (1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

基本目標4 安心して暮らせる環境の整備

基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援

基本目標7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本目標8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- 1 人権教育・生涯学習の充実
 - (1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
 - (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- 2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
 - (1) 広報・啓発活動の推進と表現の徹底
- 3 メディアにおける男女の人権尊重の促進
 - (1) メディア・リテラシーの向上のための支援
 - (2) メディアに対する人権尊重のための働きかけ
- 4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実
 - (1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
 - (2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
 - (3) 情報教育の推進
 - (4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援
 - (5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

基本目標9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本目標2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- 1 人権教育・生涯学習の充実
 - (1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
 - (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- 2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
 - (1) 広報・啓発活動の推進と表現の徹底
- 3 メディアにおける男女の人権尊重の促進
 - (1) メディア・リテラシーの向上のための支援
 - (2) メディアに対する人権尊重のための働きかけ

基本目標3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

- 1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
 - (1) 男性への意識啓発等の推進
- 2 男性の家庭生活への参画の促進
 - (1) 男性の参画を促す取組の推進
- 3 男性の地域活動への参画の促進
 - (1) 男性の参画を促す取組の推進
- 4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実
 - (1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
 - (2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
 - (3) 情報教育の推進
 - (4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援
- 5 子どもの頃からの性や健康に関する正しい理解の促進
 - (1) 性や健康に関する教育・啓発の推進

基本目標4 働く場における男女共同参画の推進

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1) 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための取組の促進
 - (2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進
 - (3) 企業等の方針決定過程への男女共同参画の促進
- 2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
 - (1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
 - (2) 経営の主体となる女性の育成・支援
- 3 農林水産業や商工業などの自営業における男女共同参画の推進
 - (1) 男女共同参画の推進のための取組の実施
- 4 科学技術・学術分野及び医療分野における男女共同参画の推進
 - (1) 女性の参画の拡大

基本目標5 地域における男女共同参画の推進

- 1 地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進
 - (1) 女性の地域活動への参画の支援
 - (2) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進
- 2 地域活動における男女共同参画の促進
 - (1) 男女がともに地域活動へ参画するための支援
- 3 防災や観光、環境などの分野における男女共同参画の推進
 - (1) 女性の参画の拡大
- 4 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
 - (1) 男女共同参画拠点施設における取組の推進

基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進
 - (1) 広報・啓発活動の推進
- 2 子育て支援策の充実
 - (1) 保育サービス等の充実
- 3 介護支援策の充実
 - (1) 介護支援事業の充実
- 4 仕事と子育て、介護の調和に向けた就労環境の整備
 - (1) 育児・介護休業制度等の定着と利用促進
 - (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

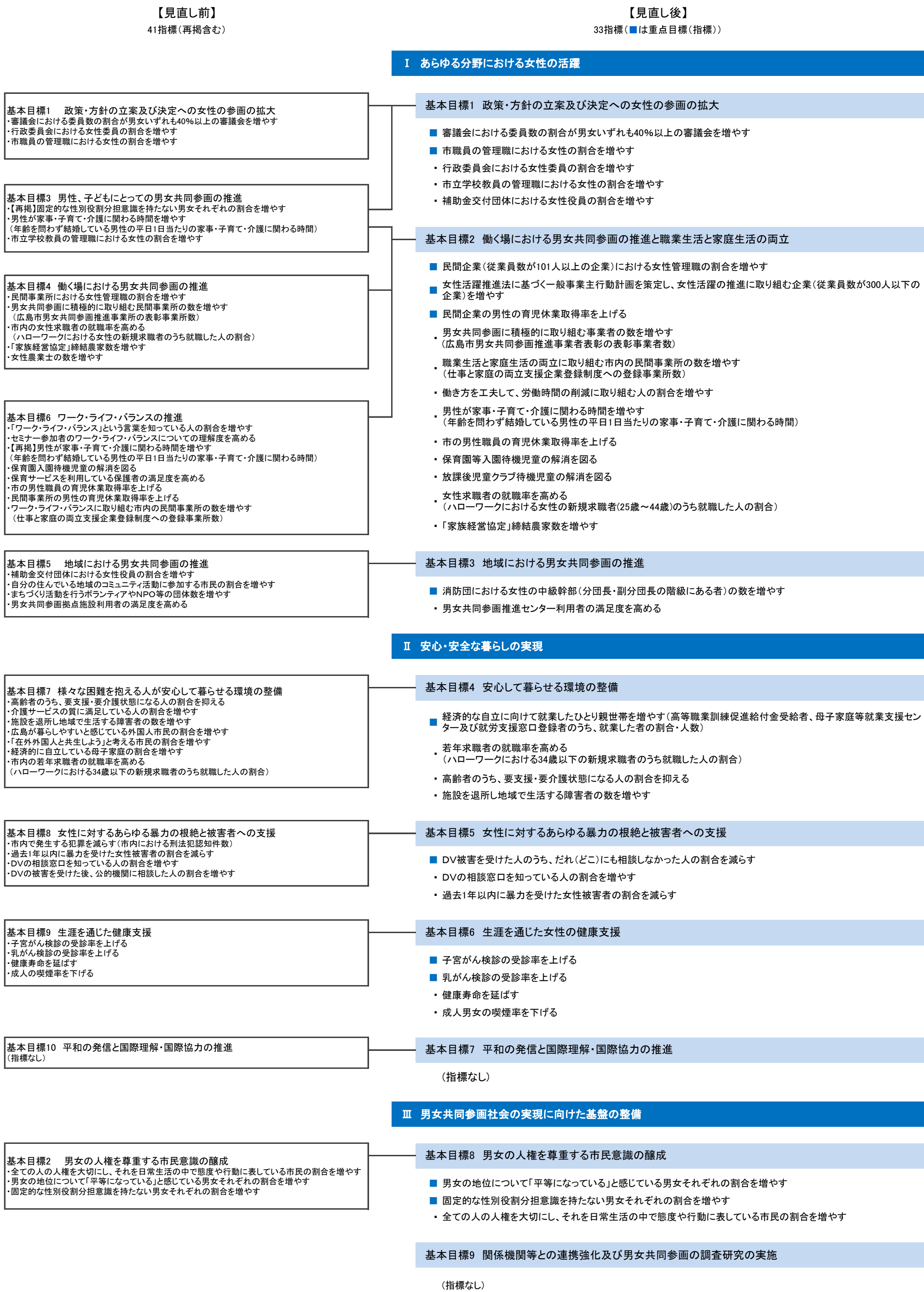
基本目標7 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本目標9 生涯を通じた健康支援

基本目標10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

6 施策の目標(指標)の体系比較



【参考】平成 23 年（2011 年）3 月「計画の策定に当たって」

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯

広島市は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成 13 年(2001 年)9 月に、市自らが率先垂範して政策決定過程への女性の参画を推進するなどの規定を盛り込んだ全国的にも特徴のある「広島市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。そして、この条例に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 15 年(2003 年)6 月に、「広島市男女共同参画基本計画」（以下「第 1 次基本計画」という。）を策定し、様々な施策を進めてきました。

第 1 次基本計画は、平成 15 年度(2003 年度)から平成 19 年度(2007 年度)までの 5 年間を第 1 期推進期間、平成 20 年度(2008 年度)からの 3 年間を第 2 期推進期間としており、第 1 次基本計画の計画期間が平成 22 年度(2010 年度)で満了するため、新たな計画として「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第 2 次基本計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定に当たっての考慮事項

第 2 次基本計画は、次の四つの事項を考慮して策定します。

(1) 社会経済情勢の変化への的確な対応

少子化・高齢化の進展や雇用情勢の悪化など、社会経済情勢の変化等に的確に対応した計画とします。

【社会経済情勢の変化】

ア 少子化・高齢化の進展と人口減少社会の到来

我が国では、少子化・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少しており、平成 17 年(2005 年)からは人口減少社会に突入しています。

広島市においても、平成 17 年(2005 年)から平成 32 年(2020 年)までの 15 年間に、年少人口が 1 万 7 千人、生産年齢人口が 7 万人減少し、老年人口は 11 万 1 千人増加すると予測されており、平成 32 年(2020 年)までには、人口が減少に転じると予測されます。

イ 経済の低迷と雇用情勢の悪化

平成 20 年(2008 年)の世界金融危機に端を発して、我が国の経済は長期的に低迷を続けており、これに伴い、失業率の上昇、就職率の低下など、雇用情勢は厳しさを増しています。

こうした中で、非正規雇用が増加傾向にあり、労働者に占める非正規労働者の割合は、平成 21 年(2009 年)には、女性は 53.2%、男性は 18.3%となっています。特に、若年層において非正規雇用の割合が増加しており、15 歳から 24 歳の年齢層では男女ともに約半数が非正規雇用となっています。こうした失業者や非正規労働者の増加により、貧困など生活上の困難に直面する人々の増加が懸念されます。

また、平成 21 年(2009 年)には、男性一般労働者の給与水準を 100 とした場合の女

性一般労働者の給与水準は 69.8 にとどまっており、女性に非正規雇用が多いこととも相まって、男女間の給与水準の格差も顕著となっています。

ウ その他

未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の価値観の多様化などによる地域や職場、家庭での人間関係の希薄化や孤立化などが懸念されます。

(2) 国の動向等への的確な対応

「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定（平成 22 年(2010 年)12 月閣議決定）をはじめとした国の動向等に的確に対応した計画とします。

【国の動向等】

ア 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成 19 年(2007 年)12 月に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する国民的な取組の大きな方向性及び企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針について、憲章及び行動指針が策定されました。

イ 「女性の参画加速プログラム」の決定

平成 20 年(2008 年)4 月に、あらゆる分野における女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、医師・研究者・公務員の三つの重点分野について戦略的に女性参画の取組を推進するため、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。

ウ 「次世代育成支援対策推進法」の改正

平成 20 年(2008 年)12 月に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、次世代育成支援対策に関する一般事業主行動計画の策定・届出の義務付けの対象となる企業を、従業員数 301 人以上の企業から 101 人以上の企業に拡大し、平成 23 年(2011 年)4 月から施行されることになりました。

エ 国連の「女子差別撤廃委員会の最終見解」による要請等

平成 21 年(2009 年)8 月に、国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の報告に対する最終見解が示され、男女の固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題に対する取組、政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組、労働市場における男女平等を実現させるための取組、ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組、若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進などが求められ、女子差別解消に向けた日本の取組が遅れていることが指摘されました。

オ 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定

国の第 2 次男女共同参画基本計画の計画期間が平成 22 年度(2010 年度)で満了するため、平成 21 年(2009 年)3 月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的方向について諮問し、平成 22 年(2010 年)7 月に同会議から、「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」が示されました。これを受けて、国においては平成 22 年（2010 年）12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3) 「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」に即した計画の策定

第2次基本計画の上位計画である「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」に即した計画とします。

【「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」】

広島市の都市像とそれを実現するための施策の構想などを定めた「広島市基本構想」及び基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めた「第5次広島市基本計画」を平成21年(2009年)10月に策定しました。

ア 「広島市基本構想」

「広島市基本構想」においては、今後の都市づくりの大局的課題の一つとして、「人間的なニーズや可能性が大切にされ、また、自然が保全され、人間が生来持つ優しさや創造力が様々な場面で有効に発揮できるような社会経済システムの構築が必要」であるとしています。

そして、こうした課題解決のための指針として、男女、子どもと大人、子ども同士、障害者と健常者など、私たちを取り巻く全ての存在との間に、対等な協調関係である「パートナーシップ」を築くことなどを挙げています。

また、施策の構想として、『幸せ』と『まちの元気』の増進を目指した都市づくり等を掲げ、「男女共同参画社会、異文化や多様性を認め合う社会の形成」、「創造力と活力に満ちた都市の実現」などに取り組むことにしています。

イ 「第5次広島市基本計画」

「広島市基本構想」を達成するため、「第5次広島市基本計画」では、「世界及び我が国社会における環境の変化等に対応した都市づくりの視点」の一つとして、「新たな価値観に基づく都市づくりの推進」を掲げ、「家事や地域活動等から生み出される価値と企業等における勤労がもたらす価値を同列の社会的価値に位置付け、様々な分野における男女共同参画の推進を図る必要がある」ことを記述しています。

そして、分野別計画では、男女共同参画社会の形成に係る基本方針として、①あらゆる分野への男女共同参画の促進、②性別による偏りのない意識の醸成、③家庭・職場・地域で男女が自立し調和した生活を送るための環境づくり、④女性に対する暴力根絶等に向けた取組や被害者に対する支援の充実、⑤生涯を通じた健康づくりに対する支援を掲げ、各種の施策を展開することにしています。

(4) 広島市の男女共同参画の現状と課題への的確な対応

広島市の男女共同参画の現状と課題に的確に対応した計画とします。

【本市の男女共同参画の現状と課題】

第1次基本計画の施策の柱ごとに設定している施策目標(指標)の達成状況や、平成21年度(2009年度)に広島市が行った「広島市男女共同参画に関するアンケート調査」(以下「市民アンケート」という。)の結果では、改善されている分野もありますが、全体的・総合的には取組のさらなる充実が必要な状況となっています。

ア 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

審議会や行政委員会の女性委員の割合は、第1次基本計画の策定時（平成14年度（2002年度））と比較すると増加しているものの、近年、伸び悩みが見られます。また、女性委員のいない審議会も依然として残っています。

また、女性管理職の割合については、本市及び民間企業ともに増加していますが、女性職員・社員の割合と比較すると低い割合となっています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
審議会における女性委員の割合を増やす	24.7%	31.4%	31.8%	35%以上
女性委員のいない審議会をなくす	11 審議会	3 審議会	2 審議会	0 審議会
行政委員会における女性委員の割合を増やす	18.2%	31.8%	31.8%	35%以上
市の管理職における女性の割合を増やす	5.4%	8.2%	9.2%	10%
民間事業所における女性管理職の割合を増やす	—	〔 7.5% (平成18年度) 〕	11.5%	10%

※〔 〕は、その年度の数値がないため、参考値を記載している。以下同じ。

イ 男女の人権尊重のための教育・学習の充実

「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識や、家庭や職場、社会慣行などにおける男女の地位の不平等感、改善されつつありますが、なお根強く残っています。

また、教員の管理職（市立小・中・高等学校の校長及び教頭）における女性の割合は、第1次基本計画の策定時よりも減少しています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方を持たない男女それぞれの割合を増やす	〔 女性 60.6% 男性 48.0% (平成12年度) 〕	女性 61.4% 男性 52.4%	女性 61.3% 男性 50.6%	女性 70% 男性 60%
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	〔 女性 7.4% 男性 15.5% (平成12年度) 〕	〔 女性 8.6% 男性 14.3% (平成17年度) 〕	女性 12.2% 男性 19.6%	女性 22% 男性 28%
教員の管理職における女性の割合を増やす	校長 24.0% 教頭 23.8%	校長 19.4% 教頭 20.7%	校長 17.5% 教頭 20.5%	校長 30% 教頭 40%

ウ 働く場における男女共同参画の推進

「家族経営協定」の締結農家数や女性農業士の認定数は増加していますが、その数は少ない状況です。

また、職場における男女共同参画や仕事と子育て等の調和に向けた支援に積極的に取り組む事業所に対する男女共同参画推進事業所表彰数は増加していますが、その数は少なく、市民アンケートでも約半数の人が職場においては男性が優遇されていると感じているという結果になっています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
「家族経営協定」締結農家数を増やす	13 戸	29 戸	34 戸	37 戸
女性農業士を増やす	12 人	18 人	21 人	24 人
男女共同参画に積極的に取り組む民間事業所の数(表彰数)を増やす	—	5 事業所	12 事業所	12 事業所

エ 地域における男女共同参画の推進

市からの補助金交付団体における女性役員の割合は、低水準で推移しています。市民アンケートにおいても、町内会などの地域活動へ参加する男性が少ないにも関わらず、地域団体の会長などの役員には男性が就く傾向がうかがえます。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
市からの補助金交付団体における女性役員の割合を増やす	〔 28.9% (平成18年度) 〕	31.8%	26.5%	35%以上
広島市男女共同参画推進員による講座の回数を増やす	—	146 回	182 回	200 回

オ 家庭における生活と他の活動の両立支援

保育園への入園待機児童数は減少傾向にありましたが、深刻化した不況の影響等により、近年、増加に転じています。また、母子家庭の母の就業環境は依然として厳しく、児童扶養手当の受給者数は増加しています。

さらに、男性が子育てや家事などに関わる時間は極端に短く、男性の育児休業取得率についても、広島市及び民間企業ともに低水準となっています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
保育園への入園を待っている児童数を減らす	—	37 人	220 人	0 人
経済的に自立している母子家庭の割合を増やす	〔 36.6% (平成13年度) 〕	33.3%	32.9%	40%
高齢者が要支援・要介護となることを予防する(要支援・要介護認定者の割合を減らす)	—	18.0%	18.1%	18.6%
子育てなど男性の1日の家事時間を増やす	—	39 分	39 分	66 分
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	0.0%	1.4%	2.5%	10%
民間事業所の男性の育児休業取得率を上げる	—	0.6%	0.8%	3%

カ 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の被害の経験者の割合は減少しているものの、相談件数の増加から問題が顕在化していることがうかがえます。また、近年、婚姻関係のない交際相手からの暴力(デートDV)も深刻な問題となっています。

このため、平成 21 年(2009 年)12 月に、DV 被害者の相談から自立まで総合的な支援を行う「広島市配偶者暴力相談支援センター」を開設するとともに、平成 22 年(2010 年)5 月には、「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

また、セクシュアル・ハラスメントや性的な行為の強要、売買春など、女性に対する暴力は後を絶たない状況にあります。

第 1 次基本計画における施策目標の指標	第 1 期計画策定時 (平成 14 年度)	第 2 期計画策定時 (平成 19 年度)	現 状 (平成 21 年度)	最終年度の目標数値 (平成 22 年度)
DV の被害の経験者の割合を減らす	3.0%	3.3%	2.0%	2.0%
市内で発生する犯罪を減らす	—	15,082 件 (暦年)	13,821 件 (暦年)	14,500 件 (暦年)

キ 生涯を通じた健康支援

子宮がん検診、乳がん検診などの各種検診の受診率は、増加傾向にあるものの低水準で推移しています。

また、人工妊娠中絶の件数は減少傾向にあるものの、依然として相当数にのぼっており、性に関する正しい知識の普及が必要であるとともに、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）／エイズなどの性感染症や薬物、喫煙などに関する正しい知識についてもより一層の普及・啓発に努める必要があります。

第 1 次基本計画における施策目標の指標	第 1 期計画策定時 (平成 14 年度)	第 2 期計画策定時 (平成 19 年度)	現 状 (平成 21 年度)	最終年度の目標数値 (平成 22 年度)
子宮がん検診受診率を上げる	〔 11.1% (平成 11 年度) 〕	13.9%	17.0%	15.4%
乳がん検診受診率を上げる	〔 9.8% (平成 11 年度) 〕	12.1%	16.4%	15.2%
成人女性の喫煙率を下げる	〔 11.0% (平成 12 年度) 〕	〔 8.8% (平成 18 年度) 〕	—	5.5% (平成 23 年度)
喫煙が妊婦に及ぼす健康影響についての十分な知識を持つ人の割合を増やす	〔 74.7% (平成 12 年度) 〕	〔 76.7% (平成 18 年度) 〕	—	100% (平成 23 年度)

ク 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

男女共同参画に関する国際的な状況について、情報提供が不十分な状況です。

また、外国人市民の約 9 割は、広島が暮らしやすいと感じている一方、公共施設の利用や地域活動等への参加については、さらに進める必要があります。

3 新たに取り入れる視点

「2 計画策定に当たっての考慮事項」を踏まえ、次の新たな視点を取り入れた計画を策定します。

(1) 多様な個性や能力を生かした、創造力と活力に満ちた都市づくりの推進

男女共同参画社会は、男女の人権が尊重され、パートナーシップに基づいた多様な個性や能力を生かすことのできる社会であり、その実現は、性別の相違はもちろんのこと、

年齢、職業、学歴、国籍及び性的指向の相違や、障害の有無などに関わらず、全ての人が互いを受容し尊重しながら、パートナーシップに基づいて、その個性や能力を生かすことのできる「多様性」に富んだ社会の実現に繋がります。

さらに、こうした「多様性」に富んだ社会においては、様々な視点や考え方を持つ一人一人の人間が、互いに連携しながら生き生きと活動することにより、新しいアイデアやユニークで先駆的な取組が生まれるなど、都市の「創造力」が高まっていきます。

このような視点から、男女共同参画に関する諸施策を展開し、パートナーシップに基づいた多様な個性や能力を生かした、創造力と活力に満ちた都市づくりを推進します。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。しかしながら、これまで、男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、働く女性のみの課題として認識されることが多く、特に男性の意識が低い状況となっています。

このため、男女共同参画を男性の視点からとらえ、男女共同参画が男性にも正しく理解されるよう、男性に対する取組の強化など積極的な働きかけを行います。

また、男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、子どもの頃から男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できるよう、粘り強く教育・啓発等に努めます。さらに、様々な情報や誘惑が氾濫する中、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解の促進を図ります。

(3) 様々な困難な状況に置かれている人への対応

高齢者、障害者及び外国人市民が自立して生き生きと暮らせるよう、男女共同参画の視点から、就業や地域活動などの社会参画を促進するとともに、日常生活を取り巻く環境の整備に取り組みます。

また、非正規雇用やニート・フリーターの増加などに伴い、貧困など生活上の困難に陥った人に対し、男女共同参画の視点からの支援の充実を図ります。

(4) 科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

科学技術・医療など女性の参画が遅れている分野において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や雇用環境の整備等が図られるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

(5) 防災や観光、環境などの分野における男女共同参画の推進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災や観光、環境などの分野において、女性の視点をこれまで以上に取り入れた活動が行われるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

(6) 男女共同参画拠点施設における事業展開

市民や企業、NPO、地域団体等の多様な主体と協働して、男女共同参画の視点から個人や地域が抱える課題の解決を図るため、広島市の男女共同参画を推進する中核的施設・基盤となる男女共同参画拠点施設において、積極的な事業展開に取り組めます。

(7) ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進

事業所等における男女共同参画の視点からの就労環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスが、事業者・労働者双方にとって有益かつ大切なものであることの周知を図ります。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

第2次基本計画は、本市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、今後の施策の方向性と内容を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

条例第8条に基づく基本計画であり、第5次広島市基本計画の部門計画として位置付けます。

また、「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」は、第2次基本計画の「基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」の「基本施策2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実」の部分を構成するものとします。

なお、第2次基本計画の「基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」は、女性活躍推進法に基づく推進計画として位置付けます。

3 計画期間

平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とします。

4 計画において目指す社会

第2次基本計画では、男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」の実現を目指します。

5 計画の基本目標

第2次基本計画では、「目指す社会」の実現に向け、次の基本目標を設定し、基本目標ごとに基本施策・具体的施策を掲げて取り組みます。

【基本目標】

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立
- 3 地域における男女共同参画の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

- 4 安心して暮らせる環境の整備
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 6 生涯を通じた女性の健康支援
- 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

6 計画の推進

第2次基本計画は、次の事項に留意しながら推進します。

(1) 課題解決に向けた成果を生み出す施策を実行します。

意識や慣行などを問い直すための施策を着実に進めるとともに、具体的な行動（実践）に結び付ける施策を推進します。

(2) 「参画」、「自立と調和」、「人権尊重」、「協働」、「女性活躍」、「連携」を、施策を進めるキーワードにします。

- ・ 男女のパートナーシップに基づき、様々な分野の活動に主体的に関わり、一人一人が多様な個性や能力を発揮することのできる「参画」を推進します。
- ・ 家庭・職場・地域で男女が「自立」し「調和」した生活を送るための支援をします。
- ・ 男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いをなくす「人権尊重」に取り組みます。
- ・ 行政、市民、NPO、企業等が、パートナーシップに基づき、「協働」して男女共同参画を推進します。
- ・ 職業生活における「女性活躍」を迅速かつ重点的に推進します。
- ・ 国、県、民間団体等と「連携」し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

(3) 施策に具体的目標を設定します。

施策の進捗状況の検証を行うとともに、市民にその目標と成果を分かりやすく示すため、さらに、施策推進の力“エンジン”とするため、施策により高い目標を設定します。

(4) 他の計画との整合・連携を図ります。

男女共同参画施策の範囲は、教育、福祉、保健など様々な分野にわたりますが、それぞれの分野、施策において「広島市高齢者施策推進プラン」、「広島市障害福祉計画」、「広島市健康づくり計画（元気じゃけんひろしま 21）」、「広島市子ども・子育て支援事業計画」などの計画が策定され、計画に基づき各種の施策が進められています。第2次基本計画では、それらとの整合を図り、有機的に連携しながら施策を推進します。

7 計画に掲げる施策の範囲

第2次基本計画に掲げていない施策についても、その立案、実施、評価に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえ、推進していきます。

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」



市、市民、NPO、企業等の
連携・協働による取組

第2次広島市男女共同参画基本計画の基本目標

- I あらゆる分野における女性の活躍
 - 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
 - 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立
 - 3 地域における男女共同参画の推進
- II 安心・安全な暮らしの実現
 - 4 安心して暮らせる環境の整備
 - 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
 - 6 生涯を通じた女性の健康支援
 - 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
 - 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

広島市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意

＝本市が目指す男女共同参画社会＝

家庭では…

家族が互いに尊重し合う、心豊かでふれあいのある家庭が築かれています。

一人一人が家事、子育て、介護などの家族責任を分かち合いながら、必要な社会的支援の下、家庭と仕事や地域活動の調和のとれた生活を送っています。

職場では…

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女がともに多様な個性や能力を発揮しています。

男女がともに育児休業や介護休業を積極的に取得するとともに、希望に応じた多様な働き方ができ、仕事と生活の調和のとれた環境が整っています。

地域では…

地域での子育て支援やまちづくりなどの活動に男女がともに積極的に参加しています。

地域における方針の立案及び決定に女性の参画が進み、多様な個性や能力を生かした、生き生きとした活動が行われています。

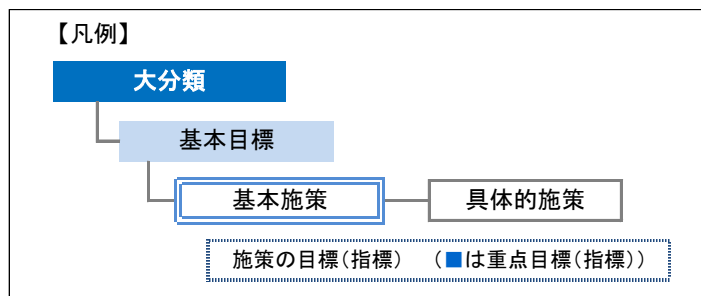
学校では…

自分らしさを大切にし、互いの個性を尊重する子どもが育っています。

自立のため、適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

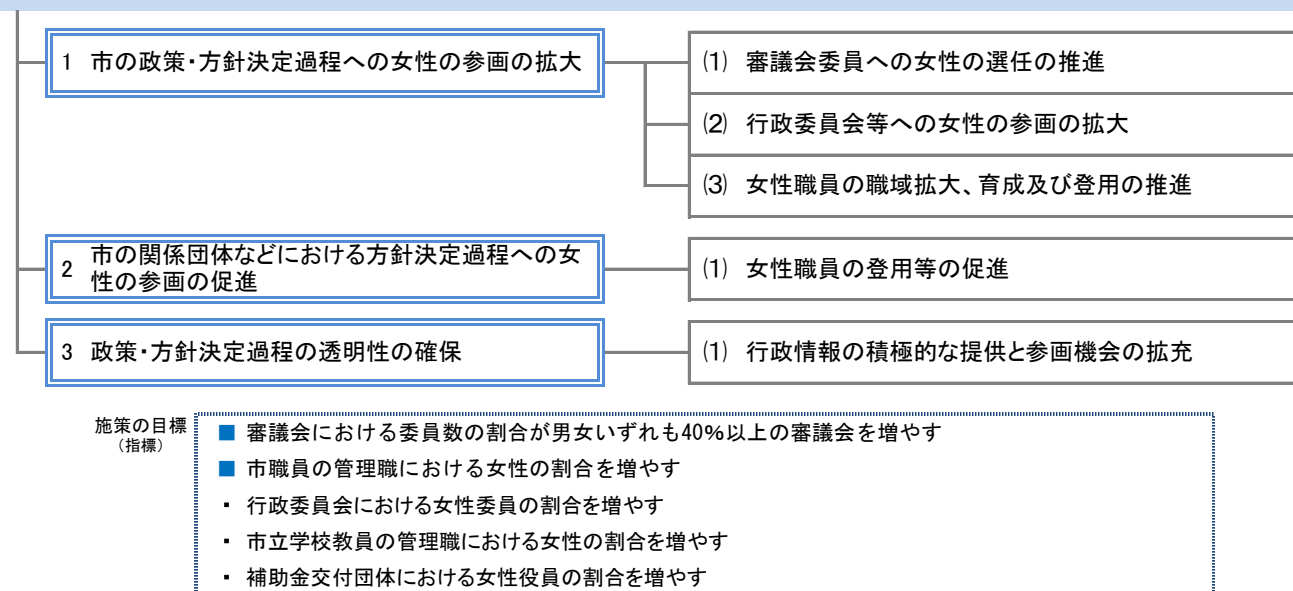
第2章 各施策について

1 施策体系

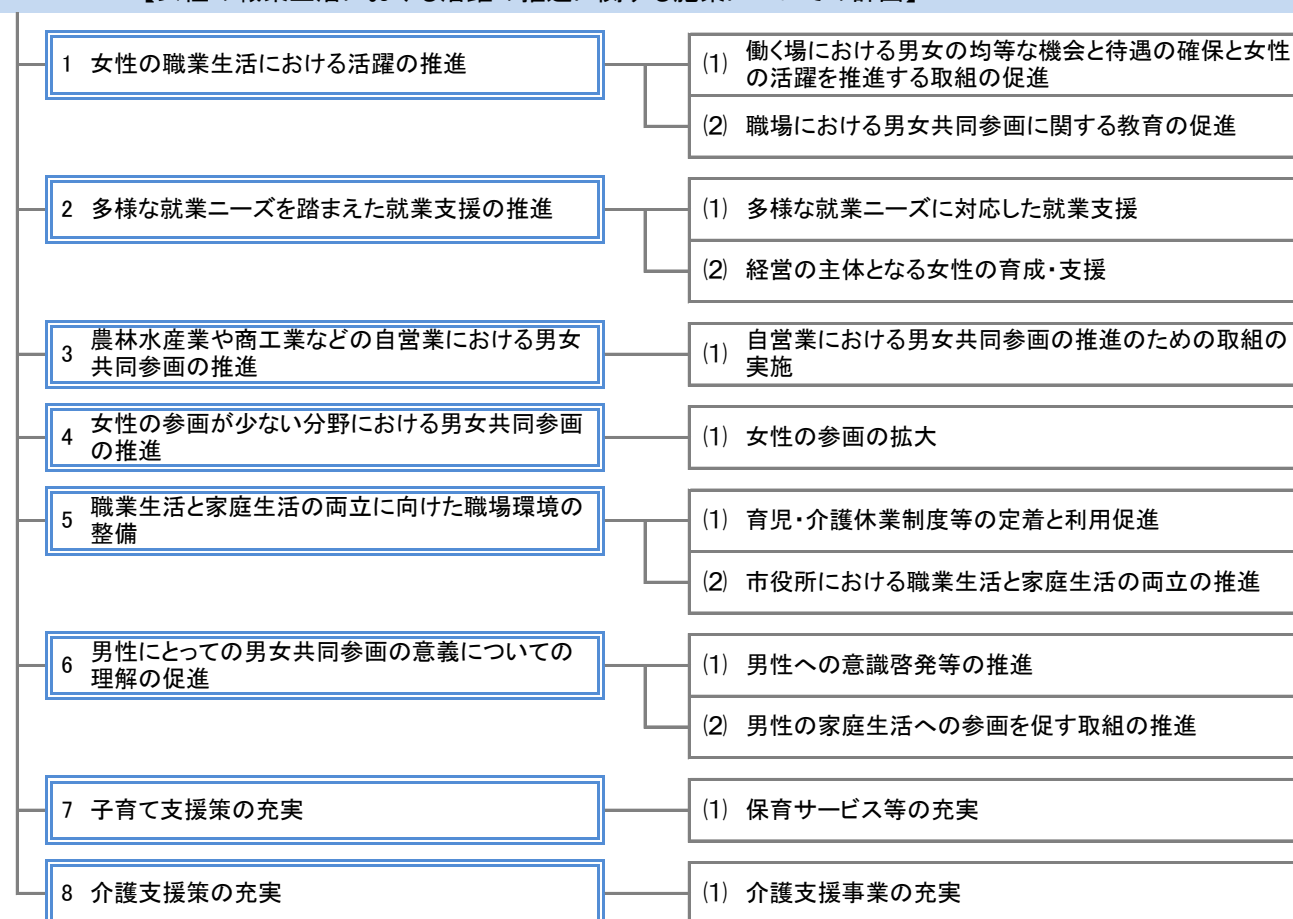


I あらゆる分野における女性の活躍

基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大



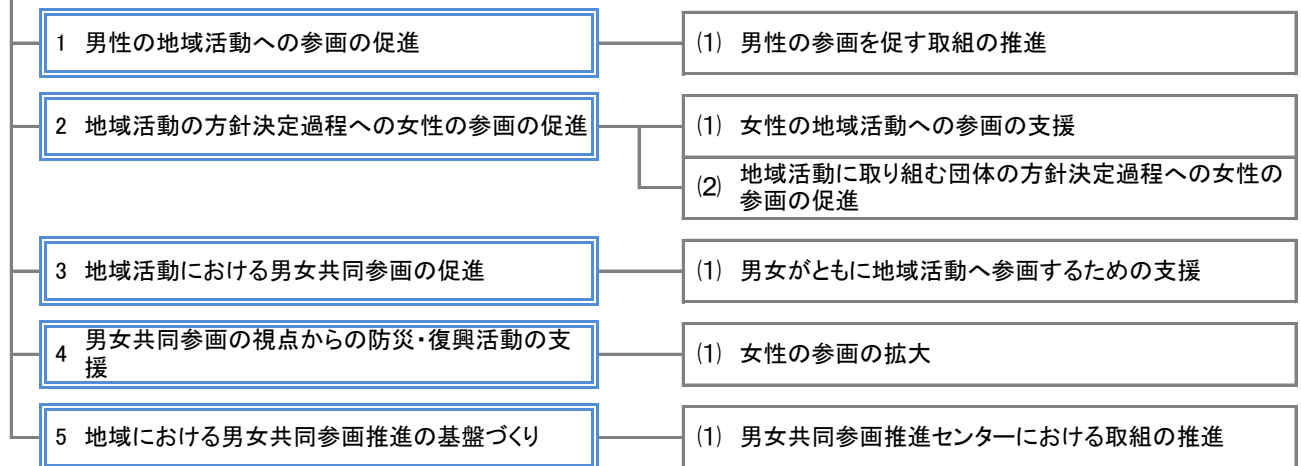
基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立 【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】



施策の目標
(指標)

- 民間企業における女性管理職の割合を増やす
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業を増やす
- 民間企業の男性の育児休業取得率を上げる
 - ・ 男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす
 - ・ 職業生活と家庭生活の両立に取り組む市内の民間事業所の数を増やす
 - ・ 働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす
 - ・ 男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす
 - ・ 市の男性職員の育児休業取得率を上げる
 - ・ 保育園等入園待機児童の解消を図る
 - ・ 放課後児童クラブ待機児童の解消を図る
 - ・ 女性求職者の就職率を高める
 - ・ 「家族経営協定」締結農家数を増やす

基本目標3 地域における男女共同参画の推進

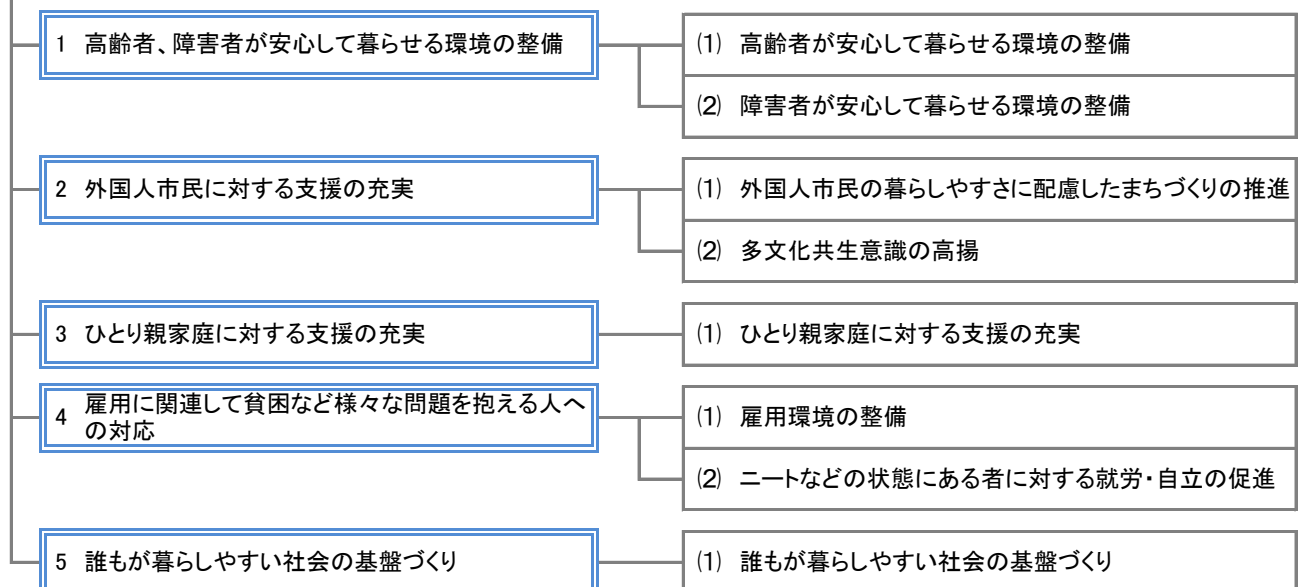


施策の目標
(指標)

- 消防団における女性の中級幹部の数を増やす
- ・ 男女共同参画推進センター利用者の満足度を高める

II 安心・安全な暮らしの実現

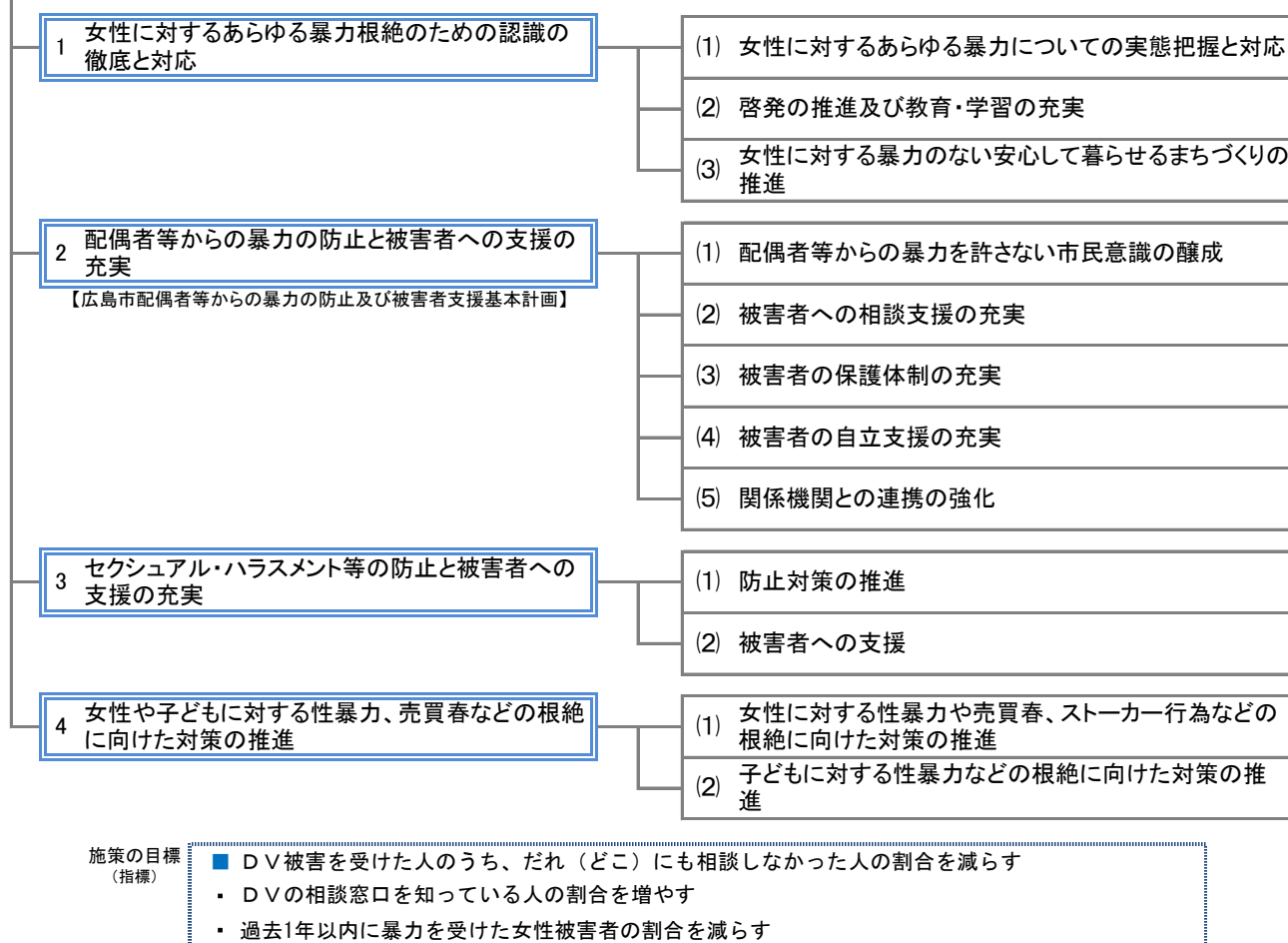
基本目標4 安心して暮らせる環境の整備



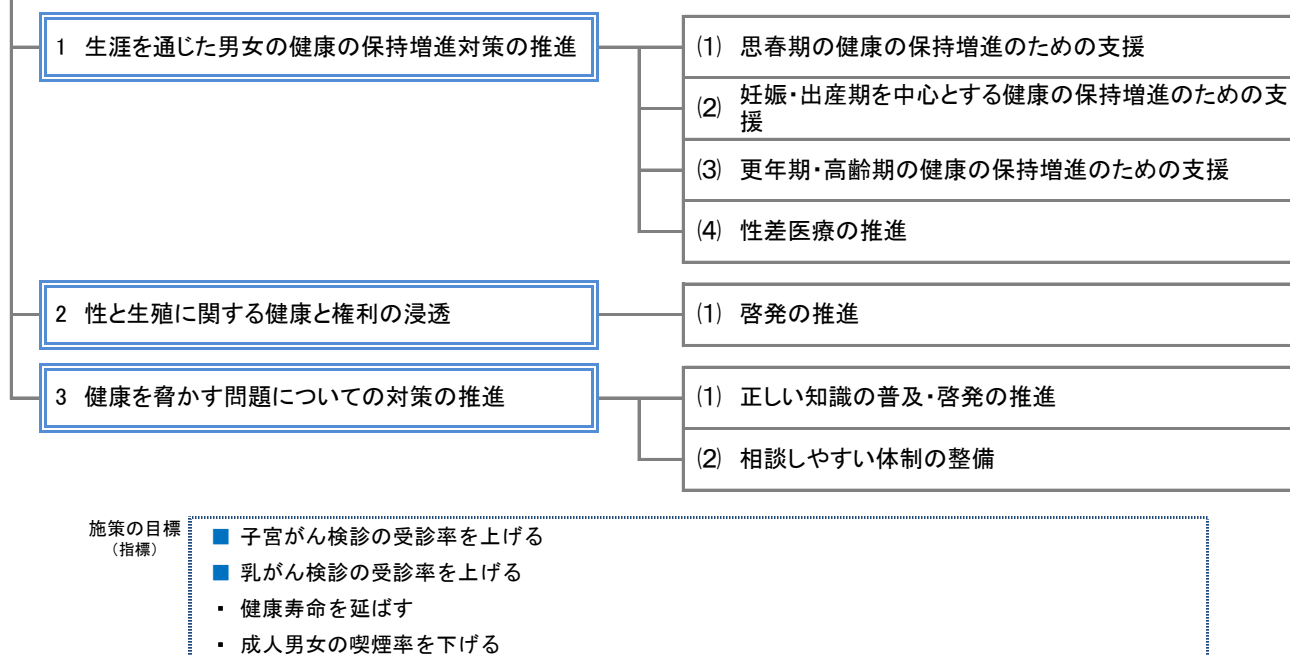
施策の目標
(指標)

- 経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす
- ・ 若年求職者の就職率を高める
- ・ 高齢者のうち、要支援・要介護状態になる人の割合を抑える
- ・ 施設を退所し地域で生活する障害者の数を増やす

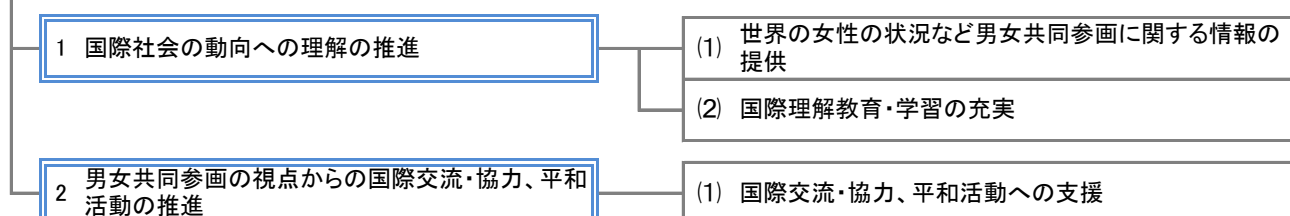
基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援



基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援

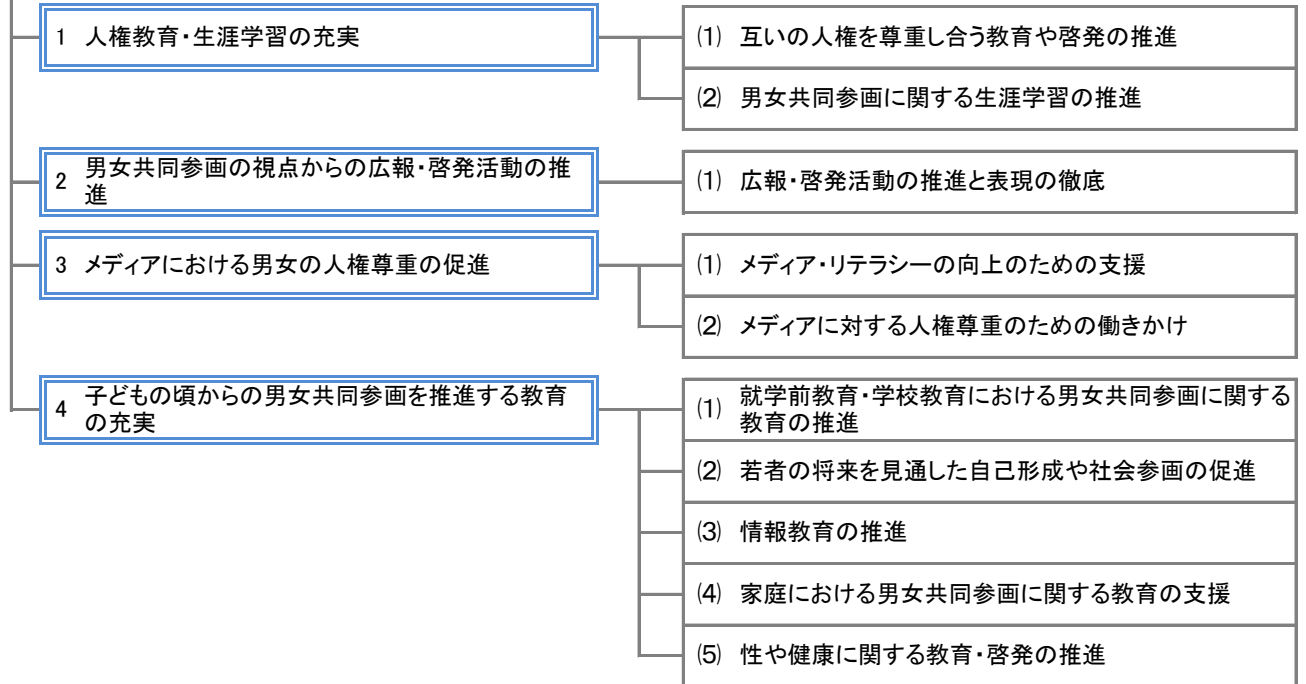


基本目標7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進



Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

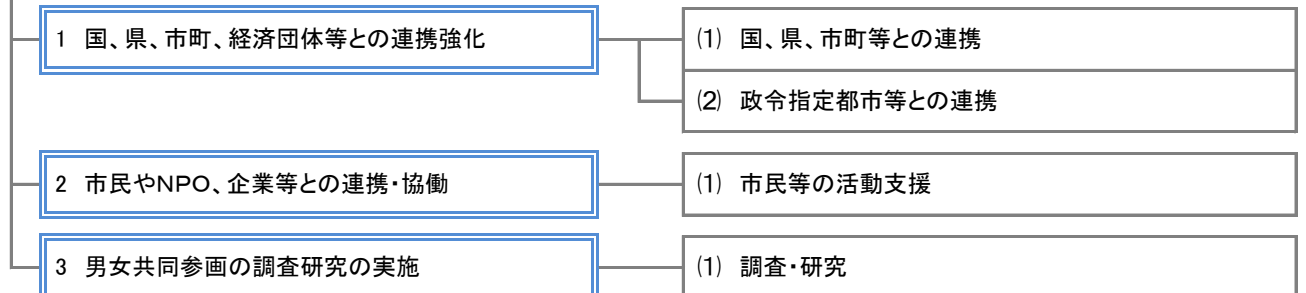
基本目標8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成



施策の目標
(指標)

- 男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす
- 固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす
 - ・ 全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす

基本目標9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施



2 基本目標、基本施策及び具体的施策

※ 具体的取組名の前に●と表示しているのは、第2次基本計画策定時から引き続き取り組んでいる事業、○と表示しているのは、計画見直しに当たって新たに掲載する事業（既存の事業を含む。）です。
※ 個別の事業は、最も関連が深いと考える具体的施策の具体的取組として掲載し、再掲出する場合は、具体的取組名の後ろに【再掲】と表示しています。

I あらゆる分野における女性の活躍

基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会であり、あらゆる分野に男女が参画することにより、多様な人材の能力の活用、新たな視点や発想の取り入れ等につながり、社会に多様性と活力をもたらします。

本市が目指す「世界に誇れる『まち』」の実現は、このような男女共同参画社会の下で進めていくことが重要です。

国においては、「社会のあらゆる分野において、平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきました。

しかし、現実には、社会の構成員の半分を占める女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定への参画は、諸外国と比較し低水準に留まっています。

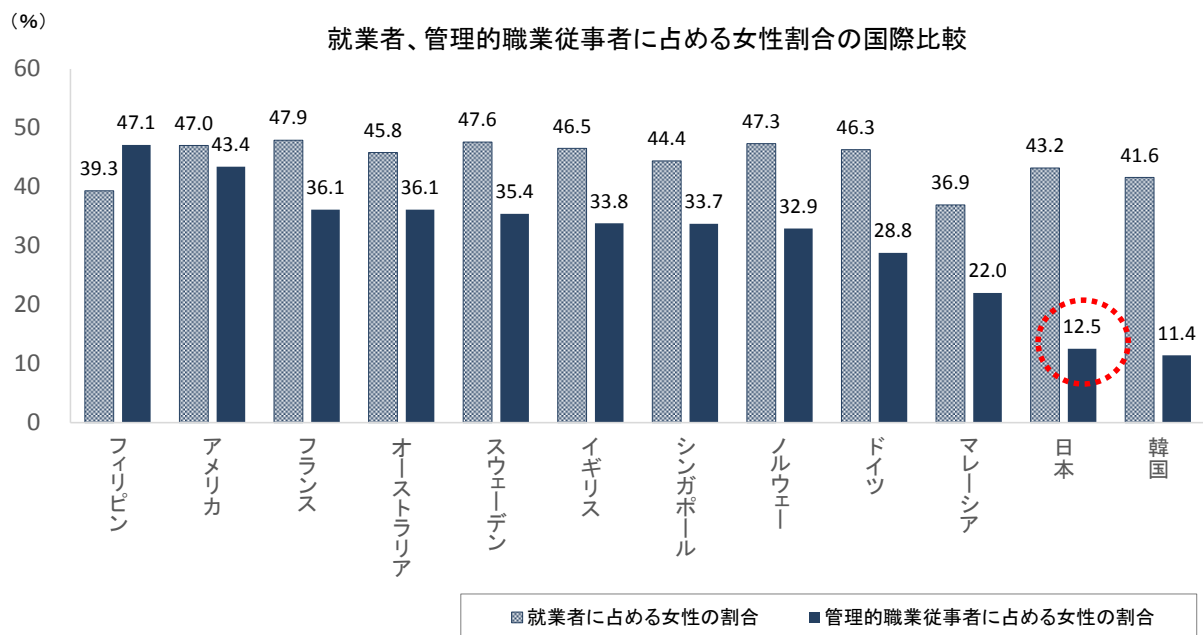
本市では、条例の基本理念の一つとして、「政策又は方針の立案及び決定への共同参画」を掲げ、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に率先垂範して取り組むこととしています。

具体的には、第2次基本計画において、平成33年(2021年)4月1日時点で、全ての審議会の委員数の割合を男女いずれも40%以上、行政委員会の女性委員の割合を40%以上にするという目標を掲げ、男女のバランスのとれた委員構成となるよう努めています。

また、課長級以上の管理職に占める女性職員の割合についても、平成33年(2021年)4月1日時点で16%以上にするという目標を掲げて女性登用に取り組んでいます。

こうした中、平成27年(2015年)8月に成立した女性活躍推進法において、女性の職業生活における活躍の推進に関する必要な施策の策定及び実施が国及び地方公共団体の責務とされ、地方公共団体は、当該区域における推進計画の策定、関係機関により構成する協議会の設置、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合についての目標等を盛り込んだ「特定事業主行動計画」の策定等が求められています。

こうしたことから、本市自らが引き続き女性登用等に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して、企業や地域団体などに働きかけを行い、様々な分野で女性がその持てる能力をいかに発揮できるよう、女性の参画の拡大を図っていく必要があります。



(備考)・総務省「労働力調査(基本集計)」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2015」より作成。
 ・日本は2015年(平成27年)、その他の国は2013年(平成25年)の数値。
 ・総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。
 また、「管理的職業従事者」の定義は、国によって異なる。

基本施策 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、地方公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則を前提としつつ、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

(1) 審議会委員への女性の選任の推進

ア 女性委員を選任するための取組の充実

女性委員の選任状況に応じた審議会ごとの段階的な目標数値の設定や、充て職（審議会委員の選任に当たって、関係する団体や機関の一定の職にある者を選任する）について必然性を検討した上での見直し、審議会の設置目的等に応じた公募による委員の選任などにより、女性委員の選任を進め、男女の委員数の割合がいずれの審議会も40%以上になるよう積極的に取り組めます。

※ 具体的取組

- 審議会ごとの段階的な目標数値の設定 [市民局、各所管局]
- 委員選任の際の事前協議の徹底 [市民局、各所管局]
- 充て職の必然性等を含めたあり方の見直し [市民局、各所管局]
- 公募による女性委員の選任 [市民局、各所管局]
- 選任分野の見直し（学識経験者に係る専門分野の範囲の拡大等） [市民局、各所管局]
- 新たな選任分野の検討（審議会が所管する分野で活動している市民団体の活用等） [市民局、各所管局]

イ 審議会委員の選出母体となる団体の役員への女性の登用促進

審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信 [市民局]

ウ 女性の人材の育成・発掘と人材情報の充実

大学や地域団体等との連携強化により審議会委員になり得る女性の人材を育成・発掘するとともに、女性人材データベースの構築など、人材情報の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 研修や講座の充実及びこれらを活用した女性リーダーの育成 [市民局]
- 大学等との連携強化による専門的知識を有する女性人材の新たな発掘 [市民局]
- 大学等との連携強化による女性人材データベースの構築及び活用方法の検討 [市民局]

(2) 行政委員会等への女性の参画の拡大

ア 女性委員を選任するための取組の充実

行政委員会の委員については、委員会ごとに目標数値を設定するとともに、委員の選出母体となる各種団体等に対する女性の登用についての積極的な働きかけなどにより、各行政委員会における女性委員の増加を図ります。

また、人権擁護委員などの市が推薦する委員等についても女性の参画を推進します。

※ 具体的取組

- 行政委員会ごとの目標数値の設定、女性委員の選任に向けた働きかけの検討 [企画総務局、各所管局]
- 市が推薦する人権擁護委員や行政相談委員などへの女性の参画の促進 [各所管局]
- 女性の人材情報の提供 [市民局]

(3) 女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

ア 女性職員の職域拡大と育成の推進

女性職員の職域拡大と男女で偏りのないバランスのとれた職員配置、幅広い職務経験の付与や研修の充実、女性職員同士の交流の促進などによる女性職員の育成及び女性自身の意識の改革等を進めます。

※ 具体的取組

- 職員意向調査や庁内公募制の活用 [企画総務局]
- 女性職員の能力向上を図る研修の実施や自治大学校等への派遣 [企画総務局]
- 基本研修（階層別研修）における「男女共同参画」に関する科目の実施 [企画総務局、市民局]
- 職員の自主研修などへの女性の参加の推進 [企画総務局]
- 女性の人材育成に積極的な職場等の取組の好事例の発信 [市民局]
- 広島市女性職員活躍推進プラン（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施 [企画総務局]

イ 女性職員の登用の推進

幹部職員等への登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。

※ 具体的取組

- 管理職への登用についての目標数値の設定 [企画総務局]
- 職員意向調査や庁内公募制の活用【再掲】 [企画総務局]
- 職員の職業生活と家庭生活の両立の推進 [企画総務局、市民局]
- 広島市女性職員活躍推進プラン（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施【再掲】 [企画総務局]

ウ 外部からの女性の採用・登用

職員の中途採用や官民人事交流などにより、外部からの幹部職員等への女性の採用・登用を行います。

※ 具体的取組

- 職員の中途採用や官民人事交流の検討 [企画総務局]

エ 学校管理職への女性の登用の推進

学校管理職である校長、教頭の校務の軽減を図りながら、その職のやりがいや魅力を伝え、校長や教頭への女性の登用を計画的かつ積極的に推進します。

※ 具体的取組

- 学校管理職（校長、教頭）への登用についての目標数値の設定 [教育委員会]
- 主幹教諭職の設置による登用の場の拡大 [教育委員会]
- 校務運営や教育活動の推進役を育成する研修への女性教員の参加の働きかけ [教育委員会]

基本施策2 市の関係団体などにおける方針決定過程への女性の参画の促進

市の関係団体（市が資本金を出資している団体など）や、市が補助金を交付する経営者団体・協同組合等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

(1) 女性職員の登用等の促進

ア 女性職員の登用等の働きかけ

市の関係団体における方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、団体への研修や情報提供などにより団体での取組を支援します。

※ 具体的取組

- 関係団体に対する女性職員の育成の指導 [各所管局]
- 男女共同参画に関する情報提供や研修の実施 [市民局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

イ 補助金交付団体における役員への女性の登用促進

市が補助金を交付する経営者団体や協同組合等における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

基本施策3 政策・方針決定過程の透明性の確保

女性をはじめ市民の行政への参画を促進するため、行政情報の積極的かつ的確な情報発信を行うとともに、広く市民に対し案等を公表し、市民から意見を募集するなど行政への参画機会を提供します。

(1) 行政情報の積極的な提供と参画機会の拡充

ア 行政情報の積極的な提供、公表

事業計画段階からの積極的な行政情報の提供に努めるとともに、生活様式の変化等を踏まえ、より効果的な情報発信の方法を検討し、市民に分かりやすい情報提供に取り組みます。

※ 具体的取組

- 市の広報紙、ホームページ、SNS、広報番組、デジタルサイネージ等の活用【再掲】 [企画総務局、各所管局]
- ホームページの充実 [企画総務局、各所管局]
- ICTの活用など効果的な情報発信の検討 [企画総務局、各所管局]

イ 行政への参画機会の拡充

事業の様々な段階での市民意見の募集、聴取などにより行政への参画機会を提供します。

※ 具体的取組

- 各種モニター制度の運用 [各所管局]
- 市の広報紙やホームページ等での市民意見募集 [各所管局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
審議会における委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす	%	37.7 (平成27年4月1日)	100 (平成33年4月1日)
市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	10.3 (平成27年4月1日)	16.0以上 (平成33年4月1日)

基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立

【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】

【現状と課題】

平成 26 年度（2014 年度）の市民アンケートでは、職場における男女の地位の平等について、「平等になっている」と回答した人が 25.5%に対して、約半数（46.9%）の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

これは、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や子育て、介護等の家庭生活における責任の多くを女性が担っている中で、男女雇用機会均等法等の法制度の整備により、男女の間で法律上の差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じているものと考えられます。

また、女性の約 6 割が第 1 子出産を機に退職する現状において、女性の労働力率が、結婚、出産、子育て期に当たる 30 歳代を底辺とする M 字カーブを描く問題は、いまだ解消されていません。

制度面だけでなく、男女の均等な雇用の機会と待遇を実質的に確保し、意欲と能力のある女性が職業生活と家庭生活の二者択一を迫られることなく職場で活躍できることは、女性自身が仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることを可能にします。そして、そのことは、企業の人材力と組織内の多様性を高め、イノベーションを促進し、生産性を向上させ、競争力を高めることにも貢献します。

さらに、共働き世帯の増加や超高齢社会の進展とともに、今後、男性が子育てや介護といった家庭生活での役割を担う中で、労働に関して時間に制約が生じる男性の増加が見込まれます。このため、長時間労働等を前提としたこれまでの男性の働き方を抜本的に見直す必要があり、こうした働き方改革は、男性の生活の豊かさや、職業生活と家事・子育て・介護等との両立にもつながります。

このように、働くことを希望する女性が働き続け、男女ともにその能力を十分に発揮することができる「働きやすく、働きがいのある職場づくり」を進めることは、極めて重要です。そのためには、事業者に積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、長時間労働の削減、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の導入等を働きかけるとともに、男性の意識改革、子育て・介護支援策の充実などの取組を進めることが必要です。

現在、国においても、一億総活躍社会の実現に向けて、新たな第二の矢（夢をつむぐ子育て支援）、第三の矢（安心につながる社会保障）を希望出生率 1.8、介護離職ゼロという明確な目標に向けて放ち、第一の矢である強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、第二・第三の矢である子育て支援、社会保障の基盤を強化することとしています。それにより、子育てや介護の心配が解消されることで将来の見通しが明るくなり、消費の拡大が促され、また、子育てや介護と仕事が両立しやすくなることなどにより、様々な人材が参加することで、社会に多様性が生まれ、それが労働力率の向上だけでなく、イノベーションを通じて生産性の向上を促し、経済の好循環を強化することにつながります。

また、パートタイム労働等の非正規雇用については、多様な働き方の選択という積極的な意義もある一方、その割合は女性が男性に比べて高く、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、女性の貧困や男女間格差の一因になっているとの指摘もあります。

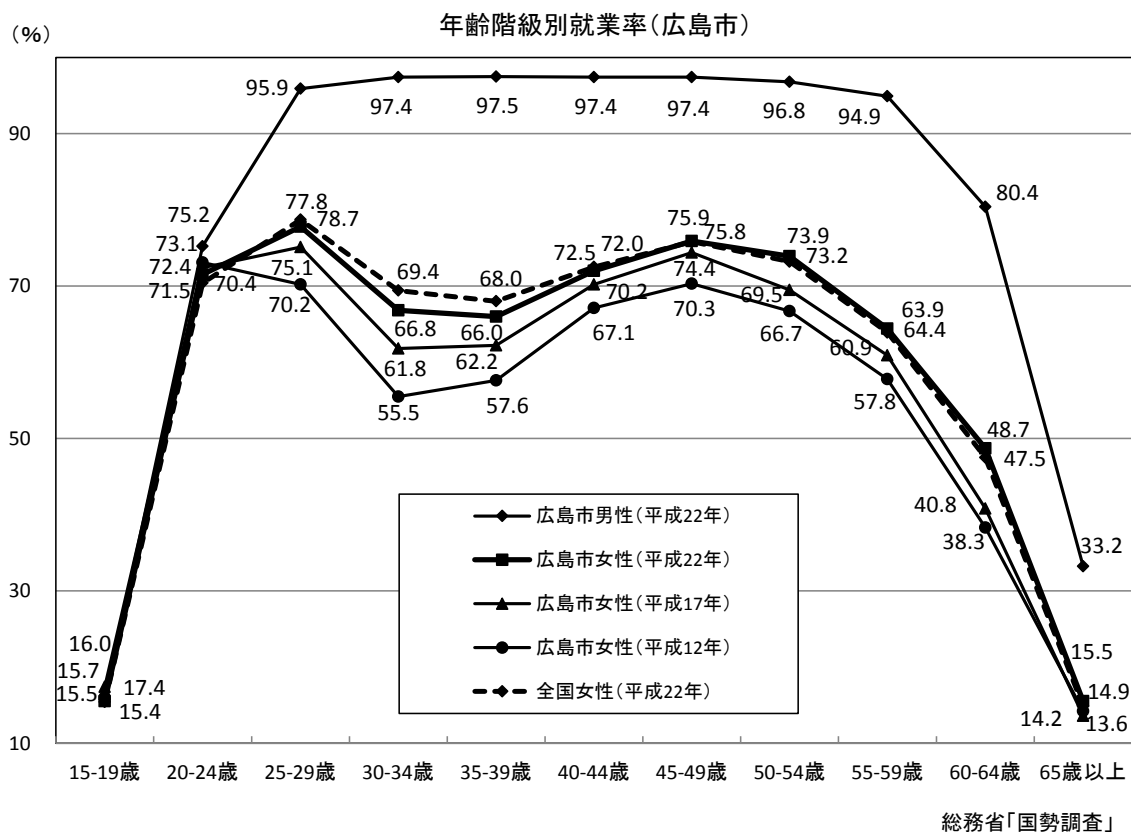
加えて、妊娠・出産・育児休業等を理由とした女性に対する不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）も大きな問題となっており、特に立場の弱い非正規雇用において顕著です。

このため、非正規雇用者の働きや貢献に応じた正社員との均等・均衡待遇の確保など、非正規雇用の処遇改善や、正社員への転換を希望する者に対する支援が求められます。

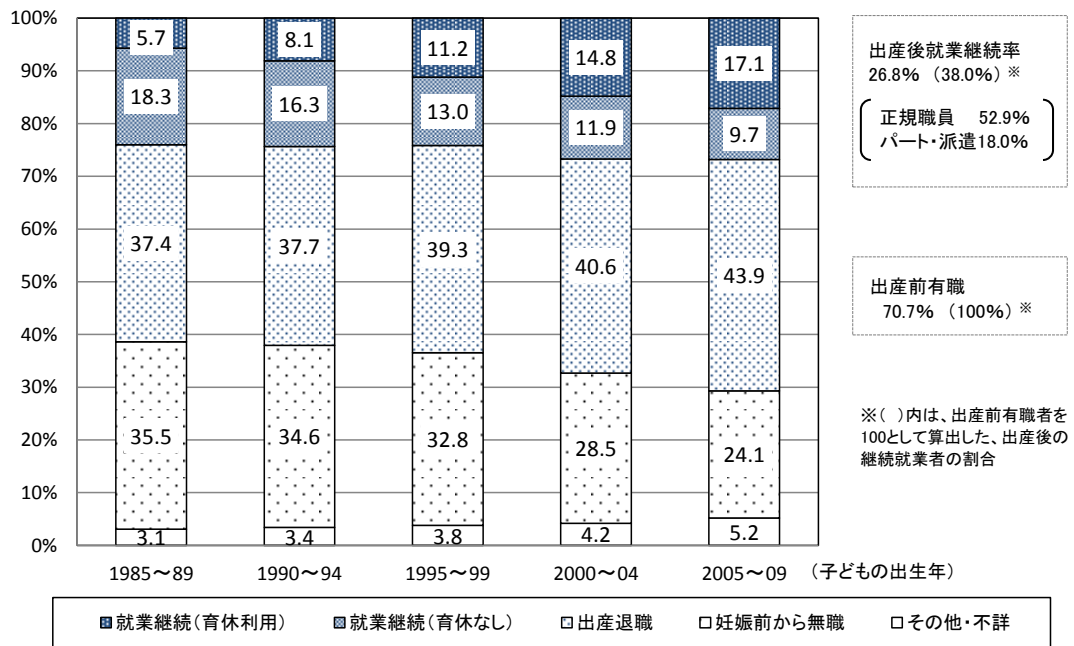
このほか、これまで男女共同参画の推進が十分に進んでいない科学技術・学術分野等において、多様な視点や発想を取り入れるため、より一層の女性の参画を推進するとともに、子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、自営業等における労働環境の整備など、多様な就業ニーズに柔軟に対応した支援を行う必要があります。

こうした中、平成 27 年（2015 年）8 月、民間事業者、国、地方公共団体などの各主体が女性の活躍を推進するために果たすべき役割を定めた女性活躍推進法が公布され、地方公共団体は、推進計画を策定することが努力義務とされました。

推進計画は、男女共同参画基本計画の一分野として一体で策定することも認められていることから、第 2 次基本計画の「基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」の部分为本市の推進計画として位置付け、取組を進めていきます。

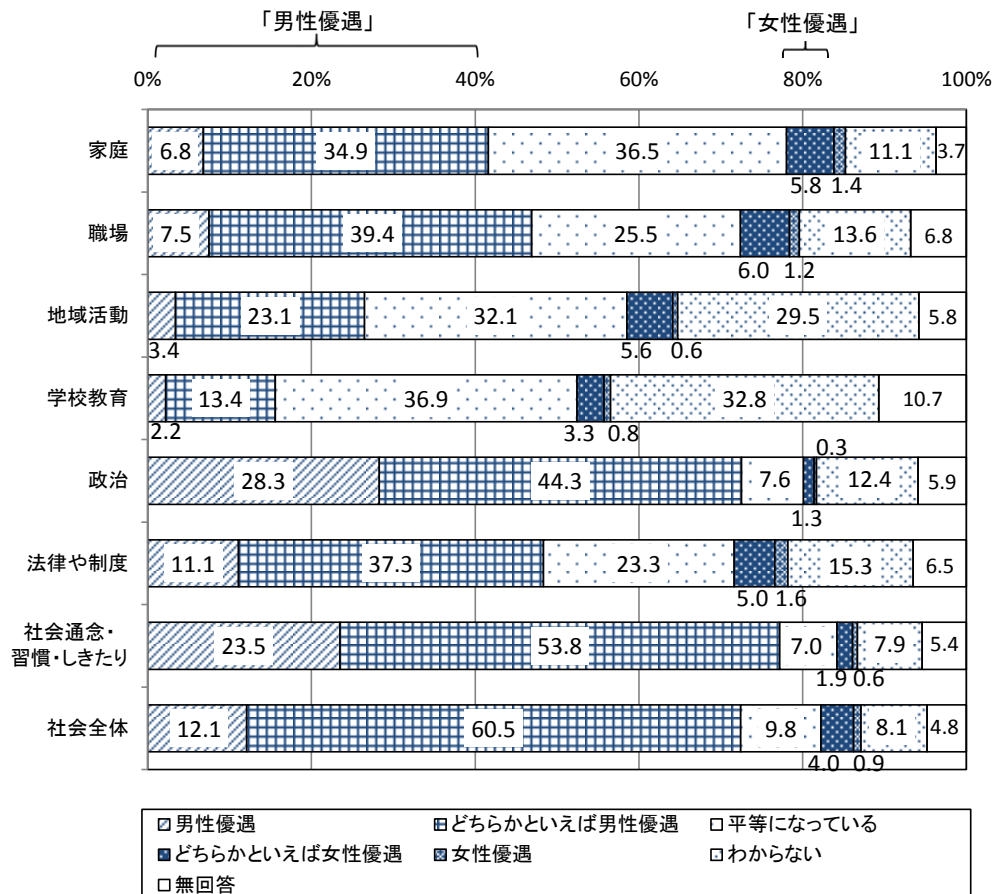


第1子出産後の女性の就業状況



国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」

男女の地位の平等感



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 女性の職業生活における活躍の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む事業者に対するインセンティブの拡充や、国や県などと連携した取組により、事業者による積極的改善措置などの取組を促進します。

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保と女性の活躍を推進する取組の促進

ア 事業者に対する男女雇用機会均等法等の遵守の周知・啓発

性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いの廃止、男女間の賃金格差の解消、マタニティ・ハラスメント等の防止など、男女雇用機会均等法等の履行を確保するため、国・県等と連携して、継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催 [市民局]

イ 女性活躍推進法に基づく事業者の取組の支援

女性の活躍推進に取り組む民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、優れた事例の広報等により、事業者の積極的改善措置や女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定などの取組を支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業者顕彰【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進連携会議の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業者へのインセンティブ [企画総務局、財政局、市民局、経済観光局、都市整備局]
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金） [経済観光局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進 [市民局]
- 女性・若者のための就労環境整備（シンポジウム・研修会・無料相談会の開催、コンサルティング経費補助、認定制度） [市民局、経済観光局]

ウ 働く女性に対する支援の充実

雇用に関する相談機会の提供など働く女性に対する支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 母子家庭等就業支援事業【再掲】 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】 [こども未来局]

エ 健康に留意した職場環境づくりの促進

職場において男女がその能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが大切です。特に、女性の継続就労が増加傾向にある中、女性が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、長時間労働の削減などを中心とした働き方改革、労働者の健康を確保することのできる環境の整備について、事業者に対して働きかけを行います。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける調査・研究及び普及・啓発の推進【再掲】 [市民局]

(2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進

ア 男女共同参画についての研修の支援

職場における男女共同参画についての現状や課題に対応した研修プログラムの作成や提供などを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進事業者顕彰【再掲】 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 事業者や働く男女への啓発

職場における男女共同参画について、実効性のある取組となるよう、事業者や男女労働者への広報・啓発の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策2 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

国や県などと連携を図りながら、男女がともに希望に応じた多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できる就業環境を整備するとともに、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

ア 再就職の支援

再就職を希望する女性に対し、情報や学習・研修機会の提供などによる就業支援を行います。また、出産・介護等で離職した女性の再就職を促進するため、中小企業を対象に女性が働きやすい職場環境づくりに必要なコンサルティング等の支援を行うとともに、就業を希望する女性と企業のマッチングを行うなど、就業機会の拡大を推進します。

このほか、保育・介護人材の確保を図るため、離職した保育士、介護職員の再就職支援を行います。

※ 具体的取組

- 母子家庭等就業支援事業【再掲】 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施（女性の就労支援相談）、情報提供の充実、学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 女性が再就職しやすい職場環境づくりモデル事業 [経済観光局]
- 保育士確保対策事業【再掲】 [こども未来局]
- 介護フェアの開催【再掲】 [健康福祉局]

イ 多様な働き方に関する情報提供などの支援

パートタイム労働や派遣労働、ＩＣＴを活用した在宅ワーク、家内労働等に関する関係法令や相談機関についての情報提供などを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける情報提供の充実【再掲】 [市民局]

ウ 事業者への関係法令周知と雇用環境整備に対する支援

パートタイム労働法や労働者派遣法等についての事業者の理解を促すとともに、非正規雇用労働者の雇用環境の整備に向けた事業者の取組を支援します。また、より働きやすい職場環境となるよう、トイレや更衣室などの設備面の整備を促します。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 女性・若者のための就労環境整備（シンポジウム・研修会・無料相談会の開催、コンサルティング経費補助、認定制度）【再掲】 [市民局、経済観光局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進【再掲】 [市民局]

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援

ア 女性の起業支援

起業についての知識やノウハウの提供などにより、女性の起業に対する支援体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 創業者向け研修会・セミナーの開催 [経済観光局]
- 創業チャレンジ・ベンチャー支援事業 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援（女性の起業支援）【再掲】 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金）[経済観光局]

基本施策３ 農林水産業や商工業などの自営業における男女共同参画の推進

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などの分野で男女がともに生き生きと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にするための取組を行います。

(1) 自営業における男女共同参画の推進のための取組の実施

ア 自営業における女性の労働に対する評価と労働環境の整備

農家での「家族経営協定」の普及促進など、自営業における女性の労働に対する評価と労働環境を整備します。

※ 具体的取組

- 広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発） [経済観光局]
- 漁業者等への家族経営協定の普及・啓発 [経済観光局]

イ 自営業者及び家族従業者である女性の能力向上の支援

自営業者及び家族従業者である女性に対し、学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。

※ 具体的取組

- 「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

ウ 自営業者及び家族従業者への啓発と情報提供

自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

※ 具体的取組

- 商工業関係団体の情報誌への啓発文の掲載 [市民局]
- 農業関係情報誌の活用 [経済観光局]
- 水産業等関係情報誌の活用 [経済観光局]

基本施策 4 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

建設業、製造業、運輸業などの女性の参画が少ない分野での職場環境の整備や、根強い固定的な性別役割分担意識の中、ロールモデルも少なく、女性研究者の登用が不十分である科学技術・学術分野及び医療分野において、多様な視点や発想を取り入れるため、女性の参画拡大に取り組みます。

(1) 女性の参画の拡大

ア 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことなどから、女性の参画が進んでいない建設業、製造業、運輸業などの分野や、女性研究者の登用が不十分である科学技術・学術分野及び医療分野において、女性の参画を促進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業者顕彰【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業者へのインセンティブ【再掲】 [企画総務局、財政局、市民局、経済観光局、都市整備局]
- 市の研究機関等における女性職員の登用 [企画総務局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援【再掲】 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）【再掲】 [経済観光局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進【再掲】 [市民局]

イ 理工系分野・医療分野への進路選択の促進

人材育成の観点から、特に理工系分野・医療分野への女子学生・生徒の興味・関心の喚起・向上のための取組を行い、これらの分野への進路選択を支援します。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成）【再掲】 [教育委員会]
- プロフェッショナル人材活用事業【再掲】 [教育委員会]
- 研究者のロールモデルの発掘、活躍事例の発信 [市民局]

基本施策 5 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や労働者に対する周知・啓発を図ります。とりわけ男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

また、市民や事業者の取組の範となるよう、市役所（職員）自らが率先して職業生活と家庭生活との両立の実現に取り組みます。

(1) 育児・介護休業制度等の定着と利用促進

ア 職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させるための事業者への働きかけ

男女がともに職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させ、子育て等を行いながらも職場におけるキャリア形成を図ることができるよう、子育て支援策や介護支援策の充実を図ります。また、民間事業者の表彰や入札制度における優遇措置、特色のある事例の広報等により、長時間労働の削減などの働き方改革、育児・介護休業制度の利用促進や男女を問わず家庭責任を有する労働者への公正な評価の確立、短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等について、事業者への周知・啓発を行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進事業者顕彰 [市民局]
- 事業所等への情報提供サイトの運営 [市民局]
- 男女共同参画推進連携会議の開催 [市民局]
- 労働時間短縮等に関する広報・啓発事業 [市民局]
- 育児・介護休業法に関する広報・啓発事業 [市民局]
- 男女共同参画を積極的に推進する事業者へのインセンティブ【再掲】 [企画総務局、財政局、市民局、経済観光局、都市整備局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定促進市町キャラバン【再掲】 [市民局]
- 働く女性応援隊ひろしまを活用した国・県の助成制度等の利用促進【再掲】 [市民局]

イ 育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発

男女がともに職業生活と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、労働者に対する育児・介護休業制度の利用についての広報・啓発を進めます。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

(2) 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進

ア 市職員による取組の推進

市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実についての職員の意識を高めることにより、市役所（職員）の職業生活と家庭生活の両立の推進に取り組みます。

また、特に男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、育児休業取得を経験として評価する仕組みや取得期間中の取得者への情報提供など、バックアップのプログラムを検討します。

※ 具体的取組

- 広島市職員子育て支援プラン（次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施、育児休業制度の周知、啓発 [企画総務局]
- 基礎研修（階層別研修）における「男女共同参画」に関する科目の実施【再掲】 [企画総務局、市民局]
- 広島市女性職員活躍推進プラン（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画）の策定及び実施【再掲】 [企画総務局]

基本施策 6 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

男性に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供などを行うとともに、啓発活動等の担い手となる男性の人材養成にも取り組みます。また、男性があらゆる分野で生き生きと活動できるよう男性の悩みや不安に対する相談体制を確立します。

(1) 男性への意識啓発等の推進

ア 学習機会や情報の提供

男女共同参画が実現した社会は、男性にとっても暮らしやすい社会です。男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するため、学習機会や情報提供の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 啓発活動の担い手となる男性の人材養成

男性にとっての男女共同参画の意義を広く市民に啓発するための活動等を推進する担い手となる男性の人材を養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

ウ 男性に対する相談体制の確立

男女の固定的な性別役割分担意識がもたらす重圧や、仕事を中心とした働き方などが、男性の心身の健康に影響を与えることがあります。精神面で孤立しやすい男性が、悩みや不安を安心して打ち明けることのできる相談体制を確立し、生き生きと活動ができるよう支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- こころの健康相談の実施【再掲】 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

(2) 男性の家庭生活への参画を促す取組の推進

ア 家事や子育て、介護に関する学習機会や情報の提供

男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や子育て、介護に関する学習機会や情報を提供します。また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方の意識啓発に取り組みます。

※ 具体的取組

- パパとママの育児教室の開催【再掲】 [こども未来局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 家族介護教室の開催【再掲】 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策 7 子育て支援策の充実

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

(1) 保育サービス等の充実

ア 保育園整備など保育を必要とする児童の受入枠の拡大

保育園等入園待機児童の解消を目指し、保育園の整備などにより、受入枠の拡大を図ります。

※ 具体的取組

- 保育園・認定こども園等の整備 [こども未来局]
- 私立幼稚園預かり保育事業 [こども未来局]
- 一時預かり事業（幼稚園型） [こども未来局]
- 認可外保育施設認可化移行支援事業 [こども未来局]
- 小規模保育事業 [こども未来局]

- 事業所内保育事業 [こども未来局]
- 保育士確保対策事業【再掲】 [こども未来局]

イ 多様な保育サービスの提供

子どもの福祉に配慮し、多様な保育需要に対応した延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスを提供します。

※ 具体的取組

- 延長保育事業 [こども未来局]
- 病児・病後児保育事業 [こども未来局]
- 休日保育 [こども未来局]
- 子育て短期支援事業 [こども未来局]
- ファミリー・サポート・センター事業 [こども未来局]
- 一時預かり事業（一般型） [こども未来局]
- 保育サービス相談事業 [こども未来局]

ウ 保育人材の確保の促進

保育人材の確保を図るため、関係団体や県と連携し、就業支援、就業継続（離職防止）及び再就職支援の取組を行うとともに、保育士等職員の処遇向上に取り組めます。

また、保育人材が社会的財産として育成されるよう、地域全体で支援する環境の整備に取り組めます。

※ 具体的取組

- 保育士確保対策事業 [こども未来局]
- 地域と連携した保育人材の育成・確保に資する取組の検討 [こども未来局]

エ 子どもの放課後等の居場所の確保

児童館未整備学区の解消に努めるとともに、学校施設を活用した地域の担い手による子どもの放課後等の居場所づくりを進めます。また、放課後児童クラブについては、利用する児童の増加に対応したクラスの増設などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- 児童館の整備 [教育委員会]
- 放課後児童クラブの運営 [教育委員会]
- 放課後プレイスクール事業 [教育委員会]
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 [こども未来局]
- 民間放課後児童クラブ運営費等補助 [教育委員会]
- 特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業 [教育委員会]

オ 幼稚園における子育て支援

幼稚園の施設や機能を活用し、遊びの場や機会の提供、子育てに関する相談などの子育て支援事業を展開します。

※ 具体的取組

- 幼児のひろば推進事業 [教育委員会]
- 私立幼稚園の運営基盤の強化 [教育委員会]
- 私立幼稚園振興事業（研修費・教材教具整備費の助成） [教育委員会]
- 私立幼稚園特別支援教育研究事業 [教育委員会]

カ 子育てに関する相談や学習機会などの充実

子育てに関する不安や負担感を解消するため、相談や学習機会、情報提供などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- きんさい！みんなの保育園事業（保育園での育児相談など） [こども未来局]
- 家庭児童相談事業 [こども未来局]
- 地域子育て支援拠点事業 [こども未来局]
- 青少年総合相談センター相談事業 [教育委員会]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 保育士の研修【再掲】 [こども未来局]
- はじめての子育て応援事業 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- 特別支援学校における相談支援体制の充実 [教育委員会]

基本施策 8 介護支援策の充実

介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保など、介護支援策の充実を図ります。

(1) 介護支援事業の充実

ア 介護についての学習機会などの充実

介護を社会全体で支えるという考え方にに基づき、男女がともに介護の担い手になるため、介護についての学習機会や情報提供などの充実を図ります。

※ 具体的取組

- 家族介護教室の開催 [健康福祉局]
- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

イ 介護支援の充実

地域包括支援センターの相談機能を強化するなど地域で介護を支援する体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 地域包括支援センター運営事業【再掲】 [健康福祉局]

ウ 介護サービス基盤の整備促進

介護を要する高齢者とその家族を社会的に支援するため、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなど、介護サービス基盤の整備を促進します。

※ 具体的取組

- 居宅介護（介護予防）サービス等の給付【再掲】 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業【再掲】 [健康福祉局]
- 特別養護老人ホームの施設整備に対する助成 [健康福祉局]

エ 介護人材の確保の促進

将来にわたって安定的に介護を担う人材を確保するため、介護サービスの重要性について市民に啓発を行うとともに、介護サービス事業所が行う質の高い人材の育成・定着の取組の支援等により、介護分野で働く強い意欲を持った人材の参入を促進します。

また、介護人材が社会的財産として育成されるよう、地域全体で支援する環境の整備に取り組みます。

※ 具体的取組

- 介護サービスの意義・重要性についての啓発 [健康福祉局]
- 介護フェアの開催 [健康福祉局]
- ひろしま介護マイスター養成支援事業 [健康福祉局]
- 小規模事業所介護人材育成支援事業 [健康福祉局]
- 地域と連携した介護人材の育成・確保に資する取組の検討 [健康福祉局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
民間企業（従業員数が 101 人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	%	12.0 （平成 27 年度）	15.0 （平成 32 年度）
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が 300 人以下の企業）を増やす	社	—	50 （平成 32 年度）
民間企業の男性の育児休業取得率を上げる	%	3.8 （平成 26 年度）	13.0 （平成 32 年度）

新

基本目標３ 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず、男性にとっても暮らしやすい社会です。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」といった言葉に代表される男女の固定的な性別役割分担意識が男性や企業等に根強く残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、地域活動への参画が進んでいないのが現状です。

平成 26 年度（2014 年度）の市民アンケートの結果においても、家庭における役割分担について、「収入を得ること」の項目は「夫中心」との回答が多く、「町内会など地域活動への参加」など、その他の項目についてはすべて「妻中心」の回答が多くなっており、家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。そして、町内会などの地域活動での男女共同参画については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」、「男性の参加が少ない」と回答した人が多く、地域活動に関わる女性は多くても、地域における方針決定過程への女性の参画が少ないのが現状です。

さらに、ライフスタイルや家族形態の多様化と、急速な人口減少と超高齢化という社会情勢の大きな変化に直面する中、事実上、女性が多くを担っている家事・子育て・介護等の負担が、今後、さらに重くなっていくことが想定されます。

その中で、家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」では、一人暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えており、地域の活性化のためには、こうした課題を男女が共に解決していくことが重要です。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画に関する男性の理解や実践に向けた男性に対する働きかけを積極的に行い、男性の地域活動への参画を促進すると同時に、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域における方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

また、子どもがいる無職の女性で、今後、社会参加したいと考えている人の中には、企業で働くことのみならず、地域社会の役に立ちたいという思いから、住民同士の助け合い機能を代替する地域活動への参加を希望する人もいます。

このため、地域活動に参加したい人が自分に合ったやり方で参加できるよう、地方公共団体が中心となって、地域活動に参加したい人と担い手を募集している組織とのマッチング機能を向上させることなどが必要です。

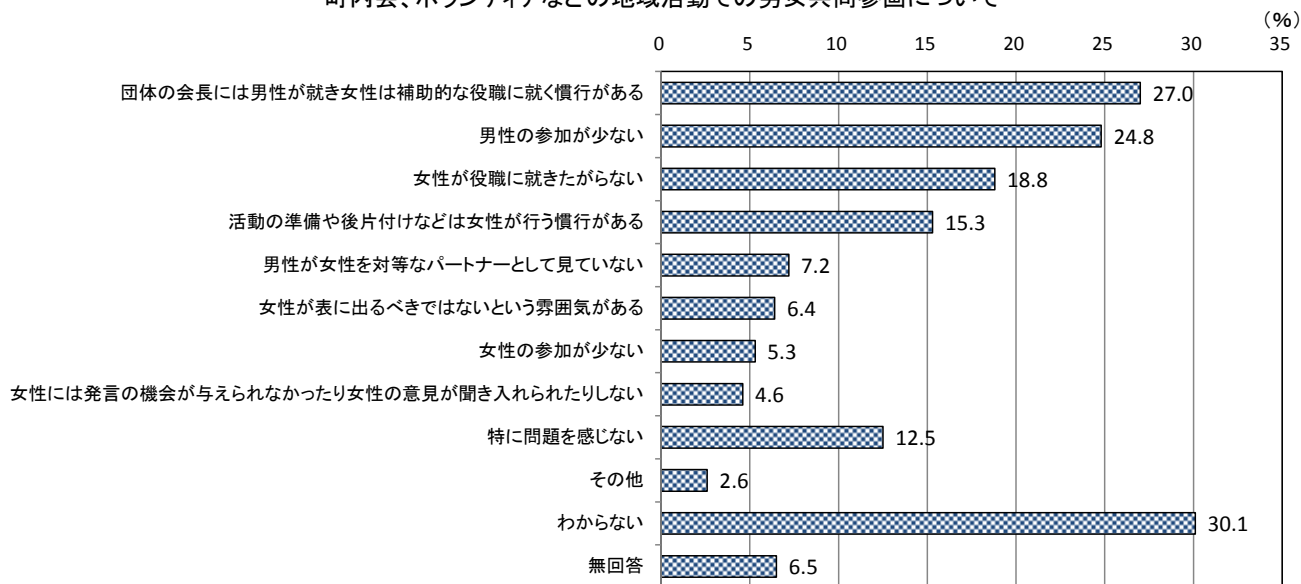
なお、近年、市民ニーズの多様化・複合化が進む中で、町内会などの地縁を基礎とした地域活動だけでなく、NPOをはじめとする課題解決型の活動が増えています。

このため、今後は、「町内会などの地縁によるつながりを持つ人で構成された組織の活動」のみならず、「NPOやボランティア団体等などの一定の課題やテーマへの共通の関心を持つ人で構成された組織の活動」を含めた地域活動において、男女共同参画の視点を持った取組が行われ、活動がより一層活性化し発展するよう支援を行う必要があります。

また、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災では、避難所の運営等において、女性の視点に立った対応が十分でなかったなどの課題が明らかになり、平成 25 年（2013 年）5 月、国から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示されました。これを受けて、本市では、地域防災計画の見直しを行い、平成 26 年（2014 年）8 月 20 日に発生した豪雨災害においては、巡回指導を行い、間仕切りや更衣室の設置など、プライバシーに配慮した避難所運営に努めました。

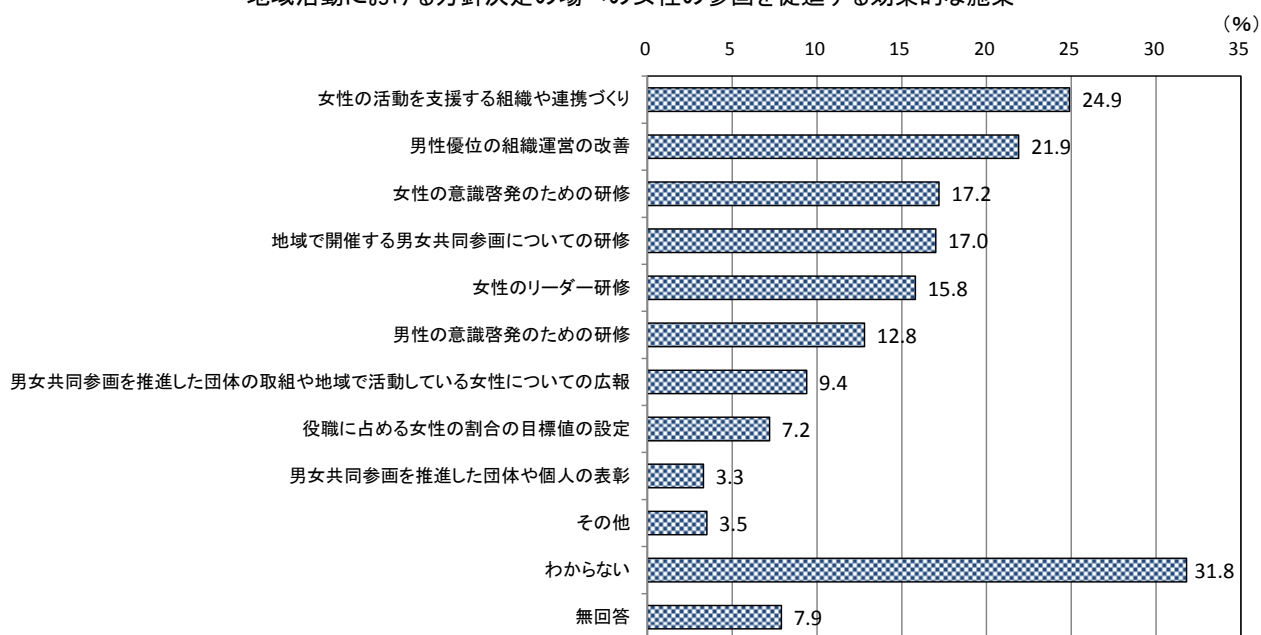
引き続き、男女双方の視点に立った地域での防災活動を推進するとともに、地域防災に関する方針決定過程の段階から女性の参画を一層進めることが重要です。

町内会、ボランティアなどの地域活動での男女共同参画について



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

地域活動における方針決定の場への女性の参画を促進する効果的な施策



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 男性の地域活動への参画の促進

男性の地域活動への参画を促進し、男性が地域活動と他の活動との調和のとれた生活を送ることができるよう、学習機会の提供や啓発などに取り組みます。

(1) 男性の参画を促す取組の推進

ア 参画のきっかけとなる学習機会や情報の提供

あらゆる年代の男性が、仕事や趣味、子育て等を通じて得た知識や経験を生かして地域活動に参画することに、やりがいや喜びを見出すことができるよう、学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 男性の活躍事例の発信 [市民局]

基本施策 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進

多様な考え方を生かし、新たな発想を取り入れる観点から、地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため、女性の学習などを支援するとともに、地域活動に取り組む団体に対して女性の登用などについて具体的な働きかけを行います。

(1) 女性の地域活動への参画の支援

ア 女性のリーダー養成

方針決定過程への女性の参画を促進するため、研修などにより地域活動への女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 女性団体等の活動への支援

活動場所や活動内容に関する情報提供や助言などにより、女性団体等の活動を支援します。

※ 具体的取組

- 女性団体の活動への補助 [市民局、健康福祉局]
- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援【再掲】 [市民局]

(2) 地域活動に取り組む団体の方針決定過程への女性の参画の促進

ア 女性役員登用の働きかけ

地域活動に取り組む団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用の働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]

基本施策3 地域活動における男女共同参画の促進

地域活動をより一層活性化し、発展させるため、男女がともにその担い手となるよう、地域活動における男女共同参画の促進に取り組みます。

(1) 男女がともに地域活動へ参画するための支援

ア 学習機会や情報の提供

地域活動に男女がともに参画する意義に関する学習機会や情報の提供により、地域活動における男女共同参画を促進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成【再掲】 [市民局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援【再掲】 [市民局]
- ひろしま情報a-ネットによる情報提供 [市民局]

イ 地域活動に取り組む市民・団体の支援

男女共同参画についての優れた事例の広報等により団体の取組を支援します。また、地域社会の課題解決や男女共同参画の意識の向上に取り組む市民・団体の活動を支援します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏〜SOU〜」の発行【再掲】 [市民局]
- 表彰制度の検討 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける市民活動・交流の支援【再掲】 [市民局]
- 広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金）【再掲】 [経済観光局]

基本施策4 男女共同参画の視点からの防災・復興活動の支援

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた活動が行われるよう取り組みます。

(1) 女性の参画の拡大

ア 防災分野における女性の参画の拡大

広島市防災会議や自主防災組織等への女性の参画の拡大や、災害時・復興時における女性の視点の導入拡大など、防災分野における男女共同参画を推進します。

※ 具体的取組

- 男女双方の視点に配慮した地域防災計画の修正等 [危機管理室]
- 女性消防団員の育成・支援 [消防局]
- 男女共同参画推進センターにおける啓発セミナーの実施 [市民局]
- 地域の防災を担う女性リーダーの育成 [市民局・危機管理室]
- 男女共同参画推進員による啓発講座の実施 [市民局]
- 防災・被害者支援地域女性ネットワークとの連携 [市民局]

基本施策5 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

男女共同参画社会の形成に向けては、根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の地域、家庭生活への参画、女性の政策・方針決定過程への参画など、多くの課題があります。その課題の解決には、女性のエンパワーメントの促進や、市民や事業者など多様な主体による連携した取組が不可欠です。こうした取組をより一層促進するための拠点施設として整備した男女共同参画推進センターにおいて、積極的な事業展開に取り組めます。

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

ア 総合相談の実施

相談者をきめ細かく支援するため、専門家や専門機関と十分な連携を図り、電話相談や面接相談はもとより、グループ相談、同じ悩みを抱える人たちの交流・支援に取り組めます。

※ 具体的取組

- 女性のためのなんでも相談（電話相談）の実施 [市民局]
- 男性のためのなんでも相談（電話相談）の実施 [市民局]
- こころの相談（面接相談）の実施 [市民局]
- 法律相談（面接相談）の実施 [市民局]
- 女性の就労支援相談（キャリア支援面接相談）の実施 [市民局]
- グループ相談（子育て・介護等相談）の実施 [市民局]

イ 情報提供の充実

男女が主体的に自らの生き方を選択することができるよう、自立と社会参画を支援する各種サービス等の最新情報を必要なときに身近な場所で入手することのできる環境を整えます。

※ 具体的取組

- 資料室における図書、DVD、関連情報誌、政令指定都市の行政資料の閲覧 [市民局]
- インターネットを活用した各種情報の提供 [市民局]
- 市民及び事業者向けの男女共同参画推進センター紹介ホームページ運営、メールマガジン・リーフレット・広報誌発行 [市民局]
- 事業報告書発行 [市民局]

ウ 学習・研修の支援

男女一人一人の自立と社会参画、課題解決のために必要とされる知識・技能を習得するための学習・研修サービスを提供します。また、これらを通じて、男女共同参画を推進する人材の養成を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画の取組促進講座の開催 [市民局]
- 女性の活躍推進を図るための講座の開催 [市民局]
- 女性の就労支援講座の開催 [市民局]
- 市立大学等地元の大学、事業所、NPO等と連携した講座の開催 [市民局]
- 商店街と連携した事業 [市民局]
- ギャラリーの運営 [市民局]
- 一時保育（託児）の実施 [市民局]
- チャレンジショップの開設 [市民局]
- 人権教育講座 [市民局]
- ボランティアリーダー・コーディネーターの養成講座 [市民局]

エ 調査・研究及び普及・啓発の推進

本市における男女共同参画の現状を把握し、課題解決に向けての新たな施策・事業を開発するための調査・研究を推進します。また、これらの調査・研究成果の公表や地域における出前講座の実施などを通じて意識啓発を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センター利用団体・グループ、NPO、大学等との連携による調査・研究 [市民局]
- 出前講座の実施 [市民局]
- 啓発リーフレット等の作成・配布 [市民局]
- 男女共同参画フォーラム [市民局]

オ 市民活動・交流の支援

社会参画活動として起業や就労、地域活動（各種ボランティアや生涯学習など）を展開していく上で、ネットワークは欠かせない活動基盤となります。男女共同参画推進センターでは、利用団体やグループ、NPO等との交流支援を行うとともに、地域活動への参加を希望する女性とのマッチングや働く意欲のある女性の就労支援に取り組みます。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センター利用団体・グループ、各種団体、NPO等の活動・交流支援 [市民局]
- 女性の再就職支援 [市民局]
- 女性の起業支援 [市民局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
消防団における女性の中級幹部 （分団長・副分団長の階級にある 者）の数を増やす	人	1 （平成 27 年 4 月 1 日）	27 （平成 33 年 4 月 1 日）

新

Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

基本目標４ 安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

少子化・高齢化の進展、雇用・就業をめぐる環境の変化や、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親世帯の増加など社会が急激に変化する中、貧困に苦しむ人、十分な教育や就労等の機会を得ることのできない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

こうした中、女性が正規労働に就きにくい就業構造において、特に母子家庭の母親の就業環境は厳しく、貧困や就労等の機会が得られないといった困難を抱える人が増加するとともに、貧困の世代間連鎖につながっていく懸念があります。

また、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高く、相対的貧困率も、各年齢層で男性に比べて女性の方が高くなっており、特に高齢単身女性で高くなっています。

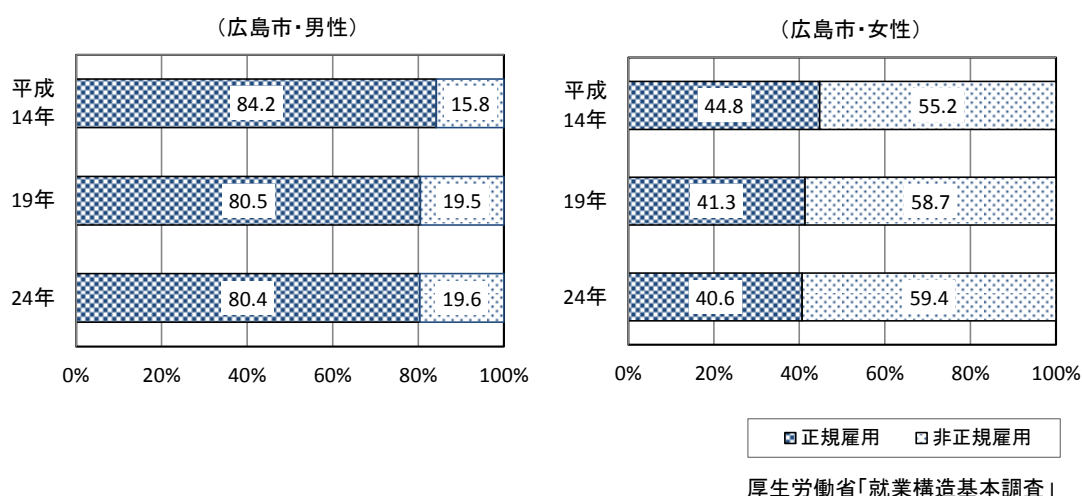
さらに、障害があること、外国人市民であること等に加え、女性であることで複合的な困難を抱える場合があります。

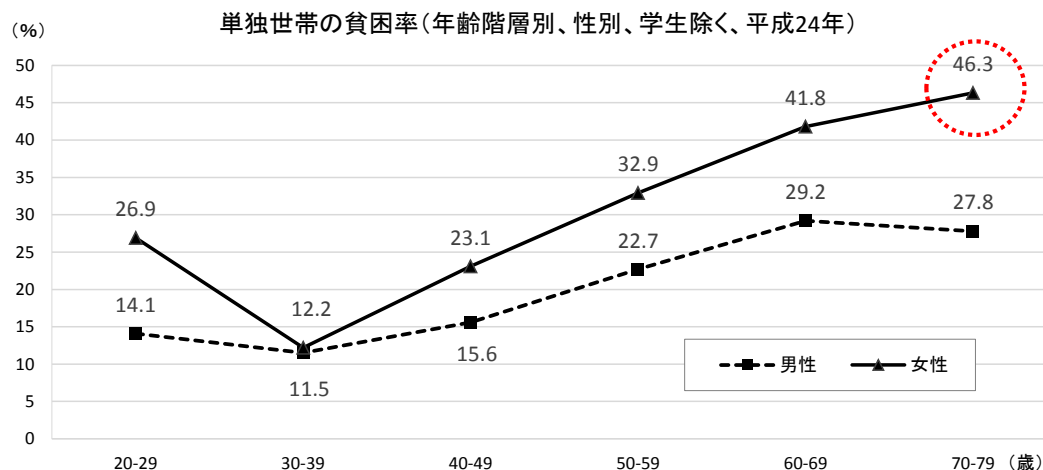
一方、高齢単身男性や父子世帯については、地域での孤立などの問題があり、その背景には、根強い男女の固定的な性別役割分担意識や職業生活と家庭生活を両立できない現状があります。

今後は、男女共同参画の視点から、高齢者や障害者、外国人市民、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々が、社会生活を円滑に営むことができる力を高める取組を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備を行う必要があります。

また、妊産婦や子ども、高齢者、障害者など、全ての人にとって暮らしやすい社会をつくるため、暮らしの質の向上に資する公共の空間づくりに取り組みます。

雇用形態比率の推移





厚生労働省「国民生活基礎調査」、阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向:2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ

基本施策 1 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障害者が社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組めます。

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

ア 地域生活の支援及び生活環境の向上等に関する取組の推進

高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組むとともに、セカンドライフの充実のための支援を行います。また、特に高齢単身女性の相対的貧困率が高い現状を踏まえ、安定した生活が営めるよう支援を行います。

このほか、介護サービスの供給量の確保や質の向上に取り組むとともに、介護予防の推進を図ります。

※ 具体的取組

- 地域包括支援センター運営事業 [健康福祉局]
- 居宅介護(介護予防)サービス等の給付 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業 [健康福祉局]
- 高齢者に配慮した住宅への改修支援 [健康福祉局]
- 援護を必要とする高齢者等の自立の支援 [健康福祉局]
- ユニバーサルデザインの推進 [各所管局]
- セカンドライフ応援プロジェクトの推進 [健康福祉局]
- 生活困窮者自立相談支援事業 [健康福祉局]
- 高齢者地域支え合い事業 [健康福祉局]

(2) 障害者が安心して暮らせる環境の整備

ア 地域生活の支援及び生活環境の向上等に関する取組の推進

障害者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組むとともに、社会参画のための支援を行います。

※ 具体的取組

- 地域生活支援事業 [健康福祉局]
- ユニバーサルデザインの推進【再掲】 [各所管局]

基本施策２ 外国人市民に対する支援の充実

国籍、民族、言語に関わらず外国人市民が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人市民の地域活動への参画促進などに努め、多文化共生意識の高揚を図り、異文化や多様性を認め合う社会の形成に取り組めます。

(1) 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

ア 生活関連情報の周知と相談体制の整備

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援を行うとともに、公共施設において、外国人市民のニーズに対応し、使いやすさに配慮した取組を行います。また、外国人児童生徒の就学や進路、外国人市民の就労などについての支援を推進します。

※ 具体的取組

- 国際交流ラウンジの運営 [市民局]
- 外国人市民のための生活ガイドブックの作成 [市民局]
- 多言語によるDV防止啓発パンフレットの作成 [市民局]
- 外国人のための相談事業 [市民局]
- 図書館等における多言語の書籍等の充実 [市民局]

(2) 多文化共生意識の高揚

ア 市民が相互に交流する機会の提供

互いの文化や生活を理解し、国際交流が深まるよう、地域における交流機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 「姉妹・友好都市の日」の開催及び「ヒロシマ・メッセンジャー」の運営 [市民局]
- 「国際交流・協力の日」の開催 [市民局]
- 留学生会館主催事業 [市民局]

イ 地域活動への外国人市民の参画促進

地域において孤立しがちな外国人市民に対して、地域活動への参画を促します。

※ 具体的取組

- 地域イベント、地域活動に関する情報提供 [各所管局]
- 外国人市民防災リーダー養成講座 [市民局]

基本施策3 ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図るとともに、生育家庭の経済状況によって子どもの進学機会等に差が生じないよう、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組を行います。

(1) ひとり親家庭に対する支援の充実

ア 相談支援の充実

ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するための相談やネットワークづくりの支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 母子・父子自立支援員による相談 [こども未来局]
- ひとり親家庭等日常生活支援事業 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

イ 経済的支援等の充実

経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給などとともに、学習機会の提供など就労支援に取り組みます。併せて、住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、親子が安心して生活することのできる環境づくりを推進します。

また、子育てに関する経済的負担を軽減するため、国に対して社会保障制度の充実等を要望します。

※ 具体的取組

- 児童扶養手当の支給 [こども未来局]
- ひとり親家庭等医療費補助事業 [健康福祉局]
- 母子家庭等就業支援事業 [こども未来局]
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 [こども未来局]
- ひとり親世帯の市営住宅入居優遇措置 [都市整備局]
- 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】 [健康福祉局]
- ひとり親家庭学習支援事業 [こども未来局]
- ひとり親家庭居場所づくり事業 [こども未来局]
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 [こども未来局]
- 就労支援窓口における就労支援 [経済観光局]

基本施策4 雇用に関連して貧困など様々な問題を抱える人への対応

女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、非正規労働は男性においても増加し、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。貧困は、勤労意欲の低下や、子どもの教育・学習の機会を奪い世代間の貧困の連鎖の要因になるなどの懸念があり、社会に好ましくない影響を与えます。

このため、雇用環境の整備に向けた取組を推進するとともに、ニートなどの状態にある若年層の自立に向けた支援に取り組みます。

(1) 雇用環境の整備

ア 正規雇用に向けた就労支援の充実

正規雇用を希望しているにも関わらず、非正規雇用として就労せざるを得ない人に対し、国や関係機関と連携しながら、正規雇用に向けた就労支援に取り組みます。

※ 具体的取組

- 合同就職面接会の開催 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施、学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 多様なニーズに応じた働き方の普及と公正な待遇の啓発

男女が、ライフスタイルやライフステージに応じて働き方を柔軟に選択できるよう、短時間正社員制度など、正規雇用における多様な働き方の普及に取り組みます。

また、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進について、事業者等への啓発に取り組みます。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付【再掲】 [市民局]
- 関係機関との連携による情報提供 [市民局]
- 女性・若者のための就労環境整備（シンポジウム・研修会・無料相談会の開催、コンサルティング経費補助、認定制度）【再掲】 [市民局、経済観光局]

(2) ニートなどの状態にある者に対する就労・自立の促進

ア 就労・自立に向けた支援

ニートなどの状態にある若者等に対して、就労を意識したコミュニケーション能力向上のためのワークや、専門職員による個別相談などを実施するとともに、講演会やセミナーを開催し、職業的自立に向けた就労支援を行います。

※ 具体的取組

- 若者の自立・就労支援対策事業 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】 [健康福祉局]

基本施策5 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

女性の視点で暮らしやすい社会をつくることは、妊産婦や子ども、高齢者、障害者など、全ての人のために暮らしやすい社会をつくることに繋がります。誰もが安心して使える快適で安全なトイレや、授乳スペースの整備など、暮らしの質の向上に資する公共の空間づくりに取り組みます。

(1) 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

ア 暮らしの質の向上に資する公共の空間づくり

誰もが安心して外出できるよう、公共施設をはじめとした施設等の整備に取り組みます。

※ 具体的取組

- ユニバーサルデザインの推進【再掲】 [各所管局]
- 安全で快適なトイレの整備促進 [各所管局]

- 授乳室の整備の促進 [各所管局]
- 低床バス・低床路面電車の導入補助 [道路交通局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
新 経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす （高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合・人数）	% 【人】	50.9 【221】 (H26 年度)	51.1 【248】 (H31 年度)

基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。

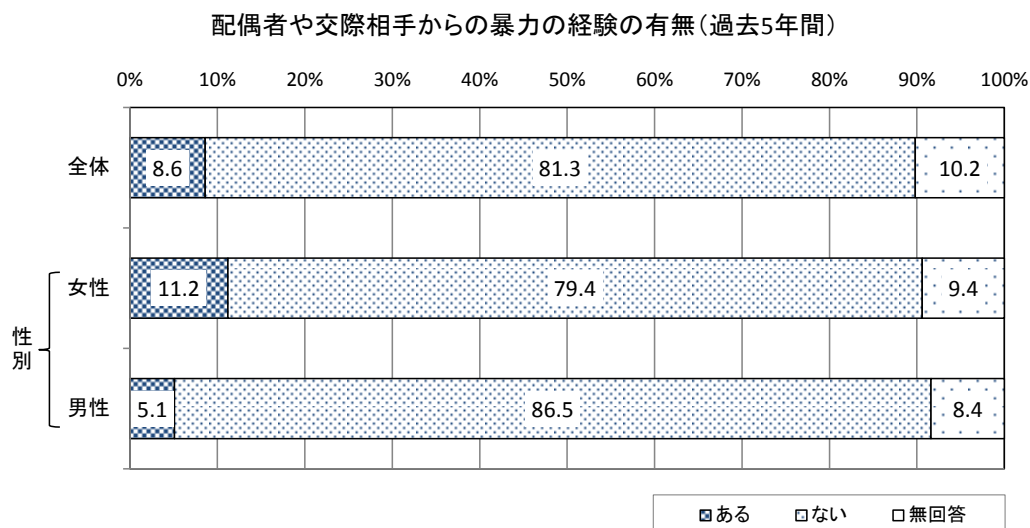
平成26年度（2014年度）の市民アンケートでは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手からの暴力であるDVについて、最近の5年間に、暴言などを含めた何らかの暴力を受けたことがある女性は11.2%で、男性の5.1%を大きく上回っています。

こうした中、本市では、平成21年（2009年）12月にDV相談センターを開設し、被害者や関係者からの相談を受け、被害者の保護、安全な社会生活に向けた支援を行ってきました。しかし、近年、ストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっており、また、SNSなどインターネットを利用した言葉による暴力など、暴力が多様化するとともに、低年齢化も進んでいます。DV相談センターでは、これらの様々なケースに対応しており、その役割も増えています。

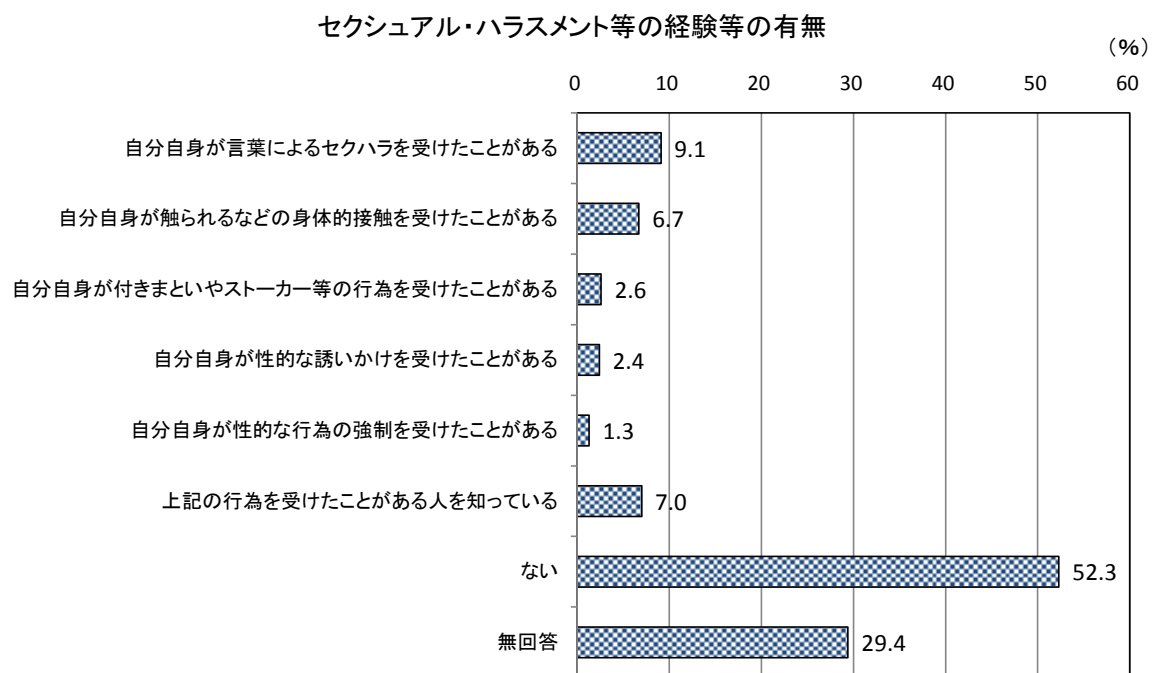
こうした社会情勢の変化に対応するため、平成22年（2010年）5月に策定した「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の見直しを行い、配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成や被害者への相談支援の充実などに、より一層取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であると同時に、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのセクシュアル・ハラスメント等の防止のための啓発や相談支援の充実を図る必要があります。

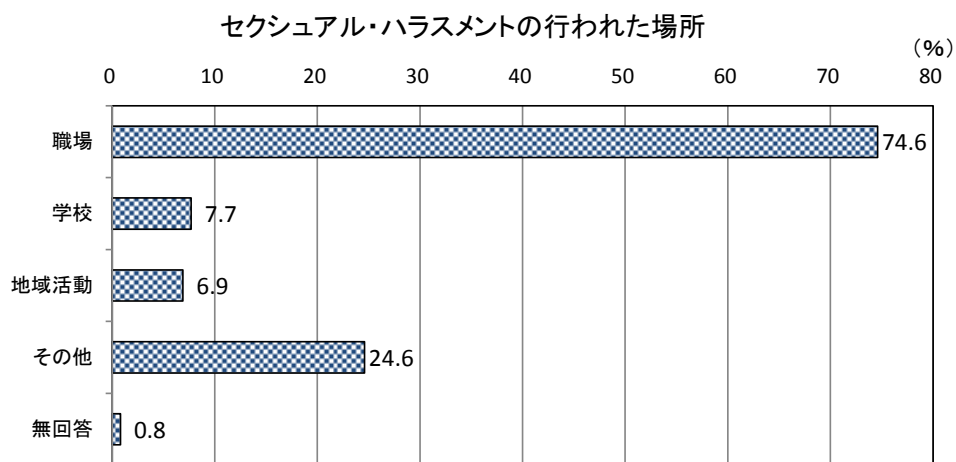
さらに、子どもに対する暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るとともに、被害を受けた子どもに対しては関係機関と連携した支援を行うなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組む必要があります。



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成26年度）」



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応

ア 実態の把握

関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握します。

※ 具体的取組

- 関係機関連絡会議の開催 [市民局]
- 実態調査の実施 [市民局]

イ 相談体制の充実

関係機関との連携などにより、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 暴力被害相談センターの運営 [市民局]
- 婦人相談事業 [市民局]
- 警察、弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進 [市民局]

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

ア 広報・啓発の実施

実態についての広報や関係法令の周知などにより、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 「減らそう犯罪」推進事業 [市民局]
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 [市民局]
- 地域の各種イベントを活用した啓発活動の推進 [市民局]

イ 人権尊重についての教育や学習の充実

女性に対する暴力が決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、人権尊重についての教育・学習の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実【再掲】 [教育委員会]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女平等教育に関する指導計画の作成【再掲】 [教育委員会]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 地域団体等への人権啓発指導員の派遣 [市民局]

(3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進

ア 市民の活動への支援

安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた市民の自主的な活動への支援を行います。

※ 具体的取組

- 地域安全活動事業補助 [市民局]
- 「減らそう犯罪」推進事業【再掲】 [市民局]
- 自助グループの育成支援の検討 [市民局]

イ 警察など関係機関との連携

安心して暮らすことのできるまちづくりのため、警察など関係機関との連携を図ります。

※ 具体的取組

- 広島県被害者支援連絡協議会での連携 [市民局]

基本施策 2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（平成 22 年（2010 年）5 月策定、平成 28 年（2016 年）3 月変更）に定めるとおりとします。

※「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の概要

<基本理念>

「配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して」

<基本目標>

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などあらゆる場において、DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという理解を進めることが必要です。さらに、DV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。こうしたことから、DVやDV防止法などについて、市民に広く啓発するとともに、若年層に対する啓発及び教育に努めます。

また、被害者を発見した場合、警察やDV相談センターに通報や相談を行うよう、市民や医療関係者等に啓発を行い、DVを早期に発見し、被害者に適切な対応が行えるよう取り組みます。

このほか、国の加害者更生に関する調査・研究等の情報収集に努めるとともに、国や広島県と連携しながら、まずは加害者であることを気付かせるための啓発や、更生に向けた医療機関等の受診に関する広報等の取組を推進していきます。

【施策の方向性】

- ア 教育・啓発の推進
- イ 通報や相談窓口に関する情報提供
- ウ 加害者更生に関する取組

(2) 被害者への相談支援の充実

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、DV相談センターの相談支援等を充実するとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、相談員の技術向上や窓口業務に携わる職員の研修などの充実に努めます。

【施策の方向性】

- ア 相談支援の充実
- イ 相談機関相互の連携強化
- ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

(3) 被害者の保護体制の充実

身に危険が迫り、避難が必要な被害者に対し、緊急に安全の確保を行う必要があります。このため、被害者の状況に応じ、意思を尊重した上で迅速な一時保護が行われるよう同行支援等を行うとともに、一時保護につなげるまでの宿泊等を含む緊急時の安全の確保を行います。

また、被害者の保護の観点から被害者の情報管理の徹底を行います。

さらに、保護命令制度の利用についての情報提供や助言、書類作成の援助などを行います。

【施策の方向性】

- ア 被害者の安全の確保
- イ 保護命令制度への対応

(4) 被害者の自立支援の充実

被害者が安心して社会生活を営むに当たり、安全な住居の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題等、様々な問題に直面します。このため、住宅の確保や就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、相談から経済的にも安定した生活が営めるようになるまで切れ目なく、幅広い支援を行います。

また、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にし、被害者が就業し、経済的に安定した生活を営むことができるよう、就業支援を充実させます。

【施策の方向性】

- ア 住宅の確保に向けた支援
- イ 就業に向けた支援
- ウ 経済的支援等の生活支援

(5) 関係機関との連携の強化

被害者支援には、DV相談センターと福祉事務所、児童相談所、県婦人相談所、警察など、幅広い分野にわたる関係機関との連携が不可欠です。特に、心身に深い傷を負った被害者が、各種支援制度の利用に関する手続きを行うことは困難です。このため、広島市DV関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）などを通じて、情報交換や連携協力を進めて、関係機関との連携を強化し、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供を行うとともに、手続きの同行支援等による円滑な支援に努めていきます。

さらに、DV相談センター等で支援を受けた被害者からの意見を踏まえ、関係機関とともに支援制度等の充実を検討していきます。

【施策の方向性】

- ア DV対策関係機関の連携強化
- イ 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化
- ウ 支援制度等の充実

基本施策3 セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止対策とともに、職場以外でのセクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を推進します。また、条例に規定する「相談の申出への対応」について適切な措置を行います。

(1) 防止対策の推進

ア 職場における防止対策

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等についての認識を深めるため、セミナーの開催などにより事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]

- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

イ 本市職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底

本市におけるセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底を図ります。

※ 具体的取組

- 職員研修の実施 [企画総務局、教育委員会]
- 服務規律についての冊子等を活用した服務研修の充実と指導 [企画総務局、教育委員会]
- 具体的事例の発信による庁内ＬＡＮを活用した啓発 [企画総務局]

ウ 地域活動の場における防止対策

地域活動の場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のため、町内会やボランティア、ＮＰＯ等に対する啓発や相談支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 人権擁護委員と連携した相談支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

(2) 被害者への支援

ア 相談体制の整備、充実

労働局など関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の被害者を支援するための相談体制の整備・充実に取り組みます。

※ 具体的取組

- 市職員に対する相談体制の充実 [企画総務局]
- 労働局など関係機関との連携の推進 [市民局]
- 人権擁護委員と連携した相談支援 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

基本施策 4 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

関係機関等と連携して、女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) 女性に対する性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発の推進

実態についての広報や関係法令の周知など、女性に対する性暴力、リベンジポルノや、売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 婦人相談事業【再掲】 [市民局]
- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施【再掲】 [市民局]

イ 相談体制の充実

関係機関や民間団体との連携などにより、女性に対する性暴力、リベンジポルノや、売買春、ストーカー行為などについての相談・支援体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 婦人相談事業【再掲】 [市民局]
- 警察、弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進【再掲】 [市民局]
- 性暴力被害者に対する相談体制の整備 [市民局]
- 広島県被害者支援連絡協議会での連携【再掲】 [市民局]

(2) 子どもに対する性暴力などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発や防犯・安全対策の推進

子どもに対する性暴力、児童ポルノなどを防止するため、関係機関が連携し広報・啓発活動に努めるとともに、地域においては、通学路や公園等における防犯・安全対策に取り組みます。

※ 具体的取組

- 児童虐待防止対策 [こども未来局]
- 子どもの安全対策推進事業 [教育委員会]

イ 早期発見・早期対応と被害を受けた子どもへの支援

児童相談所や学校、保育園等の関係機関の連携により、早期発見・早期対応に努めるとともに、性暴力被害を受けた子どもに対する支援に取り組みます。

※ 具体的取組

- 児童虐待防止対策【再掲】 [こども未来局]
- 性暴力被害を受けた児童等を発見した者の通告義務の周知徹底 [こども未来局]

重点目標（指標）

新

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	30.2 （平成 26 年度）	15.0 （平成 32 年度）

基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

女性も男性も、それぞれの身体的特徴を十分に理解し合い、互いへの思いやりをもって生きることが、男女共同参画を推進する上の前提となります。とりわけ、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

近年は、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸び等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要になっています。

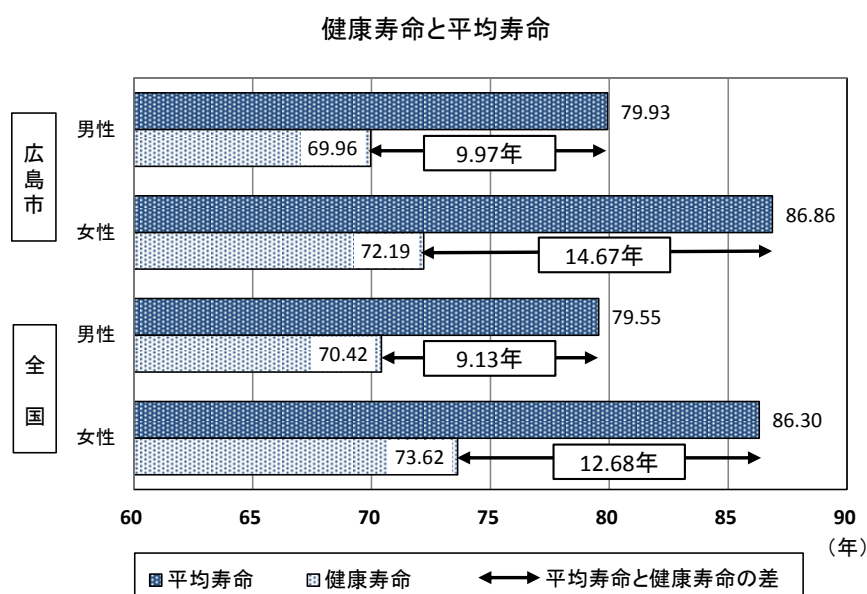
加えて、女性の就業が増加する中、働きながら妊娠や出産を迎える女性に対して、健診や受診の促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制を整備するとともに、マタニティ・ハラスメントの防止に取り組んでいく必要があります。

こうした性別による特性を踏まえ、身体的、精神的に大人への準備の時期である思春期から生命の誕生を迎える時期を経て更年期・高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージにふさわしい健康づくりを支援することが必要です。

さらに、疾患の罹患状況が男女で異なることから、生涯を通じた健康の保持増進のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。現在国において性差医療に関する調査・研究が進められており、今後、国の動向を踏まえながら、性差医療の普及に努める必要があります。

また、女性特有のがん（乳がん・子宮頸がん）の早期発見に向けた検診の必要性についても、普及・啓発に取り組む必要があります。

性の問題については、様々な情報が氾濫し、誰もが正しい知識を身に付けているとは必ずしも言えないのが現状です。HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症についても、薬物や喫煙のもたらす影響などと併せ、十分な情報提供が必要です。



「元氣じゃけんひろしま21(第2次)」(平成25年3月策定)

全国平均寿命は厚生労働省「平成22年完全寿命表」、その他は厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」及び厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに算定

基本施策 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

(1) 思春期の健康の保持増進のための支援

ア 啓発の推進

命の大切さに対する理解を深めるための取組や、思春期の心身の変化に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

※ 具体的取組

- こころの健康相談 [教育委員会]
- 思春期保健対策事業（思春期保健に関する講演会等の開催） [こども未来局]
- 思春期精神保健に関する相談指導 [健康福祉局]

(2) 妊娠・出産期を中心とする健康の保持増進のための支援

ア 妊産婦等への心身の健康保持増進についての啓発

妊娠・出産期における女性の心身の健康保持増進について、母子健康手帳交付などの機会を通じて妊産婦等への啓発を行います。

※ 具体的取組

- 妊産婦乳幼児等保健指導事業（母子健康手帳の交付に伴う妊婦指導）【再掲】 [こども未来局]

イ 事業者に対する妊産婦等への配慮の周知・啓発

働きながら安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦等の心身の健康保持増進への配慮やマタニティ・ハラスメントの防止について、事業者に対し周知・啓発を行います。

※ 具体的取組

- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

ウ 妊産婦に対する妊娠・出産についての情報提供、相談の充実

安全な出産に向けた妊産婦の健康管理を支援するための情報提供や相談の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 妊産婦乳幼児等保健指導事業（母子健康手帳の交付に伴う妊婦指導） [こども未来局]
- 妊婦乳児健康診査事業 [こども未来局]
- 妊娠・出産包括支援事業 [こども未来局]

エ 母子保健医療の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、周産期等における母子保健医療の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 未熟児養育医療給付事業 [こども未来局]

オ 妊産婦に対するパートナーの理解の促進

パートナーが妊産婦の身体や心の変化を理解し、ともに子育てをする意識を持つことができるよう支援します。

※ 具体的取組

- はじめての子育て応援事業【再掲】 [こども未来局]
- パパとママの育児教室の開催 [こども未来局]

カ 不妊に悩む男女への支援

不妊治療に関する経済的負担の軽減や相談支援を行います。

※ 具体的取組

- 不妊治療費助成 [こども未来局]

(3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

ア 更年期・高齢期の健康保持対策の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及などによる更年期・高齢期の健康保持対策に取り組みます。また、介護サービスの供給量の確保や質の向上に取り組むとともに、介護予防の推進を図ります。

※ 具体的取組

- 健康増進事業（健康相談） [健康福祉局]
- 健康増進事業（健康教育） [健康福祉局]
- こころの健康相談の実施【再掲】 [健康福祉局]
- 「元気じゃけんひろしま 21（第2次）」の推進 [健康福祉局]
- 居宅介護（介護予防）サービス等の給付【再掲】 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業【再掲】 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(4) 性差医療の推進

ア 性差に応じた的確な医療や健康診査の機会の充実

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- がん検診の実施 [健康福祉局]
- 骨粗鬆症検診の実施 [健康福祉局]

イ 心の健康保持対策の推進

女性の職場や家庭における状況や女性特有の身体的状況などによって生じる不安やストレスの軽減、解消を図るとともに、精神面で孤立しやすい男性の自殺予防などのための相談等を充実し、男女の心の健康づくりを支援します。

※ 具体的取組

- こころの健康相談の実施 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

ウ 性差医療の普及

性差に応じた的確な医療が受けられるよう、国の動向を踏まえながら、市民や医療関係者に対し、性差医療の重要性に関する普及・啓発を行うとともに、男女が抱える心身の問題について相談することのできる体制の整備を検討します。

※ 具体的取組

- 「女性に配慮した医療機関」の周知 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

基本施策 2 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「性と生殖に関する健康と権利※」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

(1) 啓発の推進

ア 性に関する相談機会や情報の提供

生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 家庭訪問指導事業（家族計画指導） [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

「性と生殖に関する健康」とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

基本施策 3 健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症などの健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症などに対する知識の普及・啓発や相談体制の整備などに取り組みます。

(1) 正しい知識の普及・啓発の推進

ア 性感染症や薬物乱用の防止などについての正しい知識の普及・啓発

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPVへの感染をはじめとする性感染症及び薬物の乱用などを防止するため、正しい知識を普及・啓発します。

※ 具体的取組

- エイズ予防対策事業（普及・啓発） [健康福祉局]
- 性感染症予防事業（普及・啓発） [健康福祉局]
- 覚せい剤等相談事業 [健康福祉局]
- 薬物乱用防止の普及・啓発 [健康福祉局]
- 喫煙対策推進事業（禁煙教室など） [健康福祉局]

(2) 相談しやすい体制の整備

ア プライバシー等に配慮した相談や検査の実施

性感染症や薬物などについて、プライバシー等に配慮した、安心して相談や検査を受けることのできる環境づくりに取り組みます。

※ 具体的取組

- エイズ予防対策事業（相談検査） [健康福祉局]
- 性感染症予防事業【再掲】 [健康福祉局]
- 薬物関連問題相談 [健康福祉局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
子宮がん検診の受診率を上げる	%	45.1 （平成 25 年度）	50.0 （平成 28 年度）
乳がん検診の受診率を上げる	%	44.3 （平成 25 年度）	50.0 （平成 28 年度）

基本目標 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

【現状と課題】

政治、経済、文化などあらゆる分野でグローバル化が進展し、環境問題や経済問題など日常生活を取り巻く課題は地球規模で展開しています。

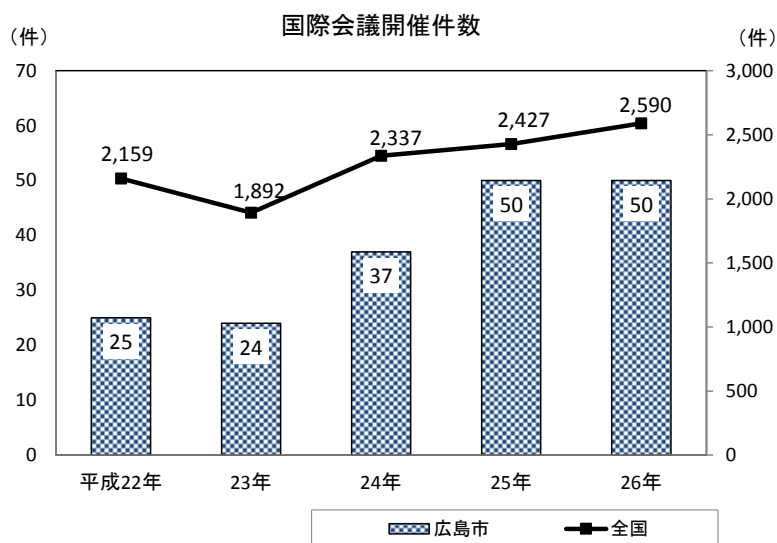
男女共同参画の推進についても、条例の前文において、男女共同参画社会の実現は本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであると述べるとともに、「国際社会の動向への留意」を基本理念に掲げているように、国際平和文化都市である本市の市民は、国際社会の取組に学び、世界の女性の地位向上と世界平和に貢献することが求められます。

このため、男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際的な動向を常に注視し、国際社会における取組の成果や経験を本市の男女共同参画の取組に活用するとともに、世界の女性の現状などについての国際理解を推進するための情報提供や学習機会の充実を図る必要があります。

また、本市は、ホノルル市、ボルゴグラード市、ハノーバー市、重慶市、大邱広域市及びモンテリオール市と姉妹・友好都市提携を結び、様々な交流を推進するとともに、市民等が行う国際交流・国際協力に対する支援、留学生会館の運営、アジアの諸都市からの研修員の受入れなどに取り組んでいます。

グローバル化が進展する中、ヒロシマの知名度を生かした幅広い国際交流・国際協力の推進が重要であり、平和活動や国際交流・国際協力活動などの取組を進める市民や団体に対する支援の充実を図る必要があります。

現在、本市においては、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、核保有国の為政者をはじめとした多くの人々に広島に来て、被爆の実相に触れ、平和への思いを共有し、核兵器廃絶の実現に向けて努力してもらおう「迎える平和」を推進しており、この被爆地ヒロシマで、より多くの人々に平和への思いを共有してもらえよう、女性団体等の平和活動を支援していきます。



日本政府観光局「日本の国際会議開催件数」

基本施策 1 国際社会の動向への理解の推進

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、世界の女性の現状などについての情報の収集や提供を行うとともに、学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解の推進を図ります。

(1) 世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の提供

ア 情報の収集と提供

世界の女性を取り巻く現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

※ 具体的取組

- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]

(2) 国際理解教育・学習の充実

ア 国際理解教育の充実

国際化に対応した学校教育の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 国際社会の中で共に生きていくことができる資質や能力の育成 [教育委員会]

イ 国際社会の動向に関する学習機会の提供

国際社会の動向等について理解を深め、男女共同参画社会づくりにも共通する地球規模の視点を持つための学習機会を提供します。

※ 具体的取組

- 国際青年会館主催事業 [教育委員会]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画に関する国際的な講演会等の開催 [市民局]

基本施策 2 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

地球規模の男女共同参画の推進に資するため、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

(1) 国際交流・協力、平和活動への支援

ア 市民やNPO等の取組の支援

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援し、その活動の成果を広く市民が共有することにより、地球規模の視点からの男女共同参画を推進します。

※ 具体的取組

- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]
- 姉妹・友好都市との交流推進事業 [市民局]
- 「姉妹・友好都市の日」の開催及び「ヒロシマ・メッセンジャー」の運営【再掲】 [市民局]
- 「国際交流・協力の日」の開催【再掲】 [市民局]
- 国際交流・協力事業への助成 [市民局]
- 国際交流ネットワークひろしまの運営 [市民局]

- 留学生会館主催事業【再掲】 [市民局]
- ヒロシマ平和の灯のつどい [市民局]
- 国際女性デーひろしま [市民局]

イ 開発途上国の女性の支援

開発途上国の女性へ研修、訓練の場を提供するなどの支援を行います。

※ 具体的取組

- ひろしま国際協力事業 [市民局]

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本目標 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【現状と課題】

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」として保障され、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」などと規定されています。

しかし、現実には、女性や子ども、高齢者等に対する暴力や虐待、学校におけるいじめ、障害者、外国人市民、性同一性障害を有する人等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

本市では、平成 14 年(2002 年)に「広島市人権教育・啓発推進指針」を策定し、人権問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後とも、全ての人の基本的人権を尊重するという観点から、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図る必要があります。

また、男女が互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。

本市では、条例の基本理念の一つを「男女の人権尊重」とするとともに、基本的施策として「市民の理解を深めるための措置」及び「男女共同参画に関する教育又は学習の振興」を掲げ、学習支援や啓発など様々な施策に取り組んでいます。

市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」と回答した人の割合は、平成 17 年度(2005 年度)の調査では、女性が 60.9%、男性が 51.5%でしたが、平成 26 年度(2014 年度)には、女性が 64.9%、男性が 52.7%となっています。約 10 年の間に、性別によって役割を固定する考え方を否定する人が男女ともに少しずつ増えていますが、依然として男性は女性よりも「同感しない」と回答した人の割合が低く、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると言えます。

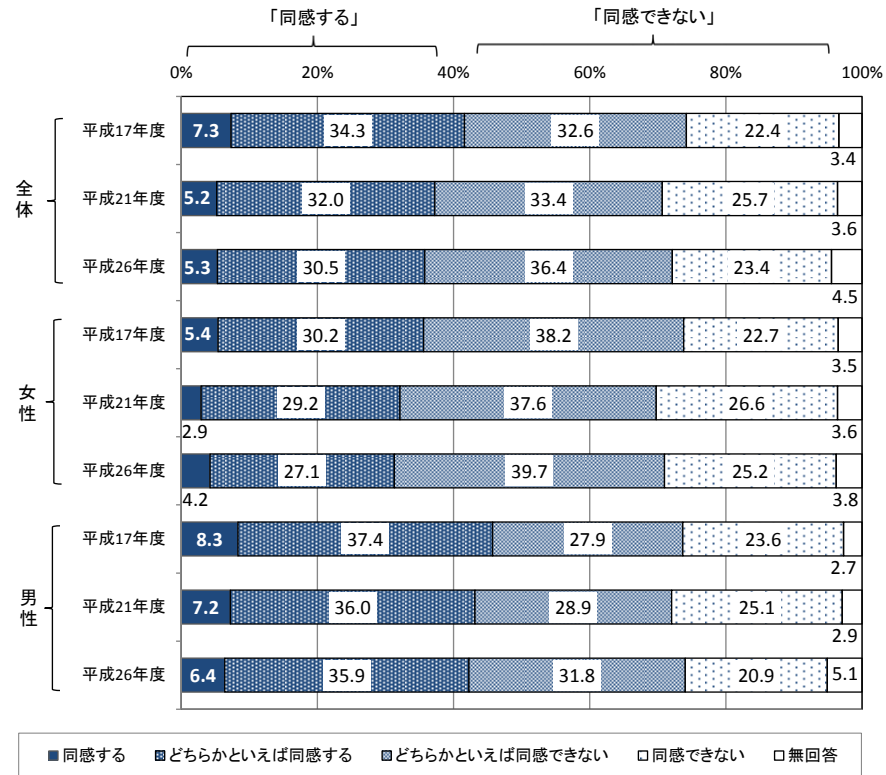
この男女の固定的な性別役割分担意識は、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、人々の中にある固定的性別役割分担意識を問い直し、男女共同参画の考え方を根付かせるための生涯学習や広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

メディアについては、人々に与える影響が極めて大きく、女性の性的側面のみを強調したり、女性を暴力行為の対象としてとらえたメディアにおける表現は、男女共同参画社会の実現を大きく阻害します。メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取組を促すとともに、受信する側もメディアからの情報を主体的に選択し読み解く能力を持つ必要があります。

また、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう、長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めるとともに、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進し、自立を促していく必要があります。

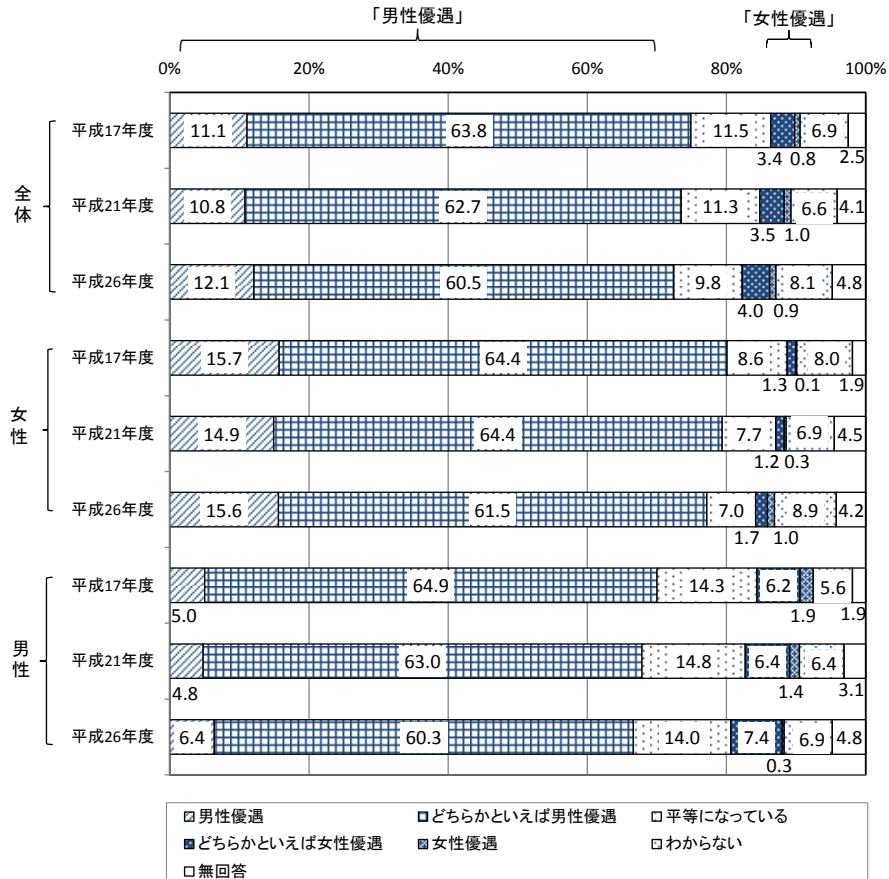
さらに、様々な情報が氾濫する現代社会の中で、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解を促進する必要があります。

性別に基づく固定的役割分担意識の推移
 ～「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 人権教育・生涯学習の充実

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする生涯学習を充実します。

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

ア 人権尊重に対する理解を深めるための取組の推進

誰もが日常生活において自然に人権尊重の態度や行動をとることができ、生き生きと暮らせる環境づくりに向け、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。

その中でも、とりわけ、高齢者、障害者、外国人市民であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人については、対等な協調関係であるパートナーシップに基づいて、誰もが互いに認め合い、多様性を受容し尊重する人権教育や啓発を推進します。特に、学校現場においては、性同一性障害などの児童生徒へ適切な対応を行う必要があることから、教職員等に対する情報提供や啓発に努めます。

※ 具体的取組

- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実【再掲】[教育委員会]
- 人権啓発事業 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 性的指向や性同一性障害などに関する啓発の実施、教職員等への情報提供等 [市民局、教育委員会]

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

ア 男女共同参画に関する学習機会の充実

女性の生涯にわたる学習の支援をはじめ、あらゆる世代の男女を対象にした男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 公民館・児童館等における男女共同参画に関する啓発 [市民局・教育委員会]

イ 法令・制度の理解促進のための学習機会などの提供

男女共同参画に関連の深い法令や制度についての理解を深めるための学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

ウ 学習支援のための情報提供や相談の実施

男女共同参画に関する市民の主体的な学習を支援するための情報提供や相談を実施します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

エ 学習・啓発活動の担い手となる人材の養成等

社会教育関係者への男女共同参画についての研修・啓発を充実するとともに、男女共同参画に関する市民の学習の支援や啓発活動を推進する担い手となる人材を養成します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画推進員の育成 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

基本施策2 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

(1) 広報・啓発活動の推進と表現の徹底

ア 広報・啓発活動の実施

男女共同参画に関する正しい理解を促すため、市の広報紙やホームページなどの活用、男女共同参画情報誌の発行に加え、民間の情報誌やテレビ、SNSなどのインターネットを活用した情報発信など、様々な広告媒体を活用した広報についても検討し、「男女共同参画週間」などに合わせた継続的、効果的な広報・啓発活動を実施します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行 [市民局]
- 男女共同参画週間事業 [市民局]
- 人権啓発事業【再掲】 [市民局]
- 市の広報紙、ホームページ、SNS、広報番組、デジタルサイネージ等の活用 [企画総務局、各所管局]
- 男女共同参画推進センターにおける情報提供の充実【再掲】 [市民局]
- 企業等との広報・啓発活動の連携の検討 [市民局]

イ 表現の徹底

市刊行物等の作成に当たっては、広報ガイドラインの普及・啓発などにより、男女共同参画の視点からの表現の徹底を図ります。

※ 具体的取組

- 広報ガイドラインの普及・啓発 [市民局]
- 広報担当職員研修 [企画総務局]

基本施策3 メディアにおける男女の人権尊重の促進

メディアにおける人権尊重を促進するため、市民がメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を向上させるための支援と、メディア関係者の自主的な取組が進むよう実効性のある対策を推進します。

(1) メディア・リテラシーの向上のための支援

ア 広報・啓発の推進

男女の固定的な性別役割分担意識を助長したり、女性や子どもを性的又は暴力行為の対象としてとらえたメディアの表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するという考えに基づき、メディア・リテラシーの必要性について広報・啓発活動の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける調査・研究及び普及・啓発の推進【再掲】 [市民局]

イ 学習機会や情報の提供

市民がメディア・リテラシーを向上させるとともに、ICTを適切に活用する能力を身に付けるための学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業【再掲】 [教育委員会]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(2) メディアに対する人権尊重のための働きかけ

ア メディア関係者への男女共同参画の視点からの取組の働きかけ

メディア関係者の自主的な取組を促進するため、男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、メディア関係者と定期的に協議する場の検討など、メディアにおける男女の人権尊重を促進するための働きかけを行います。

また、事業者に対して、子どもの健全育成のため、有害図書類へ子どもが接しないような配慮を要請します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- メディア関係者との協議の場の検討 [市民局]
- 有害図書類に関するコンビニエンスストアや書店、ビデオ店などへの協力要請 [教育委員会]

基本施策4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

男女がともに、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女の対等なパートナーシップの考え方をもとに、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする教育を充実します。

また、未来を担う子どもが自立した生活を送るための自立意識の醸成や将来を見通した自己形成のための支援を行います。

(1) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

ア 学校教育全体を通じた指導の充実

子どもの発達段階に応じ、幅広い科目において教材・資料の開発、活用を行うなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進します。

※ 具体的取組

- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実 [教育委員会]
- 男女平等教育に関する指導計画の作成 [教育委員会]
- 小・中学生向け男女共同参画啓発冊子等による啓発 [市民局]

イ 学校教育関係者等への男女共同参画についての研修・啓発の充実

教職員、保育士、保護者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 人権教育に係る研修会の充実及び国等が実施する研修への教職員の参加 [教育委員会]
- 保育士の研修 [こども未来局]
- 児童館・放課後児童クラブ指導員研修 [教育委員会]

(2) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

ア 主体的な進路選択を支援する進路指導の充実

自立に向け、職業観・勤労観を育み、個性を生かした主体的な進路選択を支援する進路指導の充実を図ります。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成） [教育委員会]
- プロフェッショナル人材活用事業 [教育委員会]

イ 若者の自立を促し社会参画を促進する取組の推進

男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるとともに、社会の構成員の一員としての意識を醸成するための取組を進めます。

※ 具体的取組

- キャリア教育の推進（進路指導の手引きの作成）【再掲】 [教育委員会]
- 高校・大学等と地域で活躍するボランティア団体等と連携した取組 [市民局]

(3) 情報教育の推進

ア 学校における情報教育の充実

メディア・リテラシーを育成するため、学校における情報教育の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 児童生徒の情報活用能力の育成 [教育委員会]
- 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業 [教育委員会]

(4) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

ア 男女共同参画の視点からの家庭教育への支援

家族が男女共同参画の視点から、協力しながら、未来を担う子どもを育てることができるよう学習機会や情報を提供します。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 小・中学生向け男女共同参画啓発冊子等による啓発【再掲】 [市民局]

(5) 性や健康に関する教育・啓発の推進

ア 性や性感染症、薬物乱用防止等に関する教育・啓発の充実

男女が互いの性を理解、尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、また、性感染症のり患、飲酒・喫煙及び薬物乱用などを防止するため、これまで行ってきた子どもへの指導や保護者への情報提供等に加え、新たに、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図るとともに、H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるH P V（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症、薬物乱用防止等に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

※ 具体的取組

- 思春期保健教育 [教育委員会]
- 「学校だより」等による情報提供 [教育委員会]
- エイズ予防対策事業（普及・啓発）【再掲】 [健康福祉局]
- 性感染症予防事業（普及・啓発）【再掲】 [健康福祉局]
- 覚せい剤等相談事業【再掲】 [健康福祉局]
- 薬物乱用防止の普及・啓発【再掲】 [健康福祉局、教育委員会]
- 思春期保健対策事業（思春期保健に関する講演会等の開催）【再掲】 [こども未来局]
- 未成年者の禁酒・禁煙環境づくりの推進 [健康福祉局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	%	女性 4.5 男性 11.5 (平成 26 年度)	女性 50.0 男性 50.0 (平成 32 年度)
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性 62.3 男性 53.5 (平成 26 年度)	女性 80.0 男性 80.0 (平成 32 年度)

基本目標 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けて、第2次基本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するためには、本市独自で取組を推進していくだけではなく、働く場、地域活動の場など、場面に応じて関係機関と連携しながら推進していく必要がありますが、この連携体制が十分に機能していません。特に、職業生活と家庭生活の両立など、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくべき課題に関して、経済団体や労働団体などとの連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進していく必要があります。

このため、平成26年（2014年）4月に、国、県、市町、経済団体、労働団体が一丸となって、働く場における女性の活躍を促進する「働く女性応援隊ひろしま」を結成し、企業の機運醸成などの取組を推進しています。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、民間団体、市民等の積極的な取組が重要であり、関係機関等がそれぞれの機能を十分に発揮しながら、連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実が必要です。

平成13年（2001年）の男女共同参画推進条例制定から10年以上が経過し、その間、アンケート調査を実施して市民ニーズを把握し、第2次基本計画に反映させ、取組を推進してきましたが、男女の固定的性別役割分担意識など、いまだに多くの課題が残っています。

このため、いまだ解消されない課題について、原因を分析し、実効性のある取組を推進していくための調査研究を実施していくことが必要です。

基本施策 1 国、県、市町、経済団体等との連携強化

第2次基本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、本市独自で取組を推進していくだけではなく、働く場においては、国、県、市町、経済団体、労働団体等の関係機関と一体となって、また、地域活動の場においては、市民やNPO、企業等とも連携を密にしながら、取組を推進していきます。

(1) 国、県、市町等との連携

ア 「働く女性応援隊ひろしま」の活動を通じた取組

労働力人口の減少が懸念される中、潜在的な労働力である女性が活躍できる環境を整備していくことが、企業を支えていく人材の確保、経済の活性化の観点からも重要であることから、平成26年（2014年）4月に、国、県、市町、経済団体、労働団体により結成された「働く女性応援隊ひろしま」の活動を通じて、女性の活躍促進に向けた企業の機運醸成及び取組促進等に取り組んでいきます。

※ 具体的取組

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定促進市町キャラバン [市民局]
- 働く女性応援リレーセミナー [市民局]
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援【再掲】 [市民局]

(2) 政令指定都市等との連携

ア 都市間で共有する課題への対応

政令指定都市をはじめとする他都市との間で共有する課題について、連携を図りながら、解決策に取り組むとともに、必要に応じて、国に女性の活躍促進のための政策を要望・提言していきます。

※ 具体的取組

- 国への提言・要望 [各所管局]

基本施策 2 市民やNPO、企業等との連携・協働

市民やNPO、町内会、地域団体、企業等と緊密な連携を図るために、情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努め、パートナーシップに基づき、それぞれが果たすべき役割を担いながら、協働して男女共同参画を推進します。

(1) 市民等の活動支援

ア 市民等への情報提供の充実・ネットワークづくりの支援

市民や企業等とのネットワークを構築し、連携を図るとともに、自主的な取組を促進するため、男女共同参画情報誌など、男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、専門講師の派遣などによる支援を行います。また、市が補助金を交付する団体等における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用についての働きかけなどを行います。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- 事業所向け男女共同参画支援講座の開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画に関する意識啓発の強化【再掲】 [市民局、各所管局]
- 女性の登用状況調査の制度化の検討【再掲】 [市民局]
- 補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働きかけ方法の検討【再掲】 [市民局]
- 女性登用に関する取組の好事例の発信【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センター登録団体ネットワークの形成・情報交換活動 [市民局]
- 企業等との広報・啓発活動の連携の検討【再掲】 [市民局]
- 防災・被害者支援地域女性ネットワークとの連携【再掲】 [市民局]

基本施策 3 男女共同参画の調査研究の実施

平成 13 年（2001 年）の男女共同参画推進条例制定から 10 年以上が経過し、その間、第 2 次基本計画等に基づき、施策の推進に取り組んできましたが、男女の固定的な性別役割分担意識など、いまだに多くの課題が残っています。

それらの課題を分析するため、アンケート調査を実施し、分析・公表するとともに、女性団体等が実施している調査研究を支援していきます。

(1) 調査・研究

ア 男女共同参画に関するアンケート調査の実施・分析・公表

男女共同参画の推進に関する取組について先進的な取組事例などの情報を収集するとともに、本市の特性を踏まえながら施策を推進していくため、本市における男女共同参画の現状や意識について、定期的に調査を行います。調査研究の成果や収集した情報については、市民にホームページ等で提供していくとともに、適宜、施策に反映していきます。

さらに、女性団体等が実施している調査研究を支援していきます。

※ 具体的取組

- 男女共同参画に関するアンケート調査 [市民局]
- 女性団体等における調査研究の支援と報告会の開催など [市民局]

3 施策の目標（指標）の一覧

【凡例】

重点

重点的に取り組む施策の目標（指標）

新

計画見直しに当たって新たに設定した施策の目標（指標）

施策の目標（指標）		単位	現 状	目標数値 （期限）
I あらゆる分野における女性の活躍				
基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大				
重点	審議会における委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす	%	37.7 (H27. 4. 1)	100 (H33. 4. 1)
重点	市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	10.3 (H27. 4. 1)	16.0以上 (H33. 4. 1)
	行政委員会における女性委員の割合を増やす	%	36.4 (H27. 4. 1)	40.0以上 (H33. 4. 1)
	市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす	% 校長 教頭	19.9 24.2 (H27. 4. 1)	30.0 40.0 (H33. 4. 1)
	補助金交付団体における女性役員の割合を増やす	%	36.5 (H26年度)	40.0以上 (H32年度)
基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立				
重点	民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	%	12.0 (H27年度)	15.0 (H32年度)
新 重点	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす	社	—	50 (H32年度)
重点	民間企業の男性の育児休業取得率を上げる	%	3.8 (H26年度)	13.0 (H32年度)
	男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)	事業者	44 (H26年度)	60 (H32年度)
	職業生活と家庭生活の両立に取り組む市内の民間事業所の数を増やす (仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録事業所数)	事業所	406 (H26年度)	470 (H32年度)
新	働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす	%	—	50.0 (H32年度)
	男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)	分	40 (H26年度)	90 (H32年度)
	市の男性職員の育児休業取得率を上げる	%	3.9 (H26年度)	13.0以上 (H31年度)
	保育園等入園待機児童の解消を図る	人	66 (H27. 4. 1)	0 (H28. 4. 1以降)
新	放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	人	247 (H27. 5. 1)	0 (H28. 4. 1以降)
新	女性求職者の就職率を高める (ハローワークにおける女性の新規求職者 (25歳～44歳)のうち就職した人の割合)	%	28.3 (H26年度)	30.0 (H32年度)
	「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	44 (H27. 4. 1)	50以上 (H33. 4. 1)

施策の目標（指標）		単位	現 状	目標数値 （期限）
基本目標3 地域における男女共同参画の推進				
重点	消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす	人	1 (H27. 4. 1)	27 (H33. 4. 1)
	男女共同参画推進センター利用者の満足度を高める	%	67. 3 (H26年度)	80. 0 (H32年度)
Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現				
基本目標4 安心して暮らせる環境の整備				
重点	経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす （高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合・人数）	% 【人】	50. 9 【221】 (H26年度)	51. 1 【248】 (H31年度)
	若年求職者の就職率を高める （ハローワークにおける34歳以下の新規求職者のうち就職した人の割合）	%	27. 0 (H26年度)	28. 4 (H32年度)
	高齢者のうち、要支援・要介護状態になる人の割合を抑える	%	19. 2 (H26年度)	20. 2 (H29年度)
	施設を退所し地域で生活する障害者の数を増やす	人	127 (H26年度)	116 (H29年度)
基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援				
重点	D V被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	30. 2 (H26年度)	15. 0 (H32年度)
	D Vの相談窓口を知っている人の割合を増やす	% 女性 男性	53. 7 52. 3 (H26年度)	70. 0 70. 0 (H32年度)
	過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4. 0 (H26年度)	2. 0 (H32年度)
基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援				
重点	子宮がん検診の受診率を上げる	%	45. 1 (H25年度)	50. 0 (H28年度)
重点	乳がん検診の受診率を上げる	%	44. 3 (H25年度)	50. 0 (H28年度)
	健康寿命を延ばす	年 女性 男性	72. 19 69. 96 (H24年)	健康寿命の 延伸
	成人男女の喫煙率を下げる	% 女性 男性	7. 1 26. 9 (H23年度)	喫煙率の 減少
基本目標7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進				
	（指標なし）	—	—	—
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備				
基本目標8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成				
重点	男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	% 女性 男性	4. 5 11. 5 (H26年度)	50. 0 50. 0 (H32年度)
重点	固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	% 女性 男性	62. 3 53. 5 (H26年度)	80. 0 80. 0 (H32年度)
	全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75. 4 (H26年度)	84. 0 (H32年度)
基本目標9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施				
	（指標なし）	—	—	—

第3章 計画の推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたるため、全庁的に推進していく必要があります。また、学識経験者等によって構成される「男女共同参画審議会」などの会議の活用や、「男女共同参画推進センター」や「男女共同参画推進員」と連携・協力しながら取組を展開していくことが必要となります。

庁内推進体制

1 男女共同参画推進本部

市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 横断的な取組の推進

案件に応じて、各種会議等を活用し、連携を図りながら、横断的な取組を推進し、諸問題に対応します。

3 男女共同参画基本計画の進行管理

毎年度、施策の目標（指標）の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

4 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を定期的に行うことで、職員一人一人が、職場で施策を推進するときはもとより、家庭・地域などにおいても、率先垂範して男女共同参画を実践していきます。

施策等の審議・意見交換

1 男女共同参画審議会

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員などにより構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を一層発揮します。

2 男女共同参画推進連携会議

有識者や事業者等で構成し、情報や意見の交換などを行う「男女共同参画推進連携会議」により、互いに連携や協力をしながら、職場における男女共同参画の取組を促進するとともに、家庭や地域における男女共同参画の取組を促進します。

市民等の参画の推進

1 男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設である「男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

2 男女共同参画推進員

男女共同参画について、広く市民の理解を得るため、「男女共同参画推進員」を養成・登録し、男女共同参画推進センターや公民館と連携して、男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進するための活動を行っています。

男女共同参画推進体制

庁内推進体制

■男女共同参画推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長

構成員：各局・区長

幹事会

幹事長：市民局人権啓発部長

副幹事長：男女共同参画課長

構成員：各局・区等庶務担当課長ほか

施策連携

■各局・区
各種会議等

推進状況報告
・指示決定

連絡調整
・推進状況報告

■男女共同参画課

- ・男女共同参画の推進に係る企画調整
- ・男女共同参画基本計画の立案・推進、進行管理
- ・施策の推進状況の把握

施策等の審議・意見交換

男女共同参画
審議会

男女共同参画
推進連携会議

市民等の参画の推進

男女共同参画
推進センター

男女共同参画
推進員

参 考 資 料

(写)

広 権 共 第 8 号

平成 26 年 6 月 10 日

広島市男女共同参画審議会 様

広島市長 松 井 一 實

第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問）

広島市男女共同参画推進条例（平成 13 年広島市条例第 55 号）第 8 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

広島市は、広島市男女共同参画推進条例に基づき、「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」（平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度））を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画の平成 26 年度（2014 年度）までの施策の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、今後の施策を進めていく際の基本的な考え方についてお示しください。

広島市男女共同参画審議会の審議状況等

年度	開催日等	議 事 等
26	6 月 10 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問） ・ 男女共同参画審議会の進め方について ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施について
	8 月 29 日 ～10 月 14 日	＜広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施＞
	9 月 2 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画の平成 25 年度の進捗状況について ・ 広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査について
	11 月 28 日 ～12 月 26 日	＜広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の実施＞
	3 月 20 日	○第 3 回男女共同参画審議会 ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の結果報告 ・ 配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の結果報告 ・ 平成 27 年度広島市男女共同参画審議会のスケジュールについて ・ 部会の設置、部会委員の選任について ・ 平成 27 年度当初予算の概要（男女共同参画施策関係）について
27	5 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	6 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV防止計画グループ） ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	7 月 29 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画における施策の目標（指標）等についての検討
	10 月 27 日	●第 3 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の（見直し案）等についての検討
	11 月 5 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV防止計画グループ） ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（見直し案）等についての検討
	11 月 24 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画（見直し案）についての検討 ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（見直し案）についての検討 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画の平成 26 年度の進捗状況について

年度	開催日等	議 事 等
27	1 月 21 日	＜広島市議会の総務委員会に、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の中間見直し（素案）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直し（素案）を説明＞
	1 月 25 日 ～2 月 15 日	＜第 2 次広島市男女共同参画基本計画の中間見直し（素案）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直し（素案）に関する市民意見募集＞
	3 月 7 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直しに関する答申（案）について
	3 月 17 日	【市長に答申】
	3 月 22	＜平成 27 年度第 1 回広島市男女共同参画推進本部会議において、第 2 次広島市男女共同参画基本計画及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の変更を承認＞

※ ○は審議会（全体会議）、●は検討部会

広島市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)
平成28年(2016年)3月現在

	氏名	役職等	性別	基本計画 グループ	DV防止計画 グループ
1	井手口 ヤヨイ	広島市男女共同参画推進員	女		●
2	伊藤 唯道	広島市保育連盟会長	男	●	
3	大原 裕二	連合広島広島地域協議会事務局長	男	●	
4	北 佳弘	パパフレンド協会代表理事	男	●	
5	貴田 月美	広島市女性団体連絡会議会長	女		●
6	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授	女		●
7	小出来 敬三	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課 課長補佐	男		●
8	牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス代表取締役社長	女	●	
9	佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹	男		●
10	◎ 篠原 収	広島女学院大学国際教養学部教授	男	●	●
11	高倉 悦子	広島労働局雇用均等室長	女	●	
12	永岡 敏子	管理薬剤師	女	●	
13	中谷 久恵	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授	女	●	
14	中野 博之	広島県経営者協会専務理事	男	●	
15	中村 隆行	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター センター長・専務理事	男	●	
16	○ 平谷 優子	弁護士	女	●	●
17	山手 園子	特定社会保険労務士	女	●	

※ ◎は会長、○は副会長

(12名)

(7名)

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代行する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第 2 条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の 1 員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

- 第 5 条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

きる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定によ

り国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原子爆弾によって壊滅的な被害を受けた広島は、日本国憲法の下、民主主義の成長とともに、奇跡的な復興を遂げる一方で、自らの悲惨な体験から、世界の平和を希求してきた。

平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。

しかし、現実には、社会において、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、いまだに根強く残っており、男女平等の達成には多くの課題がある。

また、国際化、少子高齢化及び高度情報化が急速に進展する中で、豊かで生き生きとした地域を実現して未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野で対等に協力し、政策又は方針の立案及び決定に参画することが重要である。

このような男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう、配慮されること。
- (3) 男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と、当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康に関し、男女の人権が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(本市の責務)

第4条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 本市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たっては、市民及び事業者との交流、情報の交換その他の連携を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、その配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(本市の政策の決定過程への女性の参画推進)

- 第9条 本市は、率先垂範して、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、次に掲げることに努めるものとする。
- (1) 執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員への女性の任命又は委嘱
 - (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発
 - (3) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり

(市民の理解を深めるための措置)

- 第10条 本市は、第3条に規定する基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の参画による懇談会の開催等の広報広聴活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画に関する教育又は学習の振興)

- 第11条 本市は、市民があらゆる機会を通じて男女共同参画についての関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申し出への対応)

- 第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

- 第13条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係の機関又は団体と協力し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、広島市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

- 第14条 本市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

- 第15条 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 本市は、事業者が方針の決定過程における男女共同参画を推進するための措置を講じようとする場合において、当該措置に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
 - 3 本市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他の男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じた助言を行うことができる。
 - 4 本市は、農林水産業、商工業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
 - 5 本市は、前3項に規定するもののほか、事業者についての男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、広島県等と連携又は調整を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する支援)

- 第16条 本市は、方針の決定過程への女性の参画の推進、男女共同参画に向けた自主的な活動その他の男女共同参画の推進のための活動を行う民間の団体に対し、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置)

- 第17条 市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(年次報告)

第 18 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広島市男女共同参画審議会)

第 19 条 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、広島市男女共同参画審議会を置く。

2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 3 章 雑則

(委任規定)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画に関する広島市・国・世界の動き

年	広島市	国	世界(国連)
1975年 (昭和50年)		「婦人問題企画推進本部」設置	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
八 一 九 七 国 連 年 婦 人 の 十 八 五 年 V	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定
	1978年 (昭和53年)	広島市新基本計画に、婦人対策を位置付け	
	1979年 (昭和54年)	「青少年婦人対策課」設置	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
	1980年 (昭和55年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	1982年 (昭和57年)	婦人教育会館(現:女性教育センター)開館	
	1985年 (昭和60年)	「広島市婦人問題懇話会」設置	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)	「ひろしま21世紀女性プラン」策定 「広島市女性問題協議会」設置 「広島市女性に関する行政推進連絡会議」設置(局長会長)		
1990年 (平成2年)			国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1992年 (平成4年)	「女性行政推進課」設置(専管組織)		
1994年 (平成6年)		「男女共同参画審議会」設置(政令) 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)		「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	「ひろしま21世紀男女共同参画プラン」策定 「広島市女性行政推進本部」設置(市長本部長)	「男女共同参画審議会」設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年 (平成12年)	庁内の推進本部を「広島市男女共同参画推進本部」、庁内組織を「男女共同参画室」、協議会を「広島市男女共同参画協議会」に、各々名称変更	「男女共同参画基本計画」策定	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 (平成13年)	「広島市男女共同参画推進条例」公布、施行 「広島市男女共同参画審議会」設置(条例)	内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「DV防止法」公布、施行 「育児・介護休業法」改正	

年	広島市	国	世界(国連)
2003年 (平成15年)	「広島市男女共同参画基本計画(第1期)」策定		
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正	
2005年 (平成17年)		「男女共同参画基本計画(第2次)」改定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)		「男女雇用機会均等法」施行 「DV防止法」改正	
2008年 (平成20年)	「広島市男女共同参画基本計画(第2期)」策定 専管組織を「男女共同参画課」に名称変更		
2009年 (平成21年)	「広島市配偶者暴力相談支援センター」設置		
2010年 (平成22年)	「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定	「男女共同参画基本計画(第3次)」改定	
2011年 (平成23年)	「第2次広島市男女共同参画基本計画」策定		UN Women正式発足
2012年 (平成24年)		「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	
2014年 (平成26年)		「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議
2015年 (平成27年)		「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画(第4次)」改定	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))
2016年 (平成28年)	「第2次広島市男女共同参画基本計画」及び「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」中間見直し	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	

用語解説

用 語	解 説
I C T	情報通信技術のこと。同義語として、I T（Information Technology の略）があるが、本市では、情報通信技術の利活用を推進する上で、コミュニケーションの重要性を明確にするため、コミュニケーション（Communication）の頭文字Cが入った「I C T」を使用している。
育児・介護休業法 （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るとともに、職業生活と家庭生活との両立への支援を通じてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。平成 21 年（2009 年）6 月の改正では、事業者に対して、3 歳未満の子どもを持つ労働者に対する短時間勤務の措置や所定外労働時間の免除、介護休暇の導入などが義務付けられ、平成 24 年（2012 年）7 月から全面施行された。
S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
N P O	継続的・自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織のこと。N P Oとは、Non - Profit Organization の略語である。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。
エンパワーメント	意思決定過程に参画し、自立的な力を付けること。
家族経営協定	農業を営む家族が、経営や家庭生活全般について話し合い、経営の役割分担や収益配分、就業条件等を取り決め、それを家族間のルールとして文書にすること。
キャリア教育	望ましい職業観や勤労観、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力と態度を育てる教育
固定的性別役割分担意識	男女は性別によって、「男は仕事、女は家庭」といったようにその役割が定められているという考え方であり、男女が分かち合うべき家事や子育て、介護などの役割を女性にのみ期待することをいう。こうした考え方は、女性の能力開発や社会参画を阻む要因の一つとなっている。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律で平成 17 年（2005 年）4 月から 10 年間の時限立法として制定された。地方公共団体が地域における行動計画を策定・公表するとともに、地方公共団体及び 101 人以上の労働者を雇用する企業に、仕事と子育ての両立を支援するための事業主行動計画を策定することを義務付けている。なお、この法律は平成 26 年（2014 年）4 月の改正により、法律の有効期限が平成 37 年（2025 年）3 月 31 日まで 10 年間延長された。

用 語	解 説
女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成 38 年（2026 年）3 月までの 10 年間の時限立法として制定された。地方公共団体が推進計画を策定・公表するとともに、地方公共団体及び 301 人以上の労働者を雇用する企業に、女性の活躍状況を把握し、課題分析した上で、女性の職業生活における活躍を推進するための事業主行動計画を策定することを義務付けている。
女性に対する（あらゆる）暴力	公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わず、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等をいい、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や交際相手からの暴力）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含む。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日（11 月 25 日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの 2 週間を運動期間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る。
ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者やその家族等に対して、つきまとい・待ち伏せ・押しかけなどを繰り返し行うこと。
性差医療	1980 年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かかってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれかの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同じ性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性と生殖に関する健康と権利	「性と生殖に関する健康」とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び性と生殖に関する健康を得る権利」とされている。

用 語	解 説
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に、その機会を積極的に提供すること。
多文化共生	異なる国籍や民族の人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、社会の構成員として生きていくこと。
男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年（1999 年）6 月 23 日を踏まえ、毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指す。
男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。昭和 61 年（1986 年）4 月 1 日に女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として施行され、平成 9 年（1997 年）には、ポジティブ・アクション及びセクシュアル・ハラスメントの創設などを盛り込んだ改正が行われ、平成 18 年（2006 年）には、男女双方に対する差別を禁止するなど「性別による差別の禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを内容とする改正が行われた。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援する機関。地域包括支援センターでは、専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等）が、介護予防の支援をはじめ、介護や保健・医療・福祉など様々な相談に応じる。
庁内公募制	本市職員の意欲の増進と業務能率の向上を図ることを目的として、特定の業務やポストへの異動希望者を庁内から公募する制度
デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用し、画面等に映像や情報を表示する広告媒体
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	配偶者や交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的な暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。
ニート	職業や学業に就かず、職業訓練も行っていない若者をいう。ニートとは、Not in Employment, Education or Training の頭文字（N E E T）を取った略語である。

用 語	解 説
配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行う。都道府県の婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成 19 年（2007 年）の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果たすよう努めるものとされた。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせ等を指す。妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇、不利益な異動、減給、降格など、事業主からの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されている。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう製品、施設、サービスなどをデザインする考え方
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合